

ISSN 2434-513X

# 東アジア日本学研究

## 第10号

Japanese Studies in East Asia

No.10

東アジア日本学研究学会

The Society of Japanese Studies in East Asia

2023年9月20日発行

## 学術研究の「新しい日常」の構築に向けて

三年ぶりの現地調査に胸が膨らんだ。北京から昆明に向かう飛行機の中で「空港からの情報によると、昆明の現在の気温は19℃…」とアナウンスが流れる。昆明郊外の長水国際空港に降り立った瞬間、居心地の良い空気に懐かしさを感じる。昆明は、冬は温暖で、夏は涼しいことで「春城」の異称を持つ。19℃の気温は、連日の「危険な暑さ」から脱出してきた私には信じがたい快適さだった。昆明在住の研究者たちが開いてくれた歓迎会で三年ぶりの再会を喜び合いながら、互いの研究や現地調査について情報交換を行ったが、ふと「新しい日常」が話題の中心となりつつあることに気づいた。

「新しい日常」(New Normal)は、今世紀初めのリーマンショック後にアメリカで登場した言葉だったが、コロナ禍ではマスクの着用、在宅勤務、リモート型授業などを通して人と人の交流と接触を制限して社会的距離を保つといった、コロナ感染症拡大を防止するための新しい日常の習慣として用いられた。感染症の拡大が終息に向かいつつある今日、after コロナ、post コロナ、with コロナが意識されるにつれ「新しい日常」も新しい文脈で使われるようになったように思われる。特に注目したいのは、それが目先の感染症対策としての、単なるリスクマネジメントとしての枠組みを越えた一種の概念装置となった点である。感染症をもたらすウィルスの完全撲滅を追い求めるのではなく、自然と人間の関係性を見直し、長期的な展望に立って人間の新しい生活様式を模索しようとする動きであり、また、コロナ禍が残した遺産、例えば、リモートによる授業や学術交流、在宅勤務などを一時的応急措置として考えるのではなく、社会構築の新しい視点として生かしていこうとする考え方である。コロナ禍の中で強いられた「新しい日常」では、個別化が推奨され、今までの集団志向性や共通性、または平均性の重視が否定された側面がある。これからの「新しい日常」ではこうした特性が増していく可能性がある。

「新しい日常」は誰から与えられるものでも、また与えられてよいものでもない。変化する社会の中で研究者一人ひとりが自らにとっての「新しい日常」を考え、その構築に挑み、自らのスタイルで研究を進めていくことが求められよう。「新しい日常」は一つの解決すべき課題なのである。今までフィールドワークの研究手法に拘ってきた私にとって、中国西南のフィールドは無尽の仮説や課題を提供してくれる魅力的な場所であり、現地での毎日は「刺激的で発見のある日常」だったし、これからもそうであると信じたいが、現地との対話において「新しい日常」に似合う謙虚で柔軟な姿勢で臨みたいと思う。

この度、『東アジア日本学研究』(第10号)には本学会会員による投稿論文8本が掲載され、世に問う運びとなった。研究活動が大きく制限されたコロナ禍の中でも意欲的に研究を続けてきた会員の皆さんに敬意を表すると同時に、年二回の学会誌の編集に尽力して頂いた編集委員の皆さん、査読者の皆さんに心から感謝の辞を送りたい。

東アジア日本学研究学会  
会長 金龍哲

## 目次

巻頭言	金龍哲(東アジア日本学研究学会会長)	1
<b>【論文】</b>		
何思瑩	量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方について —動詞との共起関係から—	3
辻本桜子	「自主助言」場面における表明方法 —在日中国人日本語学習者と日本語母語話者の比較—	19
福田翔	中国語母語話者による日本語可能表現の産出と習得 —母語による影響に着目して—	35
池孝民	玄相允と『青春』誌について	47
ニイ ウエイ	莫言文学と映像表象の相互関係についての一考察 —映画『故郷の香り』を中心に—	61
村下慣一	富木謙治「現代体育論」に関する予備的考察 —退官記念書籍『体育と武道』を手がかりとして—	73
高小超	旧日本軍中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済可能性 —在外被爆者の救済を手がかりに—	87
力丸美和	大学の日本語教育における日本語母語話者教師と中国人教師のマネジメント —差異を踏まえた留意点に関する分析—	105
学会役員		123
学会動向	李東哲(東アジア日本学研究学会副会長)	124
会員消息	李東哲(東アジア日本学研究学会副会長)	125
東アジア日本学研究学会会則		126
『東アジア日本学研究』投稿要領		129
『東アジア日本学研究』執筆要領		132
『東アジア日本学研究』査読要領		133
編集後記		135

## 量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方について —動詞との共起関係から—

何 思瑩（名古屋大学大学院生）

### 要旨

本研究は動詞との共起関係から、現代日本語における量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方について論じたものである。本研究では小泉[他]に記載されている基本動詞 728 語のうち 80 語の動詞と「少し」との共起関係から、「少し」の数量限定には次の 6 種類があることを指摘した。

動作持続時間量：動作持続の時間量を限定する。（例：少し遊ぶ）

結果維持の時間量：一つの動作からもう一つの動作が行われるまでの時間量を限定する。

（例：少し冷蔵庫に置く）

主体移動量：人間の移動的距離量を限定する。（例：少し歩く）

対象移動量：人間の働きかけによる対象の移動量を限定する。（例：窓を少し開ける）

主体数量：主体の数量を限定する。（例：少し残る）

対象数量：対象の数量を限定する。（例：少し残す）

**キーワード：** 「少し」、数量限定、共起関係、持続性、自他性

### はじめに

本稿は現代日本語における量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方について動詞との共起関係から考察するものである。「少し」は以下の (1) ~ (6) のように様々な動詞と共起し、量に関わる様々な意味を表すことができる。本稿では「少し」の在り方を大きく「時間量」、「移動量」、「個体数量」の 3 つに分け、さらに動詞の持続性や自他性によって、それぞれ 2 つに分ける。

まずは時間量に関するものについて見る。

- (1) 私が少し話すと、すぐに彼に遮られた。（動作持続時間量）（作例）
- (2) 少し起きてまた寝る。（結果維持の時間量）（作例）



(1) と (2) の「少し」はいずれも「時間量」に関わっているが、動詞の持続性によって、時間量の在り方に違いがある。すなわち、(1) の「少し」は「話す時間が短い」という動作の持続時間量を表す。(2) の「少し」は「起きた状態である時間が短い」という動作の結果維持時間を表すという違いがある。いずれの「少し」も「時間量」に関わるものであるが、(1) の「話す」は持続動詞であり、(2) の「起きる」は瞬間動詞であるという違いがある。

なお、「少し話す」は「話す時間が短い」という動作持続時間量としての解釈だけでなく、後の (6) のように「話す内容が少ない」という対象の数量としての解釈もできる。本稿ではこのような解釈の「重なり」についても見ていく。

次に、移動量について見る。

(3) 私はアパートから少し離れて、振り返った。(主体移動量) (作例)

(4) 私は窓を少し開けて外を見た。(対象移動量) (作例)

(3) と (4) の「少し」はいずれも移動量を表すが、動詞の自他性によって移動物に違いがある。すなわち、(3) の「離れる」は意志的自動詞であり、主体である「私」の移動距離が小さいことを表すのに対し、(4) の「開ける」は他動詞であり、対象である「窓」の開き具合が小さいことを表す。

また、(3) の「離れる」のような移動動詞が「少し」と共起するときは、「動作持続時間量」を表すこともできると思われる。(4) の「少し開ける」は「～しておく」、「～したままにする」などの表現がついて、当該の動作の結果を維持することを表す文脈においては「少し」の在り方が異なる場合がある。「少し」の在り方の「重なり」については第3節で詳しく説明する。

最後に、個数数量について見る。

(5) 下着に血が少し付いている。(主体の数量) (作例)

(6) 私は見本を少し作った。(対象の数量) (作例)

(5) と (6) の「少し」はいずれも個数数量を表す解釈ができるが、動詞の自他性によって、個数数量の在り方が違う。すなわち、(5) の「付く」は無意志自動詞であり、この「少し」は主体である「血」の数量を表すのに対し、(6) の「作る」は他動詞であり、この「少し」は対象である「見本」の数量を表すという違いがある。

このように、本稿では、共起する動詞の持続性や自他性の違いから、量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方を考察し、「少し」の数量限定の在り方には、6つのタイプがあることを指摘する。

## 1. 先行研究とその問題点

本節では日本語の量的程度副詞の数量限定の仕方に関する先行研究を検討し、先行研究の問題点を述べたうえで、本稿の研究課題を提示する。先行研究として、仁田（2002）と佐野（2006）が挙げられる。

まず、仁田（2002）について見ていく。仁田（2002：188）は「動きそのものの持つ量性に対する限定は、量程度の副詞の代表的な用法である」とし、それに（7）～（10）のように、量的程度副詞の数量限定の在り方を「主体の存在量と所有量の個体数」（7）、「動きへの数量限定が対象の数量限定として実現している」（8）、「動きへの数量限定が時間的広がり・時間量として実現している」（9）、「動きへの数量限定が空間的広がり・空間量として実現している」（10）の4つに分けている。

(7) 「ところが、れっきとしたストア哲学者のくせに、死後というものを信じてるやつが大勢、でもないがかなりいるんだぜ」（仁田 2002：184）

(8) だいぶ酒を飲んでいるようなので別の日にしてくれという。（仁田 2002：185）

(9) 「小野寺さん…ずい分探したわ」（仁田 2002：186）

(10) 手をほんのちよつと伸ばしさえすれば、すぐ届くところに啓子の肉体があった。  
（仁田 2002：186）

仁田（2002）は（7）の「イル」のような存在量や「アル」のような所有量でもない限り、（8）～（10）のような対象の数量、時間量、空間量はすべて動きの数量限定に関連していると主張している。

また、仁田（2002）は共起する動詞を「持続性を持たない動き」と「持続性を持つ動き」の2つに分けている。仁田（2002）の量的程度副詞の数量限定に関する研究をまとめると次の表1のようになる。

**表1 仁田（2002）における量的程度副詞の数量限定の在り方と動詞のタイプ**

（括弧内の数字は対応する例文番号を示す）

動きの量に関 連するか	数量限定の在り方	動詞のタイプ
×	「イル」の存在量と「アル」 所有量（7）	持続性を持たない動き
○	対象の数量限定（8）	持続性を持つ動き
	時間量（9）	
	空間量（10）	

次に、佐野（2006）について見ていく。佐野（2006：80）は「『総体としての動きのエネルギー量の大小』を表す最も中心的な用法は『動きの量』である」とし、量的程度副詞の数量限定では「動きの量」が最も中心的な用法であると主張しているという点で仁田（2002）と共通している。仁田（2002）に基づき、さらに量的程度副詞の数量限定の在り方と共起する動詞の性質との関係について（11）～（14）を挙げて考察している。

- （11）松田はちょっと黙っていたが、どこかへ行って鍬を持って戻り、栄二と並んで溝掘りにかかった。（佐野 2006：86）
- （12）先生の勧めで同文学賞にズイブン応募した。（佐野 2006：83）
- （13）大きくなるまで食べられないものがずいぶんあったわ。（佐野 2006：81）
- （14）大泉署の調べによると、事後当時、雪がかなり降っていて、路面はシャーベット状態だったという。（佐野 2006：81）

佐野（2006）は、（11）の「黙る」ような動きの結果を主体的に維持する動詞は「動きの時間量」を表し、（12）の「応募する」のような永続的な変化を表すもの以外の動詞は「動きの度数」を表し、（13）の「ある」のような存在量と所有量を表す動詞は動きに関わらない主体や対象の数量を表すことができるのに対し、（14）は動きに関わる主体や対象の数量を表すと述べている。佐野（2006）における量的程度副詞の数量限定の在り方と動詞のタイプをまとめると、表2のようになる。

表 2 佐野 (2006) における量的程度副詞の数量限定の在り方と動詞のタイプ

(括弧内の数字は対応する例文番号を示す)

動きの量に関連するか	数量限定の在り方	動詞のタイプ
○	時間量 (11)	動きの結果を主体的に維持する動詞
	度数 (12)	永続的な変化を表すもの以外の動詞
	主体・対象の数量(13、14)	存在量 (イル) 、所有量(アル)
名詞の数量が増えれば動きの量も増えることに合ったらいい		
×		

以上のように、仁田 (2002) も佐野 (2006) も、量的程度副詞について、「動きの量」に関連するかどうかという観点から分類している。しかし、「動きの量」という言葉は曖昧である。たとえば、先行研究によると、(15) ~ (18) の「少し」はいずれも「動きの量」であるとされているが、動きにも様々なものがあるため、以下のように「動作持続時間量」、「結果維持の時間量」、「主体移動量」、「対象移動量」4 つに分けて捉えた方がよいと思われる。

(15) 私が少し話すと、すぐに彼に遮られた。。 (動作持続時間量) = (1) (作例)

(16) 少し起きてまた寝る。 (結果維持の時間量) = (2) (作例)

(17) アパートから少し離れて、振り返った。 (主体移動量) = (3) (作例)

(18) 窓を少し開けて外を見た。 (対象移動量) = (4) (作例)

また、仁田 (2002) も佐野 (2006) も数量限定の在り方の分類基準に、不十分なところがある。上述のように、仁田 (2002) では、持続性によって、動詞のタイプを「持続性を持つ動き」と「持続性を持たない動き」に分けている。そのうち、時間量と共起する動詞のタイプを「持続性を持つ動き」としているが、(16) のように、本稿の「結果維持の時間量」と共起する「起きる」は持続性を持つものではないと明らかになった。従って、本稿は動詞の持続性から、「時間量」を「動作持続時間量」と「結果維持の時間量」に分け、自他性から、「移動量」を「主体移動量」と「対象移動量」に分け、「個体数量」を「主体数量」と「対象数量」に分ける。

さらに、(19) のような在り方の重なりはまだ検討されていない。本稿は個別の動詞が文脈により、「少し」の異なる在り方に限定されることについて考察する。

- (19) a. 少しテレビを見た。（持続時間量）（作例）  
 b. ピカソの作品を少し見た。（対象数量）（作例）

以上、量的程度副詞の数量限定の在り方に関する先行研究を見た。このように、先行研究は主に「動きの量」が数量限定の中心的な用法であることに焦点を当てて考察しているが、本稿は「動きの量」という言い方をせず、動詞の持続性や自他性から、量的程度副詞「少し」の数量限定の在り方を6つに分け、さらに、この6つの重なりについて考察していく。

## 2. 研究方法

### 2.1 研究方法と対象

本稿は小泉（他）（1989）『日本語基本動詞用法辞典』に記載されている基本動詞 728 語について、『中納言 KOTONOHA「現代日本語書き言葉均衡コーパス」』（BCCWJ）を利用し、「少し」と共起する頻度を調べて考察した。また、本稿は「見やすい、見にくい」のような複合形容詞と「見かける」のような複合動詞を対象外とする。また、複合語の「もう少し」と「ほんの少し」は「少し」とは意味が異なっているため、本稿ではこれを対象外とする。

### 2.2 検索結果

検索結果では、量的程度副詞の「少し」と共起する動詞は 728 語中 401 語であった。このうち、本稿では出現頻度の上位 80 語を考察対象とした。これを表 3 に示す。

表 3 量的程度副詞「少し」と共起する動詞上位 80 語の出現頻度

	動詞	出現頻度		動詞	出現頻度		動詞	出現頻度		動詞	出現頻度
1	ある	472	21	下がる	66	41	切る	33	61	述べる	20
2	離れる	444	22	上げる	62	42	読む		62	混ぜる	19
3	加える	166	23	経つ	60	43	落とす	32	63	温める	16
4	出る	162	24	減る	59	44	登る	31	64	黙る	
5	入れる	151	25	見る	58	45	下る	30	65	いる	14
6	置く		26	付ける		46	勉強する		66	泣く	
7	歩く	106	27	聞く	57	47	緩める	29	67	しゃべる	13
8	行く	103	28	取る		48	遊ぶ	27	68	散歩する	11
9	食べる	102	29	上がる	54	49	書く	26	69	冷やす	10

10	残る	101	30	進む		50	下げる		70	余る	
11	飲む	100	31	残す	53	51	加える	25	71	起きる	9
12	休む	99	32	減らす		52	広げる		72	飛ぶ	
13	話す	93	33	持つ		49	53		曲げる	24	
14	入る	91	34	笑う	48	54	掛ける	23	74	煮る	8
15	触れる	87	35	付く	46	55	作る		75	働く	
16	待つ	85	36	引く	45	56	降る		76	折る	
17	過ぎる	83	37	伸ばす	38	57	覚える	22	77	もらう	7
18	開ける	77	38	動かす	37	58	削る		78	降りる	
19	動く	74	39	伸びる			59	買う	20	79	帰る
20	増える	71	40	走る	34	60	寝る			80	泳ぐ

注：30番の「いる」は「友人が少しいる」のような主体の存在を表す「いる」であり、「少しここにいる」の「いる」のような「意図的な動作」を表すものと「お金がすこしいる」のような「必要性」を表すものは含まない。

### 3. 考察

本稿では、共起する動詞の持続性や自他性によって、「少し」の数量限定の在り方を「動作持続時間量」、「結果維持の時間量」、「主体移動量」、「対象移動量」、「主体数量」、「対象数量」の6つに分類する。この場合、動詞によって、かなり文脈をつくらないかぎり1つの数量限定の在り方にしかならないものもあれば、複数の在り方にまたがって解釈されるものもある。次の(20)～(22)は、個別の動詞が文脈により、「少し」の限定の在り方が異なる例である。

- (20) a. 出発時間まで少しテレビを見た。(持続時間量) (作例)  
 b. ピカソの作品を少し見た。(対象数量) = (19) (作例)
- (21) a. 南へ少し歩くと見える。(主体移動量) (作例)  
 b. 私は少し歩くだけですぐに疲れる。(動作持続時間量) (作例)
- (22) a. 窓を少し開けた。(対象移動量)  
 b. 空気を入れ替えるため、窓を少し開けておいて…(結果維持の時間量)

このうち、動詞11語を代表例として取り上げ、その在り方の比率をまとめると表4のようになる。表4は、例えば「少し見る」の「少し」は、BCCWJの用例のうち「持続時間量」を表すものが39.7%、「対象数量」を表すものが60.3%であることを示している。

表4 「少し」の数量限定における動詞の在り方の比率

動詞 の例	「少し」の数量限定の在り方 出現数（割合）						合計
	時間量		移動量		個体数量		
	持続	結果維持	主体	対象	主体	対象	
見る	23 (39.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	35 (60.3%)	58 (100%)
遊ぶ	27 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	27 (100%)
起きる	0 (0%)	9 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	9 (100%)
置く	0 (0%)	151 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	151 (100%)
歩く	13 (12.3%)	0 (0%)	93 (87.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	106 (100%)
上がる	0 (0%)	0 (0%)	52 (96.3%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (3.7%)	54 (100%)
開ける	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	77 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	77 (100%)
上げる	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	62 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	62 (100%)
増える	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	71 (100%)	0 (0%)	71 (100%)
ある	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	472 (100%)	0 (0%)	472 (100%)
食べる	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	102 (100%)	102 (100%)

表4からみれば、「見る、歩く、上げる」は文脈により、「少し」に限定される在り方が重なっており、「遊ぶ、起きる、置く、開ける、上げる、増える、ある、食べる」は「少し」に限定される在り方が重なっていないことが分かった。しかし、本稿では「開ける、上げる」は文脈により、「少し」に限定される在り方が重なっていることを主張している。詳しくは3.2.2節で説明する。

以下、表4に示す「少し」の数量限定の在り方と重なりについて順に見ていく。

### 3.1 時間量

まず、時間量について見る。本稿は動詞の維持性によって、時間量をさらに「動作持続時間量」と「結果維持の時間量」の2つに分ける。

#### 3.1.1 動作持続時間量

次の(23)～(25)は「少し」が「動作持続時間量」を表す例である。

(23) 起きてから入浴をして、少しパパと遊んで、絵本を読んでから眠りました。

(Yahoo!ブログ)

(24) 少し休んで疲れが取れたら… (Yahoo!ブログ)

(25) 赤身・皮・大根を入れて少し煮たら、水菜を入れて… (Yahoo!ブログ)

(23) の「遊ぶ」、(24) の「休む」、(25) の「煮る」はすべて持続動詞で、(23)～(25) の「少し」は「遊ぶ・休む・煮る」という動作の開始から終了までの持続時間量を表している。

(26) a. お客様と少し話して、その日に入っている新鮮な食材でお好みの料理を作って… (Yahoo!ブログ)

b. その作品について少しお話しした。(赤毛のアンの翻訳レッスン)

(27) a. 昨日は放課後少し勉強してから家に帰って買い物に行きました。

(Yahoo!ブログ)

b. 安全日とか排卵日、生理等の知識を最近少し勉強してます。(Yahoo!知恵袋)

(28) a. 食事して少しテレビを見て、寝るの十二時です。(Yahoo!知恵袋)

b. ほかの作品を少し見ることにする。(李箱詩集)

(26a) は話の内容よりは接客時間に焦点があるため、「少し」は話をする動作の持続時間量を表すと思われる。一方、(26b)は何を話すかに焦点があるため、「少し」は対象の量を表すと思われる。

(27a) の「勉強する」は「ヲ」格対象が付いていないのに対し、(27b)の「勉強する」は「ヲ」格対象が付いているという違いがある。ここで(27a)の「少し」は勉強時間が短いことを表し、(27b)の「少し」は「知識」の量が少ないことを表している。このように「ヲ」格が付いてないと「少し」は動作持続時間量を表しやすく、「ヲ」格が付いていると「少し」は対象の量を表しやすと思われる。

一方、(28a)と(28b)の「見る」はいずれも「ヲ」格が付いているが、対象の数により、「少し」の在り方が異なると思われる。(28a)の「テレビを見る」は食後の一回の視聴について述べた文であるため、個体数量の解釈にはならず、持続時間量の解釈となると考えられる。一方、(28b)の「ほかの作品を見る」は複数回の鑑賞について述べた文であるため、持続時間量にはならず、個体数量の解釈の解釈となると考えられる。

また、(29a)や(29b)のように、「している」「していく」のような表現がついていると、「個体数量」ではなく「持続時間量」になりやすと思われる。



- (29) a. 可愛いけど、思いながら少し見ていました（Yahoo!ブログ）  
b. モデルの各層の役割を少し見ていきましょう。  
(データ通信LAN & インターネット「つなぎ方」大事典)

本稿の検索結果では、「見る」が「持続時間量」に限定される割合は 39.7%であり、「対象数量」に限定される割合は 60.3%である。

### 3.1.2 結果維持の時間量

次の (30) と (31) は「少し」が「結果維持の時間量」を表す例である。

- (30) しょうゆとおろししょうがを加えてさらに混ぜ、冷蔵庫に少しおいて味をなじませます。（「ご飯もの」147品）  
(31) たまに5時に起きてすぐに測り、その後少し起きてまた寝て8時とかに測ると早朝は三十六．四二度…（Yahoo!知恵袋）

先の (26) ～ (28) とは異なり、(30) ～ (31) の「置く、起きる」はすべて瞬間動詞である。(30) の「少し」は冷蔵庫に置いてから取り出すまでの時間を表し、(31) の「少し」は起きてから寝るまでの時間を表す。(30) と (31) の「置く」、「起きる」の動きは瞬間的に生じるものであり、それと共起する「少し」はその動作が終わってから次の動作が始まるまでの時間を表すと考えられる。本稿は「少し」のこのような在り方を「結果維持の時間量」と呼ぶことにする。

移動動詞としての「帰る、降りる」も「少し」と共起するとき、「結果維持の時間量」に限定される。

- (32) 1年海外生活しては少し帰ってきて、また海外へ。（Yahoo!知恵袋）  
(33) 八王子からまた下車を開始し、中央線を少し降りた後、立川から引き続き南武線に入る。（乗った降りた JR 四六〇〇駅）

(32) の「少し」は帰ってきてから、また海外へ行くまでの時間量を表し、(33) の「少し」は中央線を降りてから、南武線に入るまでの時間量を表す。

### 3.2 移動量

次に、動作の移動量について見る。本稿では動詞の自他性によって、動作の移動量をさらに「主体移動量」と「対象移動量」の2つに分ける。

### 3.2.1 主体移動量

次の (34) ~ (37) は「少し」が「主体移動量」を表す例である。

- (34) 横町から少し歩くと小路に出る。(北斎の娘)  
 (35) 有名な錦小路を少し上がるとあの店が見える。(Yahoo!ブログ)  
 (36) 管領屋敷跡の石標の前の小道を少し行って右折して進むと、左側に浄光明寺真言宗がある。(神奈川県歴史散歩)  
 (37) アパートから少し離れて、美帆は足を止め、振り返った。(愛情物語)

「主体移動量」に限定される動詞はすべて意志的自動詞であり、「少し」は主体である人間の移動量を表す。(34)の「少し」は動作主体が横町から小路に行く移動量を表している。(35)の「少し」は動作主体が店に行く移動量を表している。(36)の「少し」は動作主体が小道に行く移動量を表している。同様に(37)の「少し」も動作主体である「美帆」がアパートから離れた移動量を表している。

一方、(34)の「少し歩く」や(35)の「少し上がる」は文脈により、(38) (39)のように「主体移動量」ではなく、「動作持続時間量」や「対象数量」を表すこともある。

- (38) 二人は少し庭を歩いていた。(ザ・ミルクィー・ウェイ)  
 (39) 階段を少し上がるだけで息が切れたりする…  
 (白内障・緑内障治療とケア Q&A)

(38)の「歩く」は「テイル」形がついているため、「主体移動量」より「動作持続時間量」の方が解釈になりやすいと考える。本稿の検索結果では、「歩く」が(34)のように「主体移動量」に限定される割合は87.7%であり、「動作持続時間量」に限定される割合は12.3%であった。

(39)の「少し」は対象の数量(すなわち「階段」の段数)が少ないことを表す。段数が少なければ移動時間も短くなるのが普通であるが、足が重くてゆっくり上る場合は移動時間が長くなる。そのため、(39)の「少し」は対象である階段の段数を表すと捉えられる。本稿の検索結果では、「上がる」が(35)のように「主体移動量」に限定される割合は96.3%であり、「対象数量」に限定される割合は3.7%であった。

さらに、「離れる、入る」のような移動を表す無意志自動詞は(34)~(37)のように、主体の移動を表すほか、(40)~(42)のように、実際に移動が行われるものではなく、固定的な空間を描写する表現でもある。

- (40) 住まいから少し離れた通りにかっぱらったシルビアを置き去りにして、  
(紅蜘蛛男爵)
- (41) 小径を少しのぼったところのジェインのコテージへ行ってみると…  
(イングランド田園讃歌)
- (42) 入口に少しはいった左手の庭内に… (邪馬台国はどこか)

(40) の「少し離れた」は住まいから通りまでの距離、(41) の「少しのぼった」は小径からジェインのコテージまでの距離、(42) の「少しはいった」は入口から庭内までの距離を表している。(40) ～ (42) はすべて実際に移動が行われるものではなく、固定的な空間を描写する表現である。これは「離れる」という動詞の意味拡張によるものであり、実際に動作主体が移動したわけではないが、比喩的に移動としてとらえられた表現である。

### 3.2.2 対象移動量

次の(43) ～ (45) は「少し」が「対象移動量」を表す例である。

- (43) 珍念は立ちあがって、窓のカーテンを少し開けて外の様子を見た。(変！)
- (44) そんなことを言いながら彼女は少し腕を上げ、服の下にコルセットなど付けていないことを示した。(パリの胃袋)
- (45) そして背後を向いたまま、右腕を少し伸ばしてナオの額に照準を合わせた。  
(イレギュラー)

(43) ～ (45) の動詞はすべて他動詞（瞬間動詞）である。(43) の「少し」は「カーテンを開ける」のカーテンの開き具合を限定し、大きくカーテンを開けるのではなく、小さく開けることを表す。(44) の「少し」も「腕を上げる」という動作の移動を限定し、高く腕を上げるのではなく、上げ幅が小さいという意味を表す。(45) の「少し」は「右腕を伸ばす」という動作の移動を限定し、右腕を伸ばす量がわずかであるという意味を表す。

ただし、同じ他動詞（瞬間動詞）の場合でも、(46) (47) のように、「～しておく」、「～したままにする」などの表現がついて、当該の動作の結果を維持することを表す文脈においては「少し」の在り方が異なる場合がある。

- (46) 空気を入れ替えるため、窓を少し開けておいて… (作例) (結果維持の時間量)
- (47) 「検査しますね。少し口を上げたままにしてください」 (作例)  
(結果維持の時間量)

(46) の「少し」は窓を開けてから閉めるまでの時間量を表し、(47) の「少し」は口を上げてから下げるまでの時間量を表すため、「結果維持時間量」であると捉えられる。しかし、本稿の BCCWJ を対象とした検索結果では、「開ける」、「上げる」が「結果維持の時間量」に限定される例はなく、全て「対象移動量」を表す例であった。

### 3.3 個体数量

最後に、個体数量について見る。本稿では動詞の自他性によって、個体数量をさらに「主体数量」と「対象数量」の2つに分ける。

#### 3.3.1 主体数量

次の (48) ～ (50) は「少し」が「主体数量」を表す例である。

- (48) みじん切りのねぎ，こしょうを加え，汁が少し残るくらいまで煮つめる。  
(自分らしい生き方とパートナーシップ)
- (49) 下着に少し血が付いていて… (Yahoo!知恵袋)
- (50) 昨夜は少し雪が降ったので動物の足跡が沢山、特に目立った… (Yahoo!ブログ)

(48) ～ (50) の「残る、付く、降る」はすべて無意志自動詞である。(48) の「少し」は残っている汁の数量、(49) の「少し」は付いている血の数量、(50) の「少し」は降った雪の数量を表す。(48) の「汁」、(49) の「血」、(50) の「雪」はいずれも文の主体であり、(48) ～ (50) の「少し」は「主体の数量」を限定していると思われる。

#### 3.3.2 対象数量

次の (51) ～ (55) は「少し」が「対象数量」を表す例である。

- (51) 朝と昼を抜き、次に夕方にお粥を少し食べ、早めに眠り…  
(薬になる野山の草・花・木)
- (52) 少し飲んだだけで、酔いが早いというか胸焼けがする感じがして  
(Yahoo!知恵袋)
- (53) ぞうりを少し作って…。  
(村山俊太郎生活綴方と教師の仕事)
- (54) 空の色に昂奮し、少し詩を書くけれど (マディソン郡の橋)
- (55) 「そうめん南瓜」と呼ばれる瓜の身を温泉水4、米酢1、砂糖を少し加え、1分ほど煮て冷ましたもの。(サライ)

(48) ~ (50) と異なり、(51) ~ (55) の「食べる、飲む、切る、書く、加える」はすべて他動詞である。(51) の「少し」は食べたお粥の数量、(52) の「少し」は飲んだ「お酒」の数量、(53) の「少し」は作ったぞうりの数量、(54) の「少し」は書いた詩の数量、(55) の「少し」は加えた砂糖の量が少ないことを表す。すなわち、これらの「少し」は対象の数量を限定している。

同様に (56a) と (56b) の「見る」はも複数回の鑑賞について述べた文であるため、「持続時間量」にはならず、「個体数量」の解釈の解釈となると考えられる。本稿の検索結果では、「見る」が「持続時間量」に限定される割合は 39.7% であり、「対象数量」に限定される割合は 60.3% であった。

- (56) a. ほかの作品を少し見ることにする。(李箱詩集) = (28b)  
 b. それに関するサイトを少し見ました。(Yahoo!知恵袋)

## おわりに

以上、動詞との共起関係と動詞の持続性と自他性から、量的程度副詞である「少し」の在り方を考察し、「少し」の在り方には6つのタイプがあることを指摘した上で、これらの重なり具合について見た。

動作持続時間量：動作持続の時間量を限定する。(例：少し遊ぶ)

結果維持の時間量：一つの動作からもう一つの動作が行われるまでの時間量を限定する。

(例：少し冷蔵庫に置く)

主体移動量：人間の移動的距離量を限定する。(例：少し歩く)

対象移動量：人間の働きかけによる対象の移動量を限定する。(例：窓を少し開ける)

主体数量：主体の数量を限定する。(例：少し残る)

対象数量：対象の数量を限定する。(例：少し残す)

また、特別な文脈を作れば、「見る」「歩く」「開ける」等の動詞と共起するとき、「少し」の在り方が重なる可能性があることも指摘した。それをまとめると表5のようになる。

表 5 本稿で考える「少し」の数量限定の在り方と重なり

「少し」の数量限定の在り方			在り方の重なり
時間量	持続時間量	「見る」「遊ぶ」等 (持続動詞)	△ 「見る」等は「対象数量」と重なる 「歩く」等は「主体移動量」と重なる 「遊ぶ」等は重なりにくい
	結果維持の 時間量	「起きる」「置く」等 (瞬間動詞)	△ 「開ける」等は「対象移動量」と重なる 「起きる」「置く」等は重なりにくい
移動量	主体移動量	「歩く」「走る」等 (意志的自動詞)	○ 「歩く」等は「持続時間量」と重なる 「上がる」等は「対象数量」と重なる
	対象移動量	「開ける」「上げる」等 (他動詞)	△ 「開ける」等は「結果維持の時間量」と重なる
個体数量	主体数量	「増える」「ある」等 (無意志自動詞)	×
	対象数量	「食べる」「買う」等 (他動詞)	△ 「見る」等は「持続時間量」と重なる 「上がる」等は「主体移動量」と重なる 「動かす」等は「対象移動量」と重なる 「食べる」等は重なりにくい

注：○は他の数量限定の在り方と重なることを示す。

×は他の数量限定の在り方と重ならないことを示す。

△は一部の動詞において、他の数量限定の在り方と重なることを示す。

以上の結果を踏まえ、今後は、同じ他動詞でも「少し食べる」は「対象数量」以外にはなりにくいのに対し、「少し見る」は「対象数量」にも「持続時間量」にもなるというように、「少し」の数量限定の重なり方の違いが生じる原因について明らかにしていきたい。

## 参考文献

- 小泉保・船城道雄・本田晶治・仁田義雄・塚本秀樹(編)(1989)『日本語基本動詞用法辞典』大修館書店。  
 国立国語研究所(1972)『動詞の意味・用法の記述的研究』秀英出版。  
 佐藤琢三(2005)『自動詞文と他動詞文の意味論』笠間書院。

- 佐野由紀子(1998a)「程度副詞と主体変化動詞との共起」『日本語科学』3、7 - 22 頁、国立国語研究所。  
—— (2006)「動きに関わる量について—量的程度副詞と動詞との共起関係から」『高知大國文』37、  
79 - 88 頁、高知大学国語国文学会。
- 時衛国(2004)「很+動詞+量性成分」『教養と教育』4、57 - 66 頁、愛知教育大学。
- 仁田義雄(1983)「動詞に係る副詞的限定成分の諸相」『日本語学』2-10、18 - 29 頁。  
—— (2002)『新日本語文法選書3 副詞的表現の諸相』くろしお出版。
- 益岡隆志・野田尚史・森山卓郎(2006)『日本語文法の新地平 1 形態・叙述内容編』くろしお出版。
- 宮島達夫(1972)『動詞の意味・用法の記述的研究』国立国語研究所。
- 村上佳恵(2017)『感情形容詞の用法 現代日本語における使用実態』笠間書院。
- 森田良行(2008)『動詞・形容詞・副詞の事典』東京堂出版。
- 森山卓郎(1985)「程度副詞と動詞句」『京都教育大学国文学会誌』20、60 - 65 頁、京都教育大学国文学会。  
—— (1988)『日本語動詞述語文の研究』明治書院。

## Regarding How to Limit the Quantity of the Quantitative Degree Adverb “*sukoshi*” : From the Co-occurrence Relationship with the Verb

HE, Siying

### Abstract

This study discusses how the quantitative degree adverb “*sukoshi*” should be limited in modern Japanese from the point of view of its co-occurrence relationship with verbs. In this study, based on the co-occurrence relationship between 80 of the 728 basic verbs described by Koizumi. This study pointed out that there are six types of limited quantity of “*sukoshi*”.

Amount of time of action duration: Limits the amount of time the action lasts. (e.g. paly a little.)

Amount of time to maintain results: Limits the amount of time between one action and another.

(e.g. put it in the fridge for a while.)

Amount of body movement: Limits the amount of distance traveled by humans. (e.g. walk a little)

Amount of target movement: Limits the amount of movement of the object by human action.

(e. g. open the window a little.)

Amount of subject quantity: Limits the number of subject. (e.g. remain a little.)

Amount of target quantity: Limits the number of target. (e.g. leave a little)

**Keywords :** “*sukoshi*”, limited quantity, co-occurrence, persistence, self-otherness

## 「自主助言」場面における表明方法 —在日中国人日本語学習者と日本語母語話者の比較—

辻本 桜子（甲南大学）

### 要旨

本研究は、中間言語語用論の分野において、これまでにあまり研究が進んでいない「助言」を対象に、調査と考察をしたものである。「助言」という発話行為は、聞き手が利益を得られるよう配慮して行われる行為である。その一方で、話し手が考える聞き手の行うべき行動を示すため、行う場面、内容、相手によっては、聞き手のフェイスを脅かす行為にもなり得る。そのため、特に異文化の接触場面において、慎重に遂行されるべき行為である。本研究では、在日中国人日本語学習者（以下 CJ）と日本語母語話者（以下 JJ）の同場面での自主的な「助言」遂行の有無と、遂行する場合の表明方法を、比較を通して明らかにした。

調査の方法は、172名のCJと161名のJJを対象に多肢選択式質問紙調査を実施した。調査の全体の結果、CJ、JJ共にもっとも選択率が高かったのは「何も言わない」＝「無言」であることが分かった。JJにとって、CJの方が、言動が直接的な印象があると思うが、両者ともフェイス侵害となり得る「助言」を避ける傾向にあることが分かった。「無言」に続く方法は、両者共に「コメント」「直接アドバイス」「間接アドバイス」であった。しかし、残差分析の結果、明示的に発言をする際に、JJは「助言」をするより「オフ・レコード」の「コメント」に留める傾向にあり、CJは、JJよりも配慮表現を含む「ネガティブ・ポライトネス」を利用した「間接アドバイス」をすることが明らかになった。

**キーワード：**中間言語語用論、発話行為、助言、在日中国人日本語学習者、日本語母語話者

### はじめに

「助言」という発話行為は、相手の「利益」「恩恵」に配慮して行われる行為である（蒲谷他 1998: 132）。一方で、話し手が考える聞き手の行うべき行動を示すため、行う場面、内容、相手によっては、聞き手のフェイス<sup>1)</sup>を脅かす一種のFace Threatening Act（以下FTA）にもなり得る行為である（Brown & Levinson 1987, 田中監訳 2011: 85）。そこで、母語話者間はもとより、異文化、異言語を背景に持つ二者間の接触場面において、慎重に遂行されるべき行為であると言える。しかし、清水（2009: 102-103）は、中間言語語用論の分野において、研究対象の発話行為は一部の限られたものに集中しているとし、依頼、謝罪、断り、ほ



め / ほめに対する返答、感謝、不平の6点がその中心であると述べている。そこには「助言」は含まれていない。そこで、本研究では、発話行為のうちこれまでに研究があまりなされていない「助言」を対象とする。

なお、従来の「助言」研究の問題点として、「助言」には求められていない場面で行う「自主助言」と、求められている場面で行う「応答助言」の2種類あることが区別されないまま、別々に論じられてきたことが挙げられる。前者と後者の「助言」は表明方法が異なることが予想できる。そこで、筆者はここで「助言」研究で初めて両者は区別するべきであると指摘し、本研究では行う場面、相手によってFTAとなる可能性がより高い「自主助言」について扱うものとする。ただし本稿では便宜上、以下「自主助言」のことを単に「助言」と称する。

また、本研究で対象とする日本語学習者は、現在日本国内の留学生のうち最多の約12万5,000人で、全留学生の約40%を占める（日本学生支援機構2020<sup>2)</sup>）、中国人学習者とする。

## 1. 研究の目的・意義

在日中国人日本語学習者（以下CJ）と日本語母語話者（以下JJ）はある状況に置かれたとき、相手に対して、どのように「助言」するのか。また、「自主助言」においては、そもそもFTAとなり得る「助言」をしないという選択肢もある。そこで、本研究では「助言」遂行の有無を含む、CJとJJの「助言」場面における表明方法について探り、比較し、両者の共通点、相違点を明らかにすることを目的とする。本研究の結果を、将来、CJへの日本語教育時と、CJとJJの異文化接触場面において役立てたい。

## 2. 研究の枠組み

研究の枠組みには、Brown & Levinson (1987) の「ポライトネス理論」を用いる。「ポライトネス理論」は、「ネガティブ・フェイス」と「ポジティブ・フェイス」という2つの「フェイス」の概念に基づく。「ネガティブ・フェイス」とは、自己の領域や行動を他の誰からも邪魔されたり、立ち入られたりしたくない、自由に行動したいという欲求である。一方の「ポジティブ・フェイス」とは、他の人から良く思われたい、認められたい、また自分の望みが他の人にとっても価値があるものだと思われたいという欲求である（Brown & Levinson 1987: 田中監訳 2011: 79-83）。そして、図1に示したように、この「フェイス」を脅かす行為（FTA）を行う場合に使用される戦略には、明示的に行う「オン・レコード」と、非明示的にほめかして行う「オフ・レコード」がある。「オン・レコード」で行う場合は更に、フェイスの侵害を軽減しようとせず、あからさまに表明する場合と、フェイス侵害に配慮して軽減行為を行う場合がある。後者は、聞き手のどちらのフェイスに配慮するかで「ポジティブ・ポライトネス」と「ネガティブ・ポライトネス」の2つの戦略に分類される。なお、フェイス侵害の危険性が高い場合には、FTAが避けられることもある。

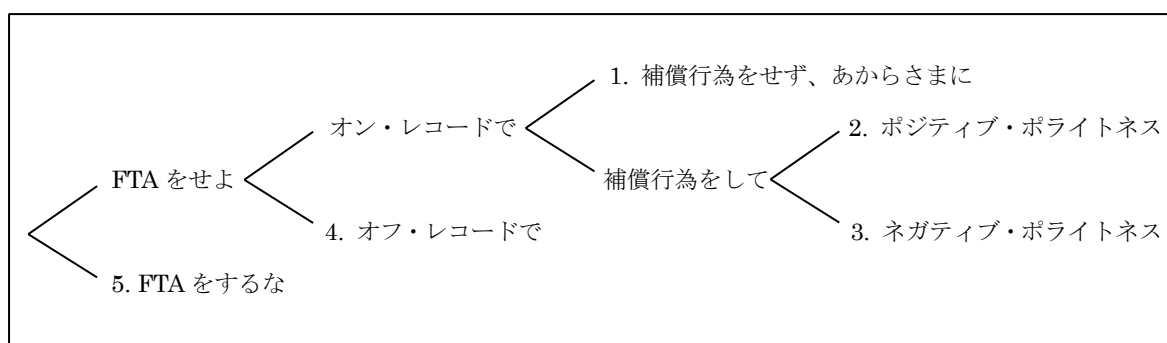


図1 FTA を行うためのストラテジー (Brown & Levinson 1987: 田中監訳 2011: 89)

この Brown & Levinson (1987) の「ポライトネス理論」については、日本の言語・文化にそぐわないとする Matsumoto (1988) や、日本人の行動規範となる「わきまえ」の観点で考慮されていないとする井出 (2006) 等の批判もあるが、言語と言語的手段の多様性によらず、枠組みとしての普遍性があるとする滝浦 (2008: 18-19) の主張を筆者も踏襲する。

### 3. 先行研究

これまでに Brown & Levinson (1987) の「ポライトネス理論」を枠組みに、CJ と JJ を対象とした「助言」研究には、許 (2006) がある。そして、CJ と JJ と在中中国人日本語学習者の3者を対象とした「助言」研究には、中崎 (2011) があり、JJ と在中中国人日本語学習者及び日本語未習者を対象とした黄・玉岡 (2015) 等がある。このうち中崎 (2011) は、筆者が本研究の調査紙の作成時に参考にしたいと考えている Hinkel (1994) の「助言」研究をもとに調査が行われたものである。

まず、許 (2006) について述べる。許 (2006) は、管見の限り、日本語で書かれた、CJ を対象とする初めての「助言」の研究である。調査方法は日本人と中国人のペア会話 (初対面7組、友人同士7組) で、設定されたテーマに従い各組20分の「助言」談話の収集が行われ、分析がなされたものである。許 (2006) によると、CJ は伝達意図をほのめかす「オフ・レコード」及び「ポジティブ・ポライトネス」の両方が選択される傾向にあり、JJ は初対面同士の会話において相手の「ネガティブ・フェイス」に配慮し、フェイスを脅かさないように「助言」を避けようとする傾向にあった。しかし、許 (2006) がこの結論を導いた発話数を見ると、初対面同士の CJ から JJ への9発話、JJ から CJ への1発話、友人同士の JJ から CJ への2発話と、分析対象となる発話数が少ないように見える。特に JJ から CJ へのわずか1、2の発話により、JJ の結果の一般化はできないと考えられる。

次に、先行研究のうち中崎 (2011) は、172名の英語学習者と31名の英語母語話者に「助言」場面の調査をした Hinkel (1994) を参考に調査紙を作成し調査が行われたものである。中崎 (2011) は CJ、JJ と在中中国人日本語学習者の比較を行い、CJ の結果は「間接アドバイス」が少なく、「コメント」のみが多かったこと、そしてその結果は JJ の結果と

一致すると述べられていた。一方で、在中中国人日本語学習者の結果は「間接アドバイス」が多く、「コメント」のみが少ないことが特徴であると結論づけていた。しかし、中崎（2011）は日本在住のCJに対して中国語で調査を行っていたが、CJの中国語での回答には、日本語学習歴や日本滞在歴による日本語や日本文化の影響があるのではないかと。また、中崎（2011）が作成した調査紙に取り上げられている「助言」場面は、全16場面設定されていたHinkel（1994）の調査紙とは異なり、わずか1場面のみであり、さらにFTAを避ける戦略である「何も言わない」の選択肢が設けられていなかった。「自主助言」の場面においては、そもそも「助言」をしないという方法も戦略として十分に考えられる。「何も言わない」という選択肢も設定しておくべきである。そしてHinkel（1994）では「同級生」と「先生」の2名設定されていた「助言」相手も、中崎（2011）では1名しか設定されていなかった。「助言」時に相手との関係を考慮に入れ表明方法を変えることはあり得るだろう。このことから、中崎（2011）は、調査対象の「助言」場面と「助言」相手が少なく、結果を一般化するには不十分であると言える。本研究では、調査時に、対象とする「助言」場面と「助言」相手を複数設定したい。

#### 4. 調査

前章で述べた先行研究を踏まえ、調査紙を作成し、調査を行った。調査は2018年12月から2019年10月にかけて実施した。

##### 4.1 調査対象者

調査対象者は、CJ172名とJJ161名であった。CJの内訳は、男性95名、女性77名で、日本の関西地方の専門学校で大学進学を目指すコース（日本語上級クラス）に在籍する学生と、私立大学、大学院に在籍する正規留学生で、平均日本語学習歴3年1ヶ月、平均日本滞在歴2年1ヶ月であった。JJの内訳は、男性100名、女性61名で、日本の関西地方の私立大学に在籍する大学生、大学院生であった。CJもJJも調査は日本語で行った。また、調査の補足のため、調査対象者のうち協力の得られたCJ8名とJJ11名には、質問紙調査終了後、一人当たり約40分から50分間のフォローアップインタビューを行った。

##### 4.2 調査方法と調査項目

調査方法は、3章で述べた英語学習者と英語母語話者に「助言」場面の調査をしたHinkel（1994）と、調査項目を追加して新たな調査を行ったHinkel（1997）を参考に多肢選択式質問紙調査とした。調査項目も、Hinkel（1994, 1997）を参考に、「直接アドバイス」「間接アドバイス」「コメント」にあたる選択肢と「何も言わない」を設定した。そして、「その他」として自由記述欄を設けた。「助言」をする相手については、目上、同等という力関係と親疎という社会的距離<sup>3)</sup>による表明の差異を明らかにするため、「とても親しい同級生」「そ

れほど親しくない、顔見知り程度と同級生」「顔見知り程度の先生」の3名を設定した。調査場面は、「選択」「外見」「所有物」「習慣」「健康」「恋愛」の6つのテーマについて、各2点のトピックを設けた（「恋愛」のみ1トピック）。トピックの選定にあたっては、「メニュー」はHinkel (1994, 1997)、「結婚」は同(1994)の調査場面を参考に設定した。「たばこ」については山内(2000)、「やせ過ぎ」はボイクマン他(2006)、「旅行場所」については岡崎他(1988)のロールプレイ用の日本語テキストを参考に設定した。また、「恋人」「化粧」「スマホ」については、筆者のCJとの接触場面での体験をもとに設定し、その他のトピックに関しては創作をした。複数のトピックを設定したのは、トピックにより表明方法に差があると考え、その差を探るためである。設定した「助言」テーマとトピックを、表1にまとめて示す。そして、各テーマ・トピックで設定した場面の詳細は、付属資料として本稿の最後に掲載する。

表1 調査テーマ・トピック

テーマ	選択	外見	所有物	習慣	健康	恋愛
トピック1	メニュー	髪型	かばん	たばこ	やせ過ぎ	恋人、結婚
トピック2	旅行場所	化粧	スマホ	お酒	咳	

設問は表1に示した合計11トピックそれぞれに、前述の3名の「助言」相手を設定し、合計33問とした。なお、これは従来の「助言」研究の中で、黄・玉岡(2015)の36問に次いで、2番目に多い設問数である。

以下に作成した質問紙の設問例を示す。テーマ「選択」トピック「メニュー」の例である。

<前提説明>

次の場面で、それぞれの相手に何と言いますか。または何も言いませんか。(A)－(D)の中から一つ選んで○をつけてください。(A)－(D)にあてはまるものがない時には、(E)「その他」に自由に書いてください。

相手は次の3人います。(全員、あなたと同じ学科に所属。)

- ① 同級生 (顔見知り程度。あまり親しくはない。いつも挨拶はする)
- ② 同級生 (とても親しい)
- ③ 先生 (顔見知り程度、いつも挨拶はする)

<設問例：テーマ「選択」トピック「メニュー」>

同級生 (顔見知り程度)と一緒にご飯を食べに行った。同級生はA定食を頼もうとしているが、あなたはそれがおいしくないことを知っている。

同級生 (顔見知り程度)に向かって：

- (A) A 定食はやめたほうがいいよ。他のものを頼んだほうがいいよ。
- (B) 多分A 定食はやめたほうがいいと思うよ。他のものを頼んだほうがいいと思うよ。
- (C) A 定食はおいしくなかったよ。
- (D) 何も言わない。
- (E) その他 ( )

なお、上記の選択肢(A)－(D)の多肢選択の構成はHinkel (1994, 1997) を参考に設定したものであり、それぞれBrown & Levinson (1987) の「ポライトネス・ストラテジー」に対応している。選択肢の内容の詳細は、以下の通りである。

選択肢 (A) は、直接的に「助言」を行う「直接アドバイス」の選択肢である。これはBrown & Levinson (1987) の「ポジティブ・ポライトネス」に相当するものとして設定した。選択肢には、「助言」を代表する表現として、黄 (2000) を参考に「－ほうがいい」を選定した。黄 (2000) はJJを対象に、年代別、男女別に助言表現の使用傾向の調査を行い、男女ともに頻繁に使用される助言表現として「－たら」と「－ほうがいい」を挙げている。このうち「－たら」は聞き手の、ある行為の実現が望ましいものであるという、話し手の評価を伝える表現であり（日本語記述文法研究会 2003 : 78, 98）、一方「－ほうがいい」は、他の事態との対比・比較においてその行為を実行することが望ましいと示す表現で（前掲 : 98, 103）、聞き手にも選択の余地が残されている。そこで本研究では助言を行う相手として、「同級生」のほか「先生」を設定するため、押し付けの程度が「－たら」より弱い、「－ほうがいい」を典型的な助言表現として設定することにした。

選択肢 (B) は、間接的に「助言」を行う「間接アドバイス」の選択肢である。これはBrown & Levinson (1987) の「ネガティブ・ポライトネス」に相当する。選択肢 (A) の表現に‘hedge’（「垣根表現」<sup>4)</sup>）として、「多分」と、個人的判断であることを示す「－と思うよ（思いますよ）」を加え、(A) を間接的に和らげて「助言」を行う表現にした。

選択肢 (C) は、聞き手が行うべき行動を指示せず、情報提供に留めた「コメントのみ」行う選択肢である。これはBrown & Levinson (1987) の「オフ・レコード」に対応するものである。

選択肢 (D) は、「何も言わない」ことで、FTAになり得る「助言」行為を避けようとする選択肢である<sup>5)</sup>。Brown & Levinson (1987) の「FTAをしない」に相当する選択肢である。

最後に (E) に、(A)－(D)に該当しない「助言」の表明方法、表現がある場合、自由に記述できるよう「その他」として自由記述欄を設けた。

## 5. 調査の結果

### 5.1 全体の結果

表2はJJとCJの全問の選択率の集計をしたものである。全体の結果、JJ、CJ共に「何

も言わない」（以下「無言」）の選択率をもっとも高いことが分かった。つまり、FTA となり得る自主的な「助言」を避ける傾向にあった。「無言」の次は両者共に「コメント」「直接アドバイス」「間接アドバイス」が続いた。カイ二乗検定<sup>6)</sup>を行った結果、0.1%水準で有意であった。クラメールの連関係数を算出したところ、 $V=.14$ で、JJ、CJ（母語）と「助言」の表明方法の間には中程度の連関が認められた ( $\chi^2(4)=218.60$ ,  $p < .001$ ,  $V=.14$ )。引き続き残差分析を行い、その結果を表3に示した。表3から、JJは「間接アドバイス」よりも「コメント」を行い、CJはJJよりも「ネガティブ・フェイス」に配慮した「間接アドバイス」を行う比率が高いことが分かった。

表2 母語と「助言」の表明方法の結果（全体）

	A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)
JJ (n=161)	969(18.2%)	421 (7.9%)	1528(28.8%)	2280(42.9%)	115(2.2%)
CJ (n=172)	956(16.8%)	742(13.1%)	1181(20.8%)	2489(43.9%)	308(5.4%)

( $\chi^2(4)=218.60$ ,  $p < .001$ ,  $V=.14$ )

表3 母語と「助言」の表明方法の結果（全体）の調整済み標準化残差

	A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ (n=161)	1.923	-8.768***	9.666***	-0.991	-8.882***
CJ (n=172)	-1.923	8.768***	-9.666***	0.991	8.882***

(\*\*\*  $p < .001$ )

## 5.2 個別の結果

### 5.2.1 「助言」相手別の結果

#### 5.2.1.1 「とても親しい同級生」の場合

「助言」相手別の結果について、まずは「とても親しい同級生」（以下「同・親」）の結果を述べる。表4に示したように、JJは「同・親」に対し「直接アドバイス」の選択率が35.0%でもっとも高かった。それに「コメント」（30.6%）、「無言」（18.9%）、「間接アドバイス」（11.2%）が続いた。一方、CJの結果は、「直接アドバイス」が35.0%で最多で、以下、「コメント」（25.7%）、「間接アドバイス」（16.4%）、「無言」（14.9%）が続いた。JJとCJの相違点としては、CJは「同・親」に対してJJよりも「無言」率が低かったことである。一方でJJは「直接アドバイス」「コメント」の次が「無言」で、「間接アドバイス」をするよりも「無言」の選択率が高かった。JJは、たとえ親しい同級生であってもCJよりも「何も言わない」ことがあるようだ。インタビュー時にCJより、「日本人は友達になった（友達だ）と思っているのに、何も言ってくれない」という声を聞いた。「友達だと思っているのは僕だけなのか（と思うと寂しい）」と言っていた。親しい

相手への発話の許容範囲を、CJ、JJ 共に理解する必要がある。

**表 4 母語と「助言」の表明方法の結果（「同・親」の場合）**

	A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)
JJ (n=161)	620 (35.0%)	198 (11.2%)	542 (30.6%)	334 (18.9%)	77 (4.3%)
CJ (n=172)	662 (35.0%)	311 (16.4%)	486 (25.7%)	281 (14.9%)	152 (8.0%)

( $\chi^2(4)=54.70, p < .001, V=.12$ )

### 5.2.1.2 「顔見知り程度と同級生」の場合

次に、「顔見知り程度と同級生」（以下「同・疎」）の結果について述べる。表5に示したように、JJは「同・疎」に対し「無言」の選択率が45.9%でもっとも高かった。それに「コメント」（34.2%）、「直接アドバイス」（10.8%）、「間接アドバイス」（7.8%）が続いた。一方、CJの結果も「無言」が52.7%で最多であった。以下、「コメント」（23.1%）、「間接アドバイス」（12.1%）、「直接アドバイス」（8.6%）が続いた。CJの「同・疎」に対する「無言」率は実に過半数を超えており、CJはJJよりも親疎という社会的距離で使い分けをすることが分かった。

**表 5 母語と「助言」の表明方法の結果（「同・疎」の場合）**

	A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)
JJ (n=161)	191 (10.8%)	139 (7.8%)	606 (34.2%)	812 (45.9%)	23 (1.3%)
CJ (n=172)	162 (8.6%)	228 (12.1%)	437 (23.1%)	998 (52.7%)	67 (3.5%)

( $\chi^2(4)=88.07, p < .001, V=.15$ )

### 5.2.1.3 「先生」の場合

次に、「顔見知り程度の先生」（以下「上・疎」）の結果について述べる。表6に示した通り、JJは「無言」の選択率が64.0%でもっとも高かった。それに「コメント」（21.5%）、「直接アドバイス」（8.9%）、「間接アドバイス」（4.7%）が続いた。一方、CJの結果も「無言」がJJと同率の64.0%で最多であった。以下「コメント」（13.6%）、「間接アドバイス」（10.7%）、「直接アドバイス」（7.0%）が続いた。JJもCJも「先生」に対しては「無言」選択者が60%を超えていた。CJの選択率は「間接アドバイス」、「直接アドバイス」の順に高かったが、JJの選択率はその逆で「直接アドバイス」の方が「間接アドバイス」よりもやや高かったのは特筆すべきだ。JJは「先生」にだけでなく、

「同・疎」に対しても「間接アドバイス」ではなく「直接アドバイス」の選択率の方が高かった。これについて、インタビューでJJから「どうせ言う（助言をする）なら、(B)は選ばない、(A)でズバツと言いたい」という意見が得られた。JJはそもそも「助言」をすることが少ないが、する時には間接的にではなく、「直接アドバイス」を好むと分かった。

表6 母語と「助言」の表明方法の結果（「上・疎」の場合）

	A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)	選択回数 (%)
JJ (n=161)	158(8.9%)	84 (4.7%)	380(21.5%)	1134(64.0%)	15(0.9%)
CJ (n=172)	132(7.0%)	203(10.7%)	258(13.6%)	1210(64.0%)	89(4.7%)

( $\chi^2(4)=126.26, p < .001, V=.18$ )

#### 5.2.1.4 「助言」相手別の結果のまとめ

「同・親」「同・疎」「上・疎」のカイ二乗検定の結果とクラメールの連関係数の値は、表4、5、6の下部に記した。「同・親」「同・疎」「上・疎」のいずれの場合においても、カイ二乗検定の結果、0.1%水準で有意であった。クラメールの連関係数を算出したところ、「同・親」は $V=.12$ でJJ、CJ（母語）と「助言」の表明方法の間には弱い連関、「同・疎」は $V=.15$ 、「上・疎」は $V=.18$ で中程度の連関が認められた。

次に残差分析の結果を表7に示す。表7から、5.1で記した全体の結果と同様、「助言」相手別の結果でも、いずれの相手に対しても、JJの方がCJよりも「コメント」を使用することが多く、CJの方がJJより「間接アドバイス」を利用して配慮をしながら「助言」を行うことが分かった。

表7 「助言」相手別の結果の調整済み標準化残差

		A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ	同・親	0.012	-4.597***	3.310***	3.243**	-4.605***
CJ	同・親	-0.012	4.597***	-3.310***	-3.243**	4.605***
JJ	同・疎	2.278*	-4.233***	7.453***	-4.173***	-4.381***
CJ	同・疎	-2.278*	4.233***	-7.453***	4.173***	4.381***
JJ	上・疎	2.178*	-6.738***	6.237***	0.049	-7.024***
CJ	上・疎	-2.178*	6.738***	-6.237***	-0.049	7.024***

(\*  $p < .05$  \*\*  $p < .01$  \*\*\*  $p < .001$ )

次に「助言」相手との力関係（目上か同等か）による表明方法の差について、表8を参



照されたい。ここでは「無言」率に注目する。相手が「同・疎」の場合、JJの「無言」率は45.9%、CJは52.7%であったが、相手が「上・疎」の場合、JJ、CJ共に64.0%と、JJの方がCJよりも「無言」率が増加した（JJの増加率：18.1%、CJの増加率：11.3%）。このことから、JJのほうがCJよりも、「助言」を行うかどうか、相手が目上か同等か、力関係により判断していることが分かった。

**表8 「助言」相手との力関係による表明方法の差**

		A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ	同・疎	191(10.8%)	139(7.8%)	606(34.2%)	812(45.9%)	23(1.3%)
JJ	上・疎	158(8.9%)	84(4.7%)	380(21.5%)	1134(64.0%)	15(0.9%)
	差	-1.9%	-3.1%	-12.7%	18.1%	-0.4%

CJ	同・疎	162(8.6%)	228(12.1%)	437(23.1%)	998(52.7%)	67(3.5%)
CJ	上・疎	132(7.0%)	203(10.7%)	258(13.6%)	1210(64.0%)	89(4.7%)
	差	-1.6%	-1.4%	-9.5%	11.3%	-1.2%

次に「助言」相手との社会的距離（親疎）による表明方法の差について、表9を参照されたい。ここでも「無言」率に注目する。相手が「同・疎」の場合、JJの「無言」率は45.9%であったが「同・親」の場合は18.9%と、27.0%も減少していた。一方、CJの「無言」率は「同・疎」の場合、52.7%、「同・親」の場合、14.9%とその差は37.8%であった。これはJJの減少率より10.8%多かった。このことから、CJのほうがJJよりも「助言」をするかどうか決定する要因として、社会的距離が大きく関わっていることが分かった。

**表9 「助言」相手との社会的距離による表明方法の差**

		A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ	同・疎	191(10.8%)	139(7.8%)	606(34.2%)	812(45.9%)	23(1.3%)
JJ	同・親	620(35.0%)	198(11.2%)	542(30.6%)	334(18.9%)	77(4.3%)
	差	24.2%	3.4%	-3.6%	-27.0%	3.0%

CJ	同・疎	162(8.6%)	228(12.1%)	437(23.1%)	998(52.7%)	67(3.5%)
CJ	同・親	662(35.0%)	311(16.4%)	486(25.7%)	281(14.9%)	152(8.0%)
	差	26.4%	4.3%	-2.6%	-37.8%	4.5%

中国語母語話者が親疎によってコミュニケーション・スタイルを変えることは、社会学

の立場からも指摘されているが（大崎 2005, 園田 2001）、「助言」時の言語行動にもその現象が見られた。筆者のインタビューでも、CJから「親しい人にはすごく親しく、親しくない人にはぜんぜん」「仲間か仲間じゃないかで使い分ける。表情も変える。自分と関係ない人は、どうでもいい、無関心。親しい人には親切、温かく」という意見を聞いた。

また、JJが発話相手との力関係を使い分けの判断基準にするという結果は、柴田・山口（2002）、橋元（1992）、橋元他（1992）、山口（2002）と一致し、そしてCJが親疎により使い分けるという結果は、柴田・山口（2002）、山口（2002）の結果と一致するものであった。「依頼」「断り」「謝り」「不満表明」等の発話行為だけでなく「助言」場面でも、JJは力関係を、CJは社会的距離を使い分けの判断基準とする傾向にあることが分かった。

### 5.2.2 「助言」テーマ別の結果

次に「助言」テーマ別の結果について述べる。表10に示した通り、JJ、CJ共に直接的、間接的に「助言」がされやすいテーマの1位は「健康」、2位「選択」、3位「習慣」であることが分かった（1位から順に「直接」+「間接」アドバイスの選択率はJJ: 44.0%, 30.1%, 29.7%, CJ: 49.4%, 36.6%, 34.4%）。以下、JJは「所有物」（20.7%）「外見」（13.6%）「恋愛」（11.8%）と続き、CJは「外見」（19.1%）「所有物」（18.6%）「恋愛」（13.0%）と続いた。特に「健康」については、JJの44.0%、CJの49.4%が「助言」をすると回答した。続く「選択」「習慣」も日中共通して「助言」しやすいテーマであることが分かった。

表10 「助言」テーマ別の結果

		A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ	選択	193(20.1%)	97(10.0%)	344(35.6%)	326(33.7%)	6(0.6%)
CJ	選択	203(19.7%)	174(16.9%)	267(25.9%)	331(32.1%)	57(5.5%)
JJ	外見	71(7.4%)	60(6.2%)	355(36.7%)	456(47.2%)	24(2.5%)
CJ	外見	92(8.9%)	105(10.2%)	313(30.3%)	475(46.0%)	47(4.6%)
JJ	所有物	134(13.9%)	66(6.8%)	370(38.3%)	384(39.8%)	12(1.2%)
CJ	所有物	101(9.8%)	91(8.8%)	269(26.1%)	532(51.6%)	39(3.8%)
JJ	習慣	202(20.9%)	85(8.8%)	162(16.8%)	484(50.1%)	33(3.4%)
CJ	習慣	212(20.5%)	143(13.9%)	110(10.7%)	503(48.7%)	64(6.2%)
JJ	健康	329(34.1%)	96(9.9%)	244(25.3%)	276(28.6%)	21(2.2%)
CJ	健康	315(30.5%)	195(18.9%)	188(18.2%)	252(24.4%)	82(8.0%)
JJ	恋愛	40(8.3%)	17(3.5%)	53(11.0%)	354(73.3%)	19(3.9%)
CJ	恋愛	33(6.4%)	34(6.6%)	34(6.6%)	396(76.7%)	19(3.7%)

また、表 10 に示した通り、もっとも「無言」率が高いテーマは、日中共通して「恋愛」であった。選択率は JJ が 73.3%、CJ が 76.7% であり、このテーマは両者にとって回避すべき、負担度が大きいテーマであると言える。一方、「無言」率が最低だったのは両者共に「健康」であった（JJ28.6%：CJ24.4%）。先述の通り、このテーマは両者共にもっとも「助言」率が高いテーマでもあり、やはり「助言」しやすいテーマであると言える。JJ の結果は、「恋愛」以下、「習慣」（50.1%）「外見」（47.2%）「所有物」（39.8%）「選択」（33.7%）「健康」（28.6%）と続いた。CJ の結果は、「所有物」（51.6%）「習慣」（48.7%）「外見」（46.0%）「選択」（32.1%）「健康」（24.4%）と続いた。

なお、両者の「無言」率の差が最大であったテーマは「所有物」で、JJ が 39.8%、一方の CJ は 51.6% と、CJ の方が JJ より 11.8% 「無言」率が高かった。「所有物」は相手が所持する「破れていて中が見えているかばん」と「古くて画面が割れているスマホ」という 2 つのトピックについて調査した。このうち、「スマホ」の場合の表明方法を下表に示す。

表 11 テーマ「所有物」トピック「スマホ」の結果

		A. 直接	B. 間接	C. コメント	D. 無言	E. その他
JJ	スマホ	67(13.9%)	36(7.4%)	135(27.9%)	235(48.7%)	10(2.1%)
CJ	スマホ	45(8.7%)	40(7.8%)	78(15.1%)	333(64.5%)	20(3.9%)

表 11 に示したように、CJ の実に 64.5% は「無言」を選択した。一方で JJ の選択率は 48.7% であり、その差は 15.8% であった。調査した全 11 トピックのうち、この「所有物・スマホ」が、日中差が最大のトピックであった。インタビューでは、JJ の中に「破れていて中が見えているかばん」や「画面が割れているスマホ」を見て、「緊急性が高い」＝「何か言うべき」と捉えている者が CJ よりもいることが分かった。一方、CJ には「画面が割れているが、新しいスマホを買えないのかもしれない、だから何も言うてはいけない」と言う者がいた。相手の経済面への配慮は JJ の回答には見られなかった。理由は何であれ、「所有物」について「助言」することは、特に CJ にとっては負荷度が高いということ、JJ は留意する必要がある。

## おわりに

調査の全体の結果、CJ、JJ 共にもっとも選択率が高かったのは「自主助言」が喚起される場面でも「何も言わない」＝「無言」であった。JJ には、CJ の方が、言動が直接的な印象があると思うが、両者とも FTA となり得る「助言」行為を避ける傾向にあることが分かった。「無言」に続く方法は、CJ、JJ 共に「コメント」「直接アドバイス」「間接アドバイス」であった。しかし、残差分析の結果から、明示的に発言をする際に、JJ は「助言」をするより「オフ・レコード」の「コメント」に留める比率が高いことが分かった。CJ は、何か言う場合に

は、「コメント」ではなく配慮表現を含む「ネガティブ・ポライトネス」を利用した「間接アドバイス」をすることが明らかになった。

この理由を探るため、インタビューで、選択肢(B)「間接アドバイス」と(C)「コメント」の印象を聞いたところ、JJは「(C)は(B)よりニュアンスが柔らかい。控えめ。(B)は一步相手に踏み込む」と説明した。また、同じ回答者は「コメント」の選択回数が多かった理由として、「リスクを回避したいから」と述べていた。つまり、JJにとって(B)の「間接アドバイス」は垣根表現がついていても「助言」をする選択肢で、FTAとなる可能性が高いと判断した時に避けられるということだ。JJは相手のフェイスに配慮した結果、「コメント」を選択する傾向にあった。一方で、CJにも選択肢(B)「間接アドバイス」と(C)「コメント」の印象を尋ねたところ、CJは「(選択肢(A)「直接アドバイス」に比べて)(B)は柔らかい」と回答した。その理由は「「と思う」がついているから」と述べていた。CJは相手のフェイスに配慮した結果、「間接アドバイス」を選択する傾向にあると考えられる。この両者の配慮の仕方の違いが、「助言」表明時の方法の差となって現れたと推測される。

今後の課題としては、今回の調査では、「助言」相手を親・疎の同級生と先生1名の合計3名しか設定しなかったが、「助言」相手との力関係をより詳細に見るために、次回の調査では、「目上・同等・目下」と「助言」相手を増やし、それぞれの親・疎の合計6名を設定するつもりである。次に今回の調査の問題点として、「助言」表現の解明不足が挙げられる。これは、今回は「助言」表明時の方法を知ること为目标にし、多肢選択式調査を行ったためである。本調査を通じて、CJとJJの「助言」時の表明方法について傾向が明らかになった。次回は調査方法を変更し、談話完成テスト(Discourse Completion Test)を行い、記述式調査でより詳細に追究したい。また、本稿のはじめに述べたように、本研究ではこれまでの「助言」研究で初めて「自主助言」と「応答助言」を区別することについて言及し、「自主助言」に焦点を当てて調査を行った。今後は求められた場面で行う「応答助言」についても調査を行い、「助言」という発話行為の全体像を追究したい。

## 注

- 1) 「フェイス」とは、「Goffman (1967) による概念と英語の一般用語とに由来し、恥をかかされる、自尊心を傷つけられる、「面子を失う」(losing face) といった事柄」と結びつけられるもの (Brown & Levinson 1987: 田中監訳 2011: 79)。
- 2) 日本学生支援機構 (2020) 「2019 (令和元) 年度外国人留学生在籍状況調査結果」  
[https://www.studyinjapan.go.jp/ja/\\_mt/2020/08/date2019z.pdf](https://www.studyinjapan.go.jp/ja/_mt/2020/08/date2019z.pdf) (2023年3月30日閲覧)  
本稿執筆時 (2023年3月) には日本学生支援機構より「2022 (令和4) 年度」の結果が公開されている。しかし、本研究の調査時は2018年12月から2019年10月までであったため、ここでは2019年度の留学生の在籍状況を掲載する。
- 3) Brown & Levinson (1987) は、FTAの深刻度の査定時に考慮される要因として、聞き手と話

し手の相対的「力」と「社会的距離」を挙げている (Brown & Levinson 1987: 田中監訳 2011: 97)。

- 4) 英語の ‘maybe’ ‘I think’ は、Hinkel (1994: 77) では ‘lexical hedging’ と呼ばれている。本稿ではこれを「垣根表現」と呼ぶ。
- 5) 「何も言わない」のは相手に無関心のため、という考え方もあり得ることを補足しておく。
- 6) カイ二乗検定、クラメールの連関係数の算出、残差分析は、統計ソフト BellCurve for Excel (version 3.21) を使用して行った。

## 謝辞

本稿の執筆にあたり、貴重なご助言をいただいた名古屋外国語大学の坂本正先生と、ご丁寧なコメントとご指摘をいただいた『東アジア日本学研究』の査読者の先生方に、心よりお礼申し上げます。

## 参考文献

- 井出祥子 (2006) 『わきまへの語用論』大修館書店。
- 大崎正瑠 (2005) 『中国人の輪郭：その意識と行動』DTP 出版。
- 蒲谷宏・川口義一・坂本恵 (1998) 『敬語表現』大修館書店。
- 許夏玲 (2006) 「話し言葉における助言表現の使用実態—日本人母語話者と中国人学習者の接触場面から—」『多摩留学生教育研究論集』5、41-46 頁。
- 黄郁芳 (2000) 『日本語のアドバイス表現について』名古屋大学大学院国際言語文化研究科、未公開修士論文。
- 黄郁蕾・玉岡賀津雄 (2015) 「中国人日本語学習者の助言場面における意識と行動に影響する諸要因」『言語文化と日本語教育』48・49、11-21 頁。
- 柴田庄一・山口和代 (2002) 「日本語習得における人間関係の認知と文化的要因に関する考察—中国人および台湾人留学生を対象として—」『言語文化論集』24(1)、141-158 頁。
- 清水崇文 (2009) 『中間言語語用論概論』スリーエーネットワーク。
- 園田茂人 (2001) 『中国人の心理と行動』日本放送出版協会。
- 滝浦真人 (2008) 『ポライトネス入門』研究社。
- 中崎温子 (2011) 「第二言語環境下における留学生の「文化馴化」の一考察—L1 と L2 環境の中国人アドバイス発話比較を通して—」『言語と文化』24、139-155 頁。
- 日本語記述文法研究会 (2003) 『現代日本語文法 4 第 8 部モダリティ』くろしお出版。
- 橋元良明 (1992) 「間接的発話行為方略に関する異言語間比較」『日本語学』12、92-101 頁。
- 橋元良明・異文化コミュニケーション研究会 91・笹川洋子・見城武秀・杉田優子 (1992) 「婉曲的コミュニケーション方略の異文化間比較—9 言語比較調査—」『東京大学社会情報研究所調査研究紀要』1、107-159 頁。
- 山口和代 (2002) 「ポライトネスに応じた言語形式と人間関係の認知—中国人ならびに台湾人留学生と日本

人母語話者との比較の視点から一」『社会言語科学』5(1)、75-84頁。

Brown, P. & Levinson, S. (1987) *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge:

Cambridge University Press. 齊藤早智子・津留崎毅・鶴田庸子・日野壽憲訳, 田中典子監訳 (2011) 『ポライトネスー言語使用における、ある普遍現象』研究社。

Brown, P. & Levinson, S. (1987) *Politeness: Some universals in language usage*. Cambridge:

Cambridge University Press.

Hinkel, E. (1994) “Appropriateness of advice as L2 solidarity strategy”, *RELC Journal*, 25(2), pp. 71-93.

Hinkel, E. (1997) “Appropriateness of advice: DCT and multiple choice data”, *Applied Linguistics*, 18(1), pp. 1-26.

Matsumoto, Y. (1988) “Reexamination of the universality of face: Politeness phenomena in Japanese”, *Journal of Pragmatics*, 12(4), pp. 403-426.

## 参考日本語教科書

岡崎志津子・小西正子・藤野篤子・松井浩子 (1988) 『ロールプレイで学ぶ会話 (2) こんなとき何と申しますか』凡人社。

ボイクマン総子・宮谷敦美・小室リー郁子 (2006) 『聞いて覚える話し方 日本語生中継・初中級編 2』くろしお出版。

山内博之 (2000) 『ロールプレイで学ぶ中級から上級への日本語会話』アルク。

## 付属資料 調査紙の設定場面の詳細

テーマ	トピック	設定場面
選択	メニュー	<u>同級生</u> と一緒にご飯を食べに行った。同級生はA 定食を頼もうとしているが、あなたはそれがおいしくないことを知っているという場面。
	旅行場所	<u>同級生</u> は今度、あなたの出身地の近くに旅行する予定で、場所Aに行くか、場所Bに行くか迷っている。あなたは場所Aに行ったことがあって、Aが良い場所だと知っているという場面。
外見	髪型	<u>同級生</u> が今日はいつもと違う髪型をしている。(いつもは前髪を下ろしているが、今日は上にあげている。) あなたはいつもの髪型のほうが良いと思っているという場面。
	化粧	<u>同級生</u> が化粧を変えたようだ。口紅の色がいつもと違う。あなたはそれが似合っていないと思っている場面。
所有物	かばん	<u>同級生</u> のかばんは破れていて、中が見えている。あなたは新しいかばんを買ったほうが良いと思っているという場面。

	スマホ	同級生が持っているスマホはとても古い。画面も割れている。5、6年前のもので、あなたはもう新しいスマホに変えたほうがいいと思っているという場面。
習慣	たばこ	同級生は毎日たばこをたくさん吸っている。あなたはたばこをたくさん吸うのは身体に良くないと思っている。今日も同級生がたばこを吸い始めたという場面。
	お酒	同級生はお酒を飲むといつも飲み過ぎる。昨日もお酒を飲んだあと、気分が悪そうだった。今日、同級生に会った場面。
健康	やせ過ぎ	同級生が最近急にすごくやせた。顔色が悪いという場面。
	咳	同級生は一週間前から顔色が悪く、咳が止まらない。だんだんひどくなっているという場面。
恋愛	恋人	同級生は何年も恋人がいないことをあなたは知っていて、早く見つけたほうがいいと思っているという場面。
	結婚	先生はまだ結婚していないことをあなたは知っていて、早く結婚したほうがいいと思っているという場面。

(実際の質問紙では同トピックで下線の「助言」相手は「とても親しい同級生」「顔見知り程度の同級生」「顔見知り程度の先生」の3名を設定した。ただし、「恋愛」については「恋人」は「とても親しい / 顔見知り程度の同級生」、「結婚」は「顔見知り程度の先生」のみ設定した。)

### Self-expression in a "voluntary advice" situation:

Comparing Native Speakers and Chinese Learners of Japanese in Japan

TSUJIMOTO, Sakurako

#### Abstract

This study compared how Chinese learners of Japanese (“CJs”) and Japanese native speakers (“JJs”) in Japan would voluntarily give “advice” during specific situations, and if so, how would they express this “advice.” The survey used multiple-choice questions to collect data from 172 CJs and 161 JJs. The survey results indicated that the most frequent choice for both CJs and JJs was “do not say anything.” For JJs, CJs may seem more direct with their words and actions. However, it was found that both tended to avoid “advice” that could be a face violation. However, when explicitly saying something, JJs tended to limit themselves to “comments” rather than “advice,” and CJs were found to give “indirect advice” that included more expressions of consideration than JJs.

**Keywords :** Interlanguage Pragmatics, Speech Act, Advice, Chinese Learners of Japanese in Japan, Japanese Native Speakers

## 中国語母語話者による日本語可能表現の産出と習得 —母語による影響に着目して—

福田 翔（富山大学）

### 要旨

本研究は、中国語を母語とする日本語学習者の可能表現の使用実態を、独自に収集した日本語自由作文データを考察することで明らかにすることが目的である。自由作文は、中国で日本語を専攻とし、学習歴12ヶ月程度、日本語圏への留学経験を持たない学習者が執筆したものである。研究方法として、可能の意味を表す表現を取り出し、日本語と中国語で形式上の対応関係があるか否かという観点から習得のしやすさを考慮し、「正しい産出」と「修正が必要な産出」に分け、それぞれの特徴を明らかにした。その結果、データ全体を通して、「正しい産出」が「修正が必要な産出」に比べて多いことが分かった。さらに、「正しい産出」の用例の中で、本来習得が難しいと考えられる日中両言語で形式の有無の対応が一致しないケース、つまり、日本語では可能形式が使用されず、対応する中国語の翻訳箇所では可能形式が付加されている用例が非常に多く観察された。また、それらの多くは願望を表す表現であることが明らかとなった。よって、第二言語である日本語への母語の影響という点を考える際、単純に形式的な対応関係の有無よりも、構文的、意味的な要素が強く働いている可能性があることが明らかとなった。

**キーワード：** 可能形式、自動詞可能、願望表現、学習者作文データ

### はじめに

本研究の目的は、中国語を母語とする日本語学習者の日本語可能表現の使用実態を明らかにし、その習得の特徴を考察することにある。

これまでの中国語母語話者の可能の習得研究では、主に、「可能形式を使用せずに可能の意味を表す自動詞」（張威 1998、姚艷玲 2006、2007、大崎 2005 等）の使用に関する研究が多くなされてきた。その中で、中国語を母語とする日本語学習者は、学習期間が増加しても、一般的な可能表現に比べて、この自動詞可能の習得がなかなか進まないことが指摘されてきた。自動詞可能とは、具体的には、「合う、上がる、分かる、集まる、温まる、開く」等で、可能形式（「れる・られる」、「-ことができる」）を付けることができない非対格自動詞がそれにあたる（呂雷寧 2007、2010、関承 2013 等参照）。本研究で収集したデータ<sup>1)</sup>で



も、やはりこのような誤りは見られた。例えば、次の例である。

- (1) a. でも、タクシーはなかなか来なくて、もう急がないと（間に合えなかった→間に合  
わなかった）。
- b. 然而，出租车怎么也不来，再不赶紧就赶不上电影了。

ここは「間に合わなかった」と自動詞で表すべきところであるが、「間に合えなかった」というように可能形式を用いて表現されている。これに当たる中国語は、〈赶不上〉という可能補語の形式が対応している。

この自動詞可能の習得が困難な要因として、これらの動詞は中国語では可能形式を用いて表現されることが多いことから、母語の影響を受けると指摘されたり、日本語の他の可能形式を含む可能表現の過剰化であると考察されたりしてきた（張威 1998、関承 2013 等参照）。本研究で収集したデータにも、この自動詞可能の誤りが見られることから、やはり中国語母語話者にとっての学習困難点の一つであることが窺える。しかし、これまでに行われてきた日本語の可能表現の習得研究では、可能形式も含めた可能表現全体に目を向けた包括的な考察が十分になされてきたとは言えない。そこで、本研究では、学習者が産出した日本語可能表現を、「正しい産出」と「修正が必要な（誤った）産出」とに分けて、両者のデータを詳細に分析することで、その使用実態を明らかにする。

## 1. 使用データ・分析方法

まず、本研究で使用した作文データの概要を表1にまとめる。作文データは、中国語を母語とする日本語学習者が執筆したものであり、日本語の学習期間は12カ月程度である。また、日本への留学等、日本語圏での滞在歴を持たない学習者のデータのみを抽出した。学習者は作文執筆段階では、本研究の研究対象である日本語の可能表現や自動詞可能は、すでに学習済みである。

作文数	60 作文
執筆者数	60 名
作文総字数（日本語原文）	23,180 字
作文総字数（中国語対訳）	16,686 字
日本語平均文字数（1 作文あたり）	約 380 字

表1 作文データの概要

データは、学習者の学習言語である日本語で執筆された作文と、その日本語作文を執筆した学習者本人に、母語である中国語に翻訳してもらったものとの2種類で構成されている。

実際の作文データのサンプル（1名分）を下記に提示する。

4. [テーマ：自己紹介]

みなさん、こんにちは。私は[名前：フルネーム]です。今年は二十歳で、出身は[場所]です。日本語科の二年生です。私たちは四人家族で、父、母、弟と私です。父と母は公務員です、普段は仕事が忙しくて一緒にいる時間が少ない。弟は中学生で、バスケやサッカーなどのスポーツが好きなので、だから背が高いです。私が暇な時は音楽を聴いたり、小説を読んだりするのが好きです、これらの活動は心をリラックスさせ、ストレスを減らします。おとなしい人だから、人と仲良くするためにプレッシャーをかけない。辛い食べ物が好きです、例えば鍋とか。今の計画では、まず日本語をしっかり勉強して、残りの時間で他の好きなことを勉強してと思っています。やりたいことはたくさんありますし、一番達成したいのは好きな場所への旅行です。大学生活も半分になりましたが、残りの一年も有意義に過ごせたらいいなと思っています、作られた計画はすべて達成することができます。以上です。よろしくお願ひします。

中国語訳

大家好，我叫[姓名]，今年20岁，来自[地方]，是日语专业的二年级学生。我们是四口之家，家里有爸爸，妈妈，弟弟和我。爸爸和妈妈都是公务员，平时都很忙在一起的时间很少。弟弟是中学生，喜欢打篮球、踢足球等运动，所以长得很高。我闲暇时喜欢听音乐，看小说，这些活动使人心情放松，减少压力。因为我性格比较安静，所以相处起来不会给人压力。喜欢吃辛辣的食物，例如火锅。目前的计划是先好好学习日语，剩余时间学一些其他喜欢的东西。想做的事有很多，最想实现的是去喜欢的地方旅行。大学生活已经过去一半，希望接下来的时间也能有意义的度过，制定的计划都可以完成。以上，请多关照。

図1 日本語作文・中国語対訳サンプル

収集した60本の作文から、可能表現を含む用例を、次の基準で取り出した。まず、「正しい可能表現」と「修正が必要な可能表現」に分類した。「正しい可能表現」とは、日本語として自然な産出であり、日本語作文或いは中国語の翻訳文の少なくともいずれかで、可能形式が用いられているもの（[+可能]）である（2a-c）。それに対して、「修正が必要な可能表現」とは、日本語作文において、「可能形式が不要な箇所に加付されているタイプ」（3a）と「可能形式が必要な箇所に加付されていないタイプ」（3b）の2種類である。

(2) 正しい可能表現

- a. 日本語 [-可能] / 中国語 [+可能]
- b. 日本語 [+可能] / 中国語 [-可能]
- c. 日本語 [+可能] / 中国語 [-可能]

(3) 修正が必要な可能表現

- a. 日本語（修正前） [+可能] → （修正後） [-可能]
- b. 日本語（修正前） [-可能] → （修正後） [+可能]

そこで、以下の議論では、中国語母語話者の日本語作文における可能表現の産出の内実に関して、「正しい可能表現」と「修正が必要な可能表現」を順番に提示しながら、考察を進めることとする。

2. 結果・考察

作文データ全体を上記の基準に照らし合わせて、「正しい可能表現」と「修正が必要な可能表現」を抽出すると、次の表のようになる。

	用例数	%
a. 正しい可能表現	95	86.4
b. 修正が必要な可能表現	15	13.6
合計	110	100

表2 可能表現の産出

ここから分かることは、このレベル（日本語学習期間約12カ月）の学習者は、日本語の可能表現を正しく産出できている例の割合（86.4%）が、修正が必要な割合（13.6%）に比べて、すでに高いということである。

そこで、まず2.1節で「修正が必要な可能表現」、2.2節で「正しく産出された可能表現」を詳細に観察し、中国語母語話者による日本語可能表現の習得の全体像を明らかにする。

### 2.1 修正が必要な可能表現

作文データから修正が必要な可能表現は15例であり、可能表現の産出全体の13.6%とそれほど多くないことが分かる。ここでは、「可能形式を付加した誤り」なのか、「可能形式が脱落した誤り」なのかという観点で分けることができる。日本語で可能の意味を表す形式は、主に接辞「れる・られる」及び「ことができる」の2種類あり、これらを本研究の日本語可能形式とする。

まず、(4a)のように、「可能形式を付加した誤り」として、先にも取り上げた非対格自動詞に可能接辞を付加した間違い（「間に合えなかった」）がある。さらに、(5a)は可能形式を付けるべき箇所で、付けていないために誤りとなっている例である。

(4)a. でも、タクシーはなかなか来なくて、もう急がないと（間に合えなかった→間に合  
わなかった）。

b. 然而，出租车怎么也~~不~~来，再不赶紧就~~赶不上~~电影了。

(5)a. 私はいつか王先生のような心温まる先生になって、献身的で、学生を（助ける→助  
けられる）と信じています。

b. 我坚信，终有一天，我也能像王老师那样体贴入微，无私奉献，帮助学生。

このように、「可能形式を付加した誤り」なのか、「可能形式が脱落した誤り」なのかという観点で分類すると、下記の表のようにまとめることができる。

日本語可能表現の誤り	用例数	中国語対訳 可能形式 (対応割合%)
a. 可能形式の付加による誤り	7	5 (71.4)
b. 可能形式の脱落による誤り	8	3 (37.5)
合計	15	—

**表 3 可能表現の誤りのタイプと用例数**

表 3 より、「可能形式を付加した誤り」及び「可能形式が脱落した誤り」の割合は、ほぼ同じであることが分かる<sup>2)</sup>。ここで、さらに、動作主体の事態に対するコントロール性の有無という観点から動詞を分類することができる。

事態のコントロール性	可能形式の付加による誤り	可能形式の脱落による誤り
+control	分ち合う、与える、実現する	馴染む、助け合う、助ける、分ち合う、支配する、知る、完成する
-control	間に合う、思い出す、目覚める、ある	なる

**表 4 使用された動詞のカテゴリー別一覧**

先行研究で指摘されてきた自動詞可能（間に合う、思い出す、目覚める、ある）における「可能形式の付加による誤り」も見受けられるが、その他、主体の事態に対するコントロール性に着目すると、[+control] 及び [-control] の動詞の両方で、可能形式の付加及び脱落による誤りが観察されることが分かる。また、この修正が必要な可能表現は、産出の割合の少なさから、特定の学習者個人の問題と考えられる可能性もある。さらに、これまで習得が難しいとされてきた自動詞可能は、本研究で設定した可能表現抽出方法に則ると誤用が比較的少なく見えるが、そもそも日本語自動詞可能とそれに対応する中国語との形式的不一致、或いは日本語の他の可能形式との相違を考えても、習得が難しいという先行研究での指摘を覆し得るものではない。この点は、自動詞可能自体の産出とその誤用率を調査し、さらに考察を進める必要があるため、今後の課題としたい。

次に、正しい可能表現の産出を考察する。

## 2.2 正しい表現

先にも述べたように、これまでの中国語を母語とする日本語学習者の日本語可能表現の習得は、特に習得が難しいと言われる自動詞可能を分析することが主流であった。しかし、

本研究は日本語の可能表現の正しい産出に着目して、中国語母語話者の日本語可能表現の習得を新たな視点で考察することを目的とする。

まず、以下の表で、作文データから抽出した日本語と中国語の可能形式の対応関係を、用例数と割合に分けて提示する。

日中可能形式の対応関係	対応例数（異なり数）	割合(%)
a. 日・中 [+可能・+可能]	44 (31)	46.3
b. 日・中 [-可能・+可能]	47 (37)	49.5
c. 日・中 [+可能・-可能]	4 (4)	4.2
合計	95 (69)	100

**表 5 中国語母語日本語学習者による日本語可能表現の産出**

表 5 から分かることは、次の通りである。日本語と中国語の可能形式の対応関係における用例数は、日本語が [-可能] で中国語が [+可能] の対応が最も多く、日本語が [+可能] で中国語が [-可能] の対応が最も少ない。また、日本語及び中国語がともに可能形式である例も、全体の 46.3% と、やはり多いことが分かる。この点に関して、日中両言語の可能形式が [+可能] となっている表 5 の (a) のようなケースで、正しい産出が増加することは理解できるが、可能形式が対応していない表 5 の (b) の産出が非常に高いことが不思議である。

まず、表 5 の (a) の「日・中 [+可能・+可能]」の用例を見ていく。

日本語	中国語	用例数
動詞- (ら) れる 動詞-できる	可能補語	4
	助動詞〈能 (能够)〉	26
	助動詞 (可以)	14
合計		44

**表 6 中国語母語日本語学習者による日本語可能表現の産出**

表 6 から、日本語の可能表現は、中国語の助動詞との対応が最も多く、可能補語と対応している例が比較的少ないことが分かる。その用例の一部を下記で取り上げる。

- (6)a. このお店を持つことができれば、将来の収入の源だけでなく、……  
 b. 如果能拥有这家店，我希望它不仅仅是未来收入的来源，……  
 (7)a. たまに夜は眠れないので、散歩に出かける。

- b. 偶尔睡不着的时候，我便出去散步。

形式の対応関係から見て、この用例の数が増えることは予測通りであると言える。一方で、日中で形式の有無が異なる表5の(c)は用例が4例と、非常に少なくなるというのも理解できる。具体的な用例を下記にあげる。

- (8)a. これで手を汚すだけでなく、水も節約できます。

- b. 这样不仅避免了弄脏手也节省了洗手水。

ここでは、日本語では「節約できる」という可能形式が使用されているが、それに対応する中国語は可能形式を使用するのではなく、〈避免：避ける〉という語彙をもって表現されている。

最後に、表5の(b)を観察する。ここでは、中国語は可能形式を用いて表現され、それに対応する日本語は可能形式となっていないにもかかわらず、正しく産出されている用例が多いのはなぜかということ、事例を提示しながら考察する。

中国語母語日本語学習者は、日本語の産出において、母語である中国語の形式的対応関係のみを手掛かりとして、日本語の表現を決定しているのではない可能性があると考えられる。そこで、「どのようなタイプがあるのか」ということを明らかにすることで、この現象の理由を考察する。まず、観察されたのが、次の3タイプである。

中国語の対応形式より	対応例数	割合(%)
a. 願望表現との共起	29 (20)	61.7
b. 可能形式で言い換え可 (コントロール性あり)	14 (14)	29.8
c. 可能形式で言い換え不可 (コントロール性なし)	4 (3)	8.5
合計	47 (37)	100

**表7 日・中 [-可能・+可能] (47例)の内訳**

表7で上げた3つのタイプについて、順を追って考察する。まず、最も産出の多いのが、表7の(a)「願望表現との共起」の場合である。

- (9)a. これから皆さんと一緒に進歩していきたいとします。

- b. 希望接下来的日子能和大家一起进步。

- (10)a. 私は学校の日本語協会の一員です。楽しみながら日本の文化をもっと知りたいと思

っています。

b. 我是学校日语协会的一员, 希望 可以在娱乐的同时增加对日本文化的了解。

(11) a. これから皆さんと一緒に進歩していきたいと思います。

b. 希望接下来的日子能和大家一起进步。

日本語では、願望表現の際に、可能形式(例:「皆さんと一緒に進歩できることを望みます」)を用いることもできるが、本データでの産出では、すべて願望表現(「～したい」等)を用いて表されている。さらに、この願望表現において本データからは、次の1例を除いて修正が必要な産出は基本的に見られなかった。この修正が必要な1例である(12)の文では、「～ように」という表現が用いられていることから、「助け合える」と可能形にした方が文脈上自然となる。

(12) a. これから、皆さんがお互いに (助け合う→助け合える) ように、……

b. 以后的日子里, 希望大家能够互相帮助, ……

可能は、「動作表現の含意がある」(渋谷 1993 等)と言われるように潜在的な意味を表すことができ、また、それは非現実的(irrealis)な事態であるとも言える。それが非現実性を表す願望表現と共起するというのは、十分にあり得る現象であり、願望や希望を表す動詞である〈希望:希望する、望む〉と共起するのは自然なことであると言えよう。しかし、同じ願望を表す形式であっても、〈想:～したい〉は、基本的に助動詞に分類され、後に可能の助動詞を重ねて置くことはできないという統語的な制約がある。よって、〈希望〉が助動詞〈能〉と共起し得るのは、最終的には、目的語位置に主述句を取るという〈希望〉の構造的特徴に帰することができる。

次に、表7の(b)「可能形式で言い換えできる」ケースの産出を観察する。

(13) a. 続いて、キャンパスには大きな運動場と体育館があります、学生たちはジョギング  
やバスケットボールをしたり、体を鍛えたりします。

b. 接着, 校园里有硕大的操场和体育馆, 同学们可以去跑步, 打篮球, 锻炼身体。

(14) a. 旅行しながら、歴史文化を感じたり、学んだりすることも意味があります。

b. 在旅行的同时能够感受并学习到历史文化也是一件很有意义的事。

これらの表現は日本語では可能形式を用いない方がより自然に感じるが、可能形式を用いて表現しても間違いというわけではない(「ジョギングやバスケットボールをしたり、体を鍛えたりもできます」、「感じられたり、学べたり」)。しかし、このタイプにおいて、若干可能表現との言いかえで容認度が落ちるケースもある。それが次のような例である。

- (15) a. 絵を描くと落ち着きます。  
 b. 画画能使人平静下来。
- (16) a. こういうような心友が持っている自分が幸せだと思ってます。  
 b. 很幸运我能有这样的朋友。

ここで、「絵を描くと落ち着くこともできます」、「こういうような親友を持つことができて」（「心友」とは、正しくは「親友」となると思われるため、この点も修正した）とすると、非文ではないが、状況によっては少し違和感が出る場合がある。この要因は、動作主のコントロール性の高低によるものであると思われる。つまり、「(13) > (14) > (15) > (16)」の順に、主体の事態に対するコントロール性が低下していくと見ることができ、それに連動して、可能形式の容認度も下がっていくことがうかがえる。

最後に、「可能形式で言い換えできない」ケースを観察する。このタイプは、4例と産出自体が非常に少ない。また、動作主体がコントロール性を持たないことにより、日本語ではそもそも可能形式とすることができないと言える。

- (17) a. 子供のころは、味がいいので、食欲をそそりました。  
 b. 小的时候，是因为味道好，能引起食欲。
- (18) a. つらい時に慰めてくれるし、こういうような心友が持っている自分が幸せだと思ってます。  
 b. 伤心的时候能安慰你，很幸运我能有这样的朋友。

また、2.1節で考察したように、このコントロール性を持たないタイプの誤りは5例あり、ここでの正しい産出の例よりも若干多いことが分かる。このコントロール性を持たないタイプは、そもそも産出自体が少ないため、先にも述べた通り、その習得の度合いについては、別の調査を行う等、慎重に判断する必要がある。

以上の議論のポイントをまとめると次のようになる。

- (19) 中国語母語日本語学習者の日本語可能表現の産出において、
- a. 正しく使用できている産出が 86.4% (95 例)、修正が必要な産出が 13.6% (15 例) と、正しい産出の割合の方が圧倒的に高い。
  - b. 修正を必要とする例の中で、従来から指摘されてきた自動詞可能の例も見られる。
  - c. 正しく産出された用例の中では、本来間違えやすいと思われる、対応する中国語の翻訳箇所では可能形式が付加されているが、日本語では可能形式を使用しないケースの産出が最も多く、その中で、特に願望表現での適切な使用が顕著に目立つ。



- d. 修正を必要とする例の中で、可能接辞の付加と脱落では各々7例、8例と、それほど差は見られない。

中国語を母語とする日本語学習者の可能表現の習得に関して、本研究で特に着目すべき点は、正しい産出の多さであり、その中でも、「日本語 [-可能] ・中国語 [+可能]」の産出が多いことである。これは、学習が日本語の願望表現をひとまとまりに暗記している可能性もあるが、少なくとも母語での対応する文に現れる可能の助動詞に惑わされて、日本語でも可能形式を使用してしまうということはないと言える。これは、母語からの影響という点を考える際に、単純に形式の有無よりも、構文的、意味的な要素が強く働いている可能性があるとも考えられよう。

## おわりに

本研究では、中国語母語話者の日本語可能表現の使用実態を、独自に収集した自由作文データを用いて考察した。その中で、特に先行研究で盛んに議論されてきた自動詞可能の使用実態を可能表現の産出全体の傾向として観察した。また、正しく産出される可能表現の多さ、並びに「日本語 [-可能] ・中国語 [+可能]」での、特に願望表現の産出の正確さに着目して議論を行った。

本研究の問題点として、使用した作文データは、中国の大学で日本語を専門とし、学習歴が12ヵ月程度（日本語圏への留学籍なし）の学習者の作文だけに限定されている。そこで、今後は、さらに学習歴が長い上級学習者や、学習歴が半年程度の学習者等の縦断的なデータも交え、この可能表現の産出に関する考察を深めたいと考える。また、日本語母語話者の中国語の可能表現の習得も、平行して考察することで、日中両言語の特徴がより明らかになると考えられる。これらは、今後の課題としたい。

## 注

- 1) 独自に収集したデータの詳細は、2節で説明している。
- 2) 望月(2009)では、上級日本語学習者の作文データを用いて、「可能接辞の脱落による誤り」が1例（異なり1）、「可能接辞の付加による誤り」が13例（異なり9）であることが報告されている。

## 参考文献

- 張威(1998)『結果可能表現の研究—日本語・中国語対照研究の立場から—』くろしお出版。
- 姚艷玲(2006)「有対自動詞による無標可能文の成立条件—〈可能〉の意味合成のメカニズム—」『日本語教育』128、213-248頁。
- 姚艷玲(2007)「〈不可能〉の言語化に関する日中両語の対照研究」『日本語と中国語の可能表現』白帝社、

88-110 頁。

望月圭子(2009)「中国語を母語とする上級日本語学習者によるヴォイスの誤用分析—中国語との対照から—」『東京外国語大学論集』78号、85-106頁。

大崎志保(2005)「日本語の自動詞による可能表現—動詞制約を中心に—」『日本語文法』5(1)、196-211頁。

呂雷寧(2007)「可能という観点から見た日本語の無意志自動詞」『言葉と文化』8、187-200頁。

呂雷寧(2010)「日本語の無意志自動詞表現の性質について中国語の可能表現との対応関係に関連付けて—」『日中言語対照研究論集』12、75-90頁。

関承(2013)「中国語母語話者における日本語可能表現の習得について無対動詞の有・無標識可能表現に着目して—」『国際協力研究誌』20巻1号、21-30頁。

渋谷勝巳(1993)「日本語可能表現の諸相と発展」『大阪大学文学部紀要』33(1)、1-262頁。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費 21K13069 の助成を受けたものである。本論文を執筆するにあたり、査読の先生方から有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝申し上げる。なお、本研究に残された不備の責任はすべて筆者にある。

## **Production and Acquisition of Japanese Potential Expressions by Chinese L1 Learners: Focusing on the Influence of L1**

FUKUDA, Sho

### **Abstract**

This study aims to clarify the actual usage of potential expressions by Chinese L1 learners of Japanese by examining originally collected data on free essays in Japanese. The free essays were written by learners who majored in Japanese in China, have studied Japanese for approximately 12 months, and have no experience studying abroad in a Japanese-speaking country. As a research method, we took expressions expressing the potential meaning and divided them into “correct” and “incorrect” examples, considering the ease of acquisition in terms of whether there is a formal correspondence between Japanese and Chinese. The results demonstrated that throughout the data, “correct” examples were more common than “incorrect” examples. Furthermore, among the “correct” examples, we observed many cases in which the correspondence between the presence and absence of a form does not match in both languages, which is considered inherently difficult to acquire. That is, the possible form is not used in Japanese, but the corresponding Chinese translated

part has the possible form added. Many of them were found to be expressions of “desire.” Thus, when considering the influence of the L1 Chinese on Japanese as L2, that of syntactic and semantic factors was more significant than that of the presence or absence of formal correspondence.

**Keywords** : potential form, potential meaning with intransitive verbs, desirable expression, learner writing essay data

## 玄相允と『青春』誌について

池 孝民（商丘師範学院）

### 要旨

玄相允（1893－1950）は1919年の3・1独立運動民族代表の一人で、歴史家としても知られ、後に初代高麗大学総長も務めた人物である。玄相允の生涯において日本留学時代は彼の人生に大きな影響を与えていた。彼は日本留学時に在日朝鮮人留学生機関誌『学之光』に十分な活躍の場があったにもかかわらず、朝鮮国内の『青春』誌にも積極的な投稿を行っていた。そこで、本稿では彼が『青春』誌に発表した作品を通じてその動機及び作品の作風を考察してみた。漢学影響が深い家庭で成長した玄相允、そして晩年の「純ハングル使用」極力反対などのことからすれば、日本留学時に『青春』誌に発表した作品群は確実に異様であった。これには留学当初、崔南善と李光洙が『青春』誌を舞台として行った「ハングル改革運動」と深い関わりがあったこと、また彼の『青春』誌での小説はすでに新小説から脱皮して近代小説に近づいたことも本稿を通じて明らかにした。

**キーワード：**玄相允、青春、学之光、日本留学、近代小説

### はじめに

玄相允（1893－1950）は1919年の3・1独立運動民族代表の一人で、歴史家として知られ後に初代高麗大学総長も務めた人物で、1909年16歳の時、定州鳧湖育英小学校を修了して平壤の大成中学校に入学したものの、1911年にソウルの普成中学校に転入して1913年に同校を卒業した。1914年4月早稲田高等予科文科入学、翌年7月修了、9月から文学部文学科の史学及社会学科に入学し、3年後にここを卒業している。2・8独立宣言に参加した多くの大学生は大学を辞して帰国あるいは中国へ亡命したが、玄相允は当時としては珍しく最短距離で卒業している。玄相允の日本留学時、学業と様々な講演会への参加はもちろん、在日朝鮮人留学生機関誌『学之光』の編集・発行・寄稿にも尽力していた。このような多忙な留学生活のなかでも玄相允はソウルの『青春』誌にまで小説・詩・雑文の投稿を行っていた。

『青春』誌は、1914年10月創刊された本格的な月刊総合誌で、編集兼発行人は崔南善の兄・崔昌善であったが、実質的には崔南善が主宰して新文館で発刊していた。1～6号までは毎月16日に発行されていたが、「国是違反」という理由で総督府により停刊され、廃

刊にまで追い込まれたが、その2年後の1917年5月16日に続刊号が発行され9号までは毎月16日、10号から11号までは隔月刊、12号は3ヶ月隔月、13号は隔月を、そして最終号の15号は2ヶ月の隔月刊として、1918年9月26日に通巻15号をもって廃刊した。一般教養を目標とした啓蒙的な大衆誌で、人文科学・社会科学・自然科学など全般的な内容を扱い、特に文学の方に比重をおいた準文学誌の性格をもっていた。

玄相允が多忙な留學生活のなかでも『学之光』誌の編集委員であったため、『学之光』誌だけでも十分な活動の場があり、ジャンルのにも論説に限らず、詩、小説、雑文を書く場が『学之光』誌にあったにも関わらず、彼はなぜ『青春』誌にまで投稿を行っていたのだろうか？そこで、本稿では玄相允が『青春』誌に投稿した作品群を通じて、彼が『学之光』誌だけでなく遠い母国にある『青春』誌まで投稿を行った動機について探ってみることにする。

## 1. 『青春』誌への投稿

『青春』誌の発行所であった新文館は、1910年代朝鮮の梁山泊の觀を呈しており、アカデミーでもあって、あらゆる傾向を持った文化人、学者、愛国者たちの集合所、連絡所、避難所の役割も兼ねていた。安島山、張志淵、李承薰らはもちろん金性洙、宋鎮禹らの地方有志たちも地方から上京すると必ず訪ねる所が新文館で、ここを訪ねて同年輩の崔南善の助言を受けたりもしていた。また、中央中学を買収し、その校長に宋鎮禹、玄相允、そして後に崔斗善を就任させたことなどには彼らがみな早稲田大学の卒業生で、崔南善と深い関連があり、更にここにも新文館が多く関わっていた<sup>1)</sup>。そして、玄相允の日本留學に関わっていたと思われる李光洙と崔麟も新文館の常連で、とりわけ李光洙は1914年にシベリアから戻ってから、9月から『青春』誌の創刊号に崔南善を手伝ってその編集にも1915年9月、二度目の日本留學直前まで深く関わっていた。

玄相允の留學当初は、李光洙の弟子・金興濟とともに牛込区若松町に下宿をしていた。金興濟も『学之光』誌に寄稿をしていたが、そのほとんどが詩であって、量もそれほど多くはなかった<sup>2)</sup>。そして来日前に金興濟は、李光洙の推薦を受けて崔南善が創刊した雑誌で李光洙を手伝って仕事をした経歴も持っている。同じ下宿で留學生活を送りながら、玄相允の才能を買って、金興濟が『青春』誌への投稿を慫慂したことも十分あり得ることである。また当時、『青春』誌の編集には李光洙が多く携わっていて、玄相允と李光洙との出会いは彼らが日本に留學する前にすでにあった。

また1920年代になってからではあるが、崔曙海(1901-1932)を朝鮮文壇に送り込み、そして彼が有望な作家になったことを李光洙はいつも自慢話としていたこと<sup>3)</sup>から、自分には人材を見抜く力があると考えていたようである。李光洙には早い時期からよい人材と思われる人には誠意をみせる性格の持ち主であったことがうかがえる。年代を隔てての偶然の一致かも知れないが、玄相允も崔曙海と同様に李光洙を師とも仰いで文通の交流もして

いた。もっとも、玄相允は同郷の李光洙を師とも仰ぎ、日本留学前に彼の実家を訪ねたりするくらいの熱心さであったので、李光洙にとって、玄相允のこのような熱意を拒絶する理由も必要もなかったことであろう。

また、『学之光』誌に玄相允の手紙の要請により、李光洙は悩んだ末、二度目の日本留学をする前に、まず名前だけでも在東京朝鮮留学生界に知らせる必要を感じ、「共和国の滅亡」を発表しており<sup>4)</sup>、当時『青春』誌の編集にも関わっていた李光洙が、『学之光』誌の編集に関わっていた玄相允の投稿要請を無視することもできないという李光洙なりの計算もあったのであろう。

『青春』誌の編集に関わっていた李光洙に比べれば、玄相允の文章能力は一世代の差があるほどの差があった。同じ紀行文的な性格を持っている『青春』誌第2号に載っている玄相允の「東京留学生生活」の一文を同時期に同誌に載せた李光洙の「上海にて」（『青春』第3号）と比べても李光洙の文章力の優秀さは一目瞭然である。

金允植はこのことについて次のように述べている。

（前略）玄相允は六堂（崔南善）の『青春』に「恨の一生」などの短篇を書いて春園（李光洙）と並ぶようにも見えるが、実に春園より文筆において一世代遅れているのである。東京留学体験においてもそうである。玄相允においてのこの程度の東京体験を春園は1904年にすでに経験していたのである<sup>5)</sup>。

それにも拘わらず、玄相允の作品は『青春』誌の第2号から次々と掲載された。

当時『青春』誌の実質的な主宰者・崔南善は自分の雑誌に寄稿に相応しい文筆能力者に「自分（崔南善一筆者註）」と李光洙くらい<sup>6)</sup>であると思っていたことから、編集に関わっていた李光洙の許可あるいは推薦がない限り、玄相允の作品が『青春』誌に載ることは不可能であったことがうかがえる。

以上のように、玄相允が『青春』誌への投稿と掲載が可能だったのは、金與済の懇懇と李光洙の推薦と崔南善の許可などが複合的に絡み合っただけで可能になったことが考えられる。また、李光洙が玄相允の文筆の将来性を見込んだこともその一因であろう。そして、特記すべきことは当時の「ハングル運動」を主導したところが新文館であって、崔南善と李光洙がハングル改革の先頭に立って、玄相允を含む多くの人々が追随する形でハングル文体改革において『青春』誌で様々な文体改革を試していた。

さてここで、玄相允が『青春』誌に投稿した作品の句読点、分ち書き、漢文調文体などの使用など文体面でどのようであったかを見るために、まず当時の『青春』誌での句読点、分ち書き、漢文調文体などについて見てみよう。

『青春』1号(1914年10月)の文章を例として挙げる。

原文：先生은丙子(四二〇九)十一月七日에黃海道鳳山郡錢山坊茂陵에서生하니父는冕錫이  
 母는李氏夫人이며兄弟四人에第二位로後에그仲父冕鎭에게로出繼하다生後에乳道가不  
 富하야암죽을먹는데生年丙子와翌年丁丑은罕有한歉年이라糧米가匱乏하야이嬰兒의些少  
 한食糧도時로闕함을得已하지못함으로三次나食不足氣盡하얏다<sup>7)</sup>

訳文：先生は丙子(四二九〇)十一月七日に黃海道鳳山郡錢山坊茂陵で生まれ、父は冕錫で  
 母は李氏夫人で兄弟四人中二番目、後におじ・冕鎭の跡継ぎとなった。生後母乳不足で粟  
 粥を食べたが、生まれた丙子年と翌年の丁丑年は希有な凶作な年で食糧不足で時には幼時  
 のわずかの食糧も時には得られず三度も食不足で氣絶した。

ここで見られるように、分ち書きは全然なされていないし、漢文調の文体も使われてい  
 た。また「人間の定義」(『青春』第1号)の中では、次のようである。

原文：쁘리텐國 詩人 팝이 『사람의 마지막 研究는 사람이라』고 하얏소 참 名談이오  
 近世의 科學이란것이 이 사람의 研究를 매오 애써 研究 하얏스니 따윈의 進化論이니  
 解剖學、生理學、心理學은 다 사람을 만저거리는 科學이오<sup>8)</sup>。

訳文：英国の詩人ポップが「人間の最後の研究は人間である」と言っていた。本当に名言  
 である。近世の科学というものがこの人間の研究にとっても力を入れて研究したもので、ダ  
 ーウィンの進化論だとか解剖学、生理学、心理学はすべて人間を扱う科学である。

ここでは、「『』」と「、」符号の使用はされており、分ち書きも用いられてはいるが、逆  
 にピリオドの「。」は使用されておらず、漢字語が多用されていることがわかる。

つまり、『青春』誌投稿文の句読点、分ち書き、漢文調文体などにおいて寄稿者によって  
 まちまちで、特に定まっていなかったのである。では、玄相允の『青春』誌への投稿作品  
 はどうであろうか。例示してみる。

原文：『땅一땅』아침 닐곱時를 報하는 掛鍾소리를 들으면서 二層집 「四疊半」房  
 中央에 닐끗이 혼자占領하얏던 木綿蒲團을 털석 저치고 一場鄉夢을일즉이 깨여 긴  
 활개를 하푸염과 가치 퍼면서 「네마기」(자리옷)을 벗고 아롱아롱한 긴 소매 달닌  
 옷을 가라넘는다<sup>9)</sup>

訳文：「ボンボン」と朝七時を知らせる柱時計の音を聞きながら、二階建の「四疊半」  
 部屋のまん中に広く一人占めしていた木綿布団をかばっと抑しのけて夢の中からさっと  
 目覚めて大きな伸びをあくびともにしながら「寝間着」を脱いで色鮮やかな長袖のついた

服に着替える。

ピリオドの「。」は使用しておらず、漢文調の使用も依然多いが、『』、「」符号を使用し、ルビも使用していることや、きちんとした分ち書きは彼が在日本朝鮮人留学生機関誌『学之光』に発表した論説とはかなりの差が見られる。『青春』誌の中では分ち書き、漢文調単語の使用、句読点の使用などはかなり整然と行われていることから当時『青春』誌は崔南善と李光洙がハングル文体改革の場としていたため、玄相允もそれに歩調を合わせたことを容易に推察できる。

## 2. 『青春』誌での小説

『青春』誌での玄相允の作品は、「한의 일생(恨の一生)」(第2号、1914. 11)、「薄命」(第3号、1914. 12)、「再逢春」(第4号、1915. 1)、「曠野」(第7号、1917. 5)、逼迫(第8号、1917. 6)など五篇の短篇小説と「東京留学生生活」(第2号)、「친구야 아는가(友よ分かるか)」(第3号、1914. 12)、「옛 사람으로 새 사람에(昔の人に新しい人に)」(第6号、1915. 3)、「산아리로 태어나서(男と生まれて)」(第6号)、「向上」(第7号)、「웅커리에서(淀みの中から)」(第9号)、「暁」(第10号、1917. 9)、「京城小感」(第11号、1917. 11)などの雑文<sup>10)</sup>がある。

玄相允は、『学之光』誌に「清流壁」(第10号)という短編小説をしかも小さな活字で発表したのに対し、『青春』誌には「小星」というペンネームで5篇の短編小説を発表している。「恨の一生」(第2号、1914年11月)は玄相允の初めての短編小説で、韓末のソウルを背景に、没落両班出身の主人公である金春元と彼の婚約者・李英愛の葛藤を描いた作品である。最後には主人公・金春元が自分から婚約者を奪った主人・尹商浩と、金銭と権力の前で曖昧な態度をとっていた婚約者・李英愛を殺害して金春元も自殺するという悲劇的な結末の作品である。

両親を失った金春元は生き抜くためについにソウルに向う。

こんなに運の悪い僕ももう 16 歳になるから、どこかに行って何をやっても一日二食くらいは食べられるだろう……親戚などに窮屈に住み込むより、むしろ自分の力で自分の飯を食うのがまだ<sup>11)</sup>。

これが金春元が故郷・開城から上京した動機である。そして、尹参奉の家に使用人として入ることになる。没落両班であっても金春元は自分が両班であるという自負心は強かった。

僕も貴様ほどの両班であった。僕も母のお腹から出てくる時は、わが両親に多くの愛情を



貴様ほど受けていた(中略)僕の頭にも髪油を塗って櫛で撫で付けば、貴様ぐらいに立派に見えるし、僕の手も石鹸を洗えば貴様ぐらいにきれいに見えるんだ<sup>12)</sup>。

この作品は、両班としての強い自負心を持ちながらも、生きるためにやむを得ず尹参奉の家に入用人として入らねばならなかった主人公の思いを当時社会の不条理性として描いているのである。

朝鮮文壇の新人たちが1916年頃から続々登場する<sup>13)</sup>前である1914年の時点で「恨の一生」のような作品で社会の不条理を描いたことは、主な文人が李光洙と崔南善二人しかいなかった時代に「文壇の革命児」<sup>14)</sup>、第三の文人<sup>15)</sup>と呼ばれるに遜色のない作品である。特に、この作品中での金春元の婚約者・李英愛の人物像は、1920年代の羅稻香作品「水車」(『朝鮮文壇』、1925年9月)の主人公・李芳源の妻の人物像につながると金基鉉、朱鍾演が指摘している<sup>16)</sup>。さらに、金基鉉は主人公・金春元が最後に自分の主人と婚約者を殺戮し、そして自殺するというのは崔曙海「脱出記」(『朝鮮文壇』、1925年3月)にもつながると指摘している<sup>17)</sup>。

次に「薄命」(『青春』誌第3号)は、平安北道定州郡鳧湖白村の白主事の長男の嫁・李英玉が夫・白潤玉を日本留学に行かせた後、家庭内で姑・崔氏夫人のいじめに耐えながら夫の帰りを待っていたが、卒業間近に夫は病気で異国の地で亡くなり、李英玉も自殺してしまうという悲劇的な結末の作品である。

この作品で、まず注目すべきなのは継母・崔氏夫人の人物像である。

崔夫人の脳裏にはどんな思いがあつてそうしたかはわからないが、潤玉夫妻を見ると、自然に目から火が出たり、心の中から熱が沸いていた。ところが、潤玉からすれば、年も年だけではなく、すでに中等教育を受けて周りの人々からほめられていたので、そのような崔夫人としても潤玉を前にすれば、心の底では憎んでも表では恐れるような様子であつた<sup>18)</sup>。

そして、崔氏夫人は自分の身から生まれた息子・成玉も日本留学に行かせるために潤玉の留学計画を妨害するのである。

崔夫人は自分の身から生まれた成玉も送らねばならないが、二人とも送るのはちょっと厳しい事情もあつて、また将来成玉より潤玉が出世すればという嫉妬もあり、一方潤玉の勉強が進めば、自分が左右する家族内の権力も自由がなくなるという憂慮から百方にこの計画を妨害した<sup>19)</sup>。

このように崔氏夫人は典型的な悪い継母の人物像として描かれている。悪辣な継母像は

いわゆる新小説に特徴的な人物像をそのまま踏襲しているようにも映る。これについては、白鉄がつとに次のように指摘している。

古代小説中の継母はいつも悪い人物の典型でその例が新小説の中にも表れている。「雉岳山」のような作品は直接的な一種の継母小説であるだけでなく、その人物配置も「薔花紅蓮伝」とほとんど似ている<sup>20)</sup>。

「薄命」の中の崔氏夫人も自分が産んでない長男・潤玉の日本留学に頑固に反対したり、潤玉が両親に知らせずやむを得ず夜中に日本留学を敢行した後になって潤玉の妻・英玉を徹底的に苦しめたりする悪辣な継母像として描かれている。

悪辣な継母の下で、卒業間近の夫が病気で異国の地で亡くなってから、李英玉はついに幼な子を残して自殺までに追い込まれるようになる。伝統的な倫理観からすれば、姑の虐待には堪え抜いて、そして子供を立派に育てるのが美德であるが、李英玉は姑のいじめに耐えられず自ら自殺という形で自分の運命を決めたことは、作品の悲劇性を増すという効果もあったが、一方で儒教的な倫理観が崩れて、近代的個人主義思想が浸透したことを受けた作者の意図的な処理方法であったであろう。

このように、人物の定型性においては新小説的な要素が完全に払拭されてはいないが、ストーリーの展開をみると新小説の勧善懲悪的な要素から脱しており、主人公設定のしかたには独自のものがある。

次に、「再逢春」と「曠野」は別れと再会が運命によるものであることを提示した作品である。

「再逢春」(1915. 1)は、主人公・金淑卿が両親の反対にもかかわらず婚約を約束した李在春を十年も待ってついに再会するという自由恋愛の話である。玄相允は東京留学時代から自由恋愛には反対しなかったが、無節操な自由恋愛には反対していた。

一方、「曠野」(1917. 5)の主人公・一鳳は十四歳の少年で、龍崗松石里・申参奉の息子である。一鳳には一歳年上の姉・一善がいる。一鳳が四歳の時、父・申参奉は家を出てしまい、母・洪氏はすべての財産を叔父に奪われ、長年苦勞したあげく、一鳳が十二歳の時に亡くなる。仕方なく幼い兄弟は母の実家に身をよせたが、父親への思いは日々増し、ついに一鳳は姉を残して一人で父親捜しに出ていくことになる。

まず、この作品中一鳳の父親・申参奉の人物像を見てみよう。

申参奉は本来の天性が悪いとか人間が愚鈍に生まれたのではないが、しかし幼い時からわがままに育てられ、世の中の所謂苦勞や艱難ということを少しも知らず、世界がどれくらい広い狭いかも見当がつかず、ただ自分だけが立派な人で、我が家ほどの家がどこにあるかという人柄だったので、両親が亡くなると酒を飲んだり、女遊びをしたり、人を殴つ

たり、人とけんかしたりして理性も良心も日々鈍くなり、あげくの果てには、ある親戚の妻と相思の関係を持ったが、罪というものには秘密がないことで、例の親戚の人に発覚してしまった<sup>21)</sup>。

このように申参奉は田舎の典型的な裕福な両班家の子弟であった。ところが従来 of 風俗・習慣が身に染まっている村人たちにとって申参奉は異端児であった。

所謂礼儀を崇め、道徳を尊重する申氏一家の中で、これこそは大変なことだということで、子供も大人も騒ぐ中で、申参奉も罪の最後には罪の恐ろしさをやっとな悟って、どこへ行くという言葉も残さずに逃げてしまい、一ヶ月が経っても、一年が経っても何の消息もなかった<sup>22)</sup>。

礼儀を崇め、道徳を尊重して成り立っていた従来社会秩序の中で申参奉は罪人であった。その罪を償うために後は妻と子供を残して家を出て流浪の道を選ぶ。従来 of 両班社会秩序の中では罪人であるが、作家は敢えてその息子・一鳳が父親捜しに出かけるという展開にした。この点が、またこの作品の古い小説からの脱皮を思わせるところでもあった。

最後に、「逼迫」（1917年6月）は玄相允の前述した4篇の小説とは違って、自己告白の一人称叙述形式を取った作品である。「私」は高等教育を受け、当代の知識青年と自称しているが、日増しに周辺の人たちとの融和よりも乖離を感じる葛藤を告白的に叙述している。

最近 is 病気のようだ。ところが、どう考えても病いのはずがない。新鮮な空気がずっと入り、玲瓏な光も万遍に照らされているし、鳥は鳴き、花は笑って、泉は清く、山は美しい中に——少しも病いのはずがない<sup>23)</sup>。

肺結核でも、神経衰弱でも、胃拡張でもないが、それでも「気持ちいだるい」<sup>24)</sup>ので病気は病気であるが、名も知れぬ病気である。「私」は高等教育を受け「犠牲の観念と慈善の貴さも知っている」<sup>25)</sup>。それなのに「私」は周辺の人間から敬遠されるような感じがするし、回りの人たちから襲われるような気がして、とても耐えられない「逼迫」感で苛立ちを隠せない。

まったく耐えられない。身を避ける場所も全然ない——友人に対しても旅行をしてもついいには散歩をしても、居ても立っても少しも私を隠せる場所がない。

「こいつめ、弱虫で怠けもの」

と言う言葉が四方から聞こえる。嘲笑い、叱り、悪口を言ったり、憎んだり、誹謗する——これがつまり病いになった理由である<sup>26)</sup>。

日増しに周辺の人たちとの融和より乖離を感じる葛藤からの逼迫から、やがて「病い」のような状態に陥る当時の知識人の苦悩を玄相允は「逼迫」の中で表出している。「求める青年はだれだ」（『学之光』第3号、1914年12月）で朝鮮が求める真の青年についても訴えてみたり、「朝鮮人の三大欠点」（『学之光』第8号）を挙げながら、「朝鮮青年と覚醒の第一歩」（『学之光』第15号、1918.3）を書いて朝鮮青年たちの覚醒も呼びかけてみたが、玄相允は心の安定を得ない。また、「京城は学者を知らない都会」<sup>27)</sup>で、「学問とは縁が遠い」<sup>28)</sup>「希望が見えない町」<sup>29)</sup>であるという現実を玄相允も知っていた。しかし、熱血青年の訴えと呼びかけの無力さを感じた彼はやがて、「逼迫」の根本である「病」は自分を含めた知識人の「病い」だけではなく「京城」のあるいは「朝鮮」の「病い」であることを悟り始め、「学問とは縁が遠い」この社会では熱血青年の訴えと呼びかけよりも、教育という現実的なことの重要性の認識に辿り着いたと思われる。

以上、『青春』誌に発表された玄相允のこれらの短編小説についてまとめると、これらは主に生の悲劇的な結末を提示した「恨の一生」、「薄命」と、別れと再会は運命によるものであることを提示した「再逢春」、「曠野」と玄相允自身のことを描いたと見られる「逼迫」の三種類に分けることができる。これらの短編小説のもう一つの特徴は、登場する女性像が従来の儒教的な倫理意識に束縛されていないという点である。

### 3. 『青春』誌での雑文

『青春』誌に玄相允は短篇小説の他、「東京留学生生活」（1914.11）、「向上」（1917.5）、「暁」（1917.9）、「京城小感」（1917.11）などの雑文も発表していた。

『青春』誌第2号の「東京留学生生活」は玄相允が日本に留学したばかりの1914年7月1日に書き終えたもので<sup>30)</sup>、住居と食事、学校と授業、休日と遊び、勉強と読書など多くの項目にわたって、玄相允を含めた当時の在東京留学生たちの日常生活を紹介しているもので、また玄相允が留学初期の牛込区若松町小澤方というアパートに住んでいた時の日常生活をかいまみることができる。この文章は、今では1910年代の在東京朝鮮人留学生たちの生活ぶりが分かる恰好の資料として、多くの研究者が触れてもいる。

次に、「夜明け」（1917年6月）は、客観的な描写で時代的な状況と希望を象徴した文章である。この文章の中で作者は、次のように朝鮮社会の現実を怪物や悪魔が溢れている夜明け前の真っ暗な夜にたとえている。

ああ！この真っ暗の光！私の弱い体を押しつけているようだ——深く、深くあの真っ暗な隅にいる何とも形容できないあらゆる Monster(怪物)、あらゆる Devil(悪魔)が恐ろしい口に異様な笑みを浮かべながら、何かを待っているように見える。いや、直ぐにも私に向かって一口で飲み込もうとして追いかけて来るように見える<sup>31)</sup>。

ここで作者がいう「怪物」とか「悪魔」などはおそらく朝鮮での日本統治権力者たちを形容したものであろう。このような「怪物」や「悪魔」などが徘徊する恐ろしい夜明け前の真っ暗闇の中で、やがてあちこちから鶏の声が聞こえ始めた。

あの家この家から一声、二声鳴き出す鶏の声は山々に些細な共鳴を起こして、暗闇に包まれていた暗い光が一つずつ見え始め、遠い水平線上に一点、二点と浮かぶ雲は筆で引いたように夜明けの空に新しい音譜を掻き立てるようである<sup>32)</sup>。

ここで彼が言う「山々に些細な共鳴を起こしている鶏の声」が何を意味しているのかはすぐ分かることである。「怪物」や「悪魔」などが徘徊する恐ろしい夜明け前の真っ暗な朝鮮社会に、玄相允を含めた多くの在東京留学生たちは、情熱的に覚醒を訴えたり、呼びかけたりしていた。ここで作者がいう「鶏の声」とは、ずばり真っ暗な朝鮮社会と朝鮮人たちの覚醒を呼びかける玄相允自身を含めた朝鮮知識人たちの声である。また、ここで筆者は「大きな共鳴」ではなく「些細な共鳴」という表現を使っている。鶏が強く大きく鳴いても、つまり、玄相允自身を含めた朝鮮知識人たちが必死に訴えても、朝鮮の社会と人々からは「些細な共鳴」しか得られないという玄相允の控えめな意図的な表現ではなかろうか。「些細な共鳴」しか得られないという表現の筆者の意図は、「京城小感」（第 11 号、1917. 11）での玄相允の朝鮮現実に関する認識を鑑みれば、その理由をうかがうことができるであろう。

玄相允は「京城小感」の中で街と人々の無気力を描きながら、当時の所謂知識階級について次のように批判していた。

所謂識者階級という人たちが持っている知識が甲申式、甲午式という時代遅れの古いものでなければ、3年前か5年前学校の黒板の下で習ったノートの知識そのまま、一流と言える人々の朝晩交えて交換する会話が一時的な、瞬間的な些細なことに過ぎず、また博識で深奥な学理的な話を聞こうとしても聞こえてこない<sup>33)</sup>。

一方で玄相允は、新しい文明や文芸の復興は知識人によるものであるとして、ヨーロッパの例を挙げてもいる。

アテネ市の文明は、その全知恵をアテネ学者に任せし、ローマ市の文明はやはりその多数をローマの学者たちからもらったものだし、文芸復興や宗教改革はフローレンス、ベネチア、パリ、ウィーン等の地の学者や教授の手によったもので、最近の物質や様々な科学の発達もまた、さまざまな国のいろいろな大学や学者の中から生まれたものである<sup>34)</sup>。

このような朝鮮現実に対する認識と学者の役割の重要性に対する認識が、後に彼の教育者としての道に進むことに拍車をかけた要素でもあろう。『青春』誌には以上のような雑文のほかに詩も発表していたが<sup>35)</sup>、本稿では玄相允の短篇小説と雑文を主として扱ったため、これについての言及を割愛したい。

## おわりに

本稿は、1910年代崔南善と李光洙とともに「文壇の革命児」とも絶賛されながらも彼らのおかげに隠されて朝鮮近代文学史上であまり照明を受けなかった玄相允の日本留学時に学業に励みながら自分が文筆活動で活躍できる在日朝鮮人留学生機関誌『学之光』があったにも関わらず『青春』誌まで積極的に投稿を行った動機について彼の『青春』誌への投稿作品を通じて考察してみた。

玄相允が『青春』誌に積極的に投稿を行ったのは同じ下宿の友達であった金與済の慫慂、そして李光洙の推薦と崔南善の許可があったことが伺える。また、『青春』誌に投稿した作品作風から、漢字廃止での純ハングル文章に極力反対した晩年と異なって日本留学当初は李光洙・崔南善のハングル改革運動に賛同しながら、またそれに歩調を合わせて『青春』誌に積極的に投稿を行ったことが分かる。また、彼の小説作品も新小説の範疇から脱皮して近代小説の構成に近づいたことが分かる。玄相允は『青春』誌に積極的に投稿を行った同時に『学之光』誌にも作品を発表していたが、これらの作品についての考察は今後の課題として残しておきたい。

## 注

- 1) 金允植、『李光洙と彼の時代1』、ソル出版社、1999、pp. 497-508
- 2) 李光洙は五山学校での教え子金與済を崔南善に推薦して雑誌(『새별』-引用者註)の仕事を手伝わせた。(趙容萬、『六堂 崔南善』、三中堂、1964年、p. 205)
- 3) 春園はいろいろなところで崔曙海について言及している。ほかの文人と違う独特な人間味を漂わせ、また実力も伴っている曙海の後押しをしたことを春園は大きな誇りと思っただろう。それぐらい自分は人を見る目があることと、また慈悲深い心を持っていたようにであった。(金允植、『李光洙と彼の時代2』、ソル出版社、1999年、p. 122)
- 4) 金允植によると、『学之光』誌への玄相允が手紙で原稿依頼を受けた李光洙は悩んだ末、二度目の日本留学をする前、まず名前だけでも在東京朝鮮留学生界に知らせる必要を感じ、「共和国の滅亡」を発表したという。(金允植、『李光洙と彼の時代1』、ソル出版社、1999年、p. 527)
- 5) 前掲『李光洙と彼の時代1』、p. 540
- 6) 同上、p. 502

- 7) 『青春』第1号、「周時経先生歴史」、p. 162
- 8) 「人間の定義」、『青春』第1号、1914年10月、p. 110
- 9) 小星、「東京留学生生活」、『青春』第2号、1914年1月、pp. 110-111
- 10) 諸先行研究の中では、ジャンルの的に「随筆」と分類されているが、本稿では便宜上雑文と分類する。
- 11) 小星、「恨の一生」、『青春』第2号、1914年11月、pp. 142-143
- 12) 同上、p. 137
- 13) 白鉄・李秉岐、『国文学全史』、新丘文化社、1993年(初版1952年)、p. 277
- 14) 白一生、「文壇の革命児だ」、『学之光』第14号、1917年12月
- 15) 金允植は、「玄相允は、言わば六堂、春園二人で代表された我が草創期文壇に登場した第三の新しい文人であった。六堂・春園の陰に隠されてよく見えなかったが、独自性を持った近代文人である」(前掲『李光洙と彼の時代1』p. 527)と評価している。
- 16) 金基鉉は、「玄相允の短編小説」の中で、金と権力の前で無力になる李英愛は、資本主義社会の移行期にあらわれる人物像で、これは1920年代の羅稻香の「水車」と類似関係があると指摘している。また、朱鍾演は、「玄相允の短編小説」の中で、金銭的な誘惑の前で優柔不断ながら結局、現実を取って婚約者の主人・尹商浩を選ぶ李英愛の人物像は韓国近代文学上、人間認識の新たな類型が提示されており、1920年代の羅稻香の「水車」の主人公・李芳源の妻の人物像の原形は李英愛であると指摘している。(『韓国学論叢1』1979年、p. 167)
- 17) 李春元の殺戮と自殺ですべてを清算しようとする消極的な態度は、崔曙海「脱出記」のなかでの不公平な社会及び支配者に対する反抗と似ていると指摘している。(「玄相允の短編小説」、『文学と知性10』1972年、p. 772)
- 18) 小星、「薄命」、『青春』第3号、1914年12月、p. 130
- 19) 同上、p. 131
- 20) 白鉄・李秉岐、前掲書『国文学全史』、p. 256
- 21) 小星、「曠野」、『青春』第7号、1917年5月、p. 92
- 22) 同上、p. 92
- 23) 小星、「逼迫」、『青春』第8号、1917年6月、p. 86
- 24) 同上
- 25) 同上、p. 87
- 26) 同上、p. 90
- 27) 小星、「京城小感」、『青春』第11号、1917年11月、p. 125
- 28) 同上、p. 126
- 29) 同上、p. 124

- 30) 本文の文末の日付による。
- 31) 小星、「夜明け」、『青春』第8号、1917年6月、p. 76
- 32) 同上、p. 77
- 33) 小星、「京城小感」、『青春』第11号、1917年11月、p. 126
- 34) 同上、p. 127
- 35) 詩「友よ、知ってるか」『青春』第3号 1914、「男として生まれて」『青春』第6号、1915  
など

### 参考文献

- 『青春』第1号～第11号(1980年)、太学社 影印本
- 『学之光』第3号～第17号(1978年)、太学社 影印本
- 김윤식(1999年)、『이광수와 그의 시대 1、2』 솔出版社
- 白鉄・李秉岐(1993年)、『国文学全史』、新丘文化社
- 大村益夫他(1998年)、『近代朝鮮文学における日本との関連様相』 緑蔭書房
- 正宗白鳥(2013年)、『文壇五十年』 中公文庫
- 和田博文外(2017年)、『「異郷」としての日本 東アジアの留學生がみた近代』 勉誠出版
- 任展慧(1994年)、『日本における朝鮮人の文学の歴史』 法政大学出版部

## About Hyeon Sangyun and "Youth" magazine

CHI Xiaomin

### Abstract

Hyon Sang Yun (1893-1950) was one of the national representatives of the 3.1 independence movement in 1919, also known as a historian, who later served as president of the first Korea University, the first doctor after the establishment of the Republic of Korea. Although he had ample opportunities to be active in "Hakutigyung" the journal for Korean students living in Japan when he studied in Japan, he was also an active contributor to "Youth" magazine in Korea. Therefore, in this paper, I have examined his motives and the style of his works through the works he published in "Youth" magazine. Considering that Hyon Sang Yun, who grew up in a family deeply influenced by Chinese studies, and his opposition to the "use of pure Hangul" as much as possible in his later years, the works he published in "Youth" magazine when he studied abroad in Japan were definitely bizarre. Through this paper, I also revealed that Hyon Sang Yun's novels submitted to the "youth" magazine at the beginning of his study abroad had a deep relationship with the "Hangul reform movement"



that was carried out by Choi Nam Seon and Lee Kwang So , and that his novels in "Youth" magazine had already broken away from new novels and approached modern novels.

**Keywords :** Hyon Sang Yun, Youth , Hakutigyung, studied abroad in Japan, modern novels

## 莫言文学と映像表象の相互関係についての一考察 —映画『故郷の香り』を中心に—

ニイ ウエイ (常葉大学)

### 要旨

本稿は莫言の小説を映画化した四作作品の中で、最も注目される『故郷の香り』を取り上げ、原作と映画の表現手法の違いに注目し、中国社会で底辺に生きる人々の情念と人間本位の価値観が、原作と映画の異なる表象媒体でどのように描かれているのかを分析してみたい。さらには莫言の原作と映画による改編の二つのテキストの精読を通して、文学と映画との相互関係や、原作のオリジナル性と映画による再創造という二つのテキスト間の相互関係について考察をしていきたい。

**キーワード：** 莫言、霍建起、小説、映画、改編と再創造

### はじめに

中国では、1980年代後半から張芸謀や陳凱歌を代表とした第五世代の映画監督たちの台頭に伴い、文学と映画の相互関係は実り豊かな成果を上げていく。中でも2003年に莫言の短編小説「白い犬とブランコ(原題「白狗秋千架」)」を映画化した第六世代の霍建起監督の日中合作作品『暖』は、第16回東京国際映画祭でグランプリと最優秀男優賞<sup>1)</sup>を獲得する。『暖』は日本では『故郷の香り』という改題の効果もあって好評を博し、莫言文学がより多くの日本の読者に知られるようになった。1985年に発表された「白い犬とブランコ」は、川端康成の『雪国』中の一節、黒い逞しい秋田犬が湯をなめているという描写に衝撃を受けて着想された作品であると莫言自身が語っている。作品は文化大革命時代と80年代という、二つの時代を往き来しながら主人公達の少年少女期の回想と成人後の心理的な屈折を描きながら、改革開放後の中国農村の状況を背景にして、苦難の運命に甘んじながらも心屈することのない女性の生命力を描いている。

莫言の小説は全部で四作品が映画に改編されている。その中でも、最初に映画化された『紅高粱』(原作は『紅高粱家族』)に関する研究がもっとも多い。比較文化の視点から映画の芸術性や映画に濃厚に描かれている民俗事象に分析が集中している。日本では作品の背景にある中国社会の政治や思想への関心が高く、中国映画史でのニューウェーブである「第五世代の革新」<sup>2)</sup>を担った監督達に焦点を当てたものが多い。それに比べて映画と小

説という異なる表象媒体相互に関する研究は少ない。莫言の作品は張芸謀の他にも、霍建起、李幼喬などの監督によって映画改編されており、莫言作品の映画改編に関する考察は文学と映画のそれぞれの表象領域で欠かせない研究であると考えられる。

本稿は莫言の小説を映画化した作品の中で、最も注目される『故郷の香り』を取り上げて、原作と映画の表現手法の違いに注目し、中国社会で底辺にいる人々の情念と人間本位の価値観が、小説と映画の異なる表象媒体でどのように描かれているのかを分析してみたい。さらには莫言の原作と映画による改編の二つのテキストの精読を通して、文学と映画との相互関係や、原作のオリジナル性と映画による再創造という二つのテキスト間の相互関係について考察をしていきたい。

## 1. 小説と映画における語り

小説である原作と映画の関係は極めて複雑であって、両者の間には極めて複雑で重要な関係が存在している。映画の力を借りながら広く世に知られるようになった小説は少なくない。中国でも、余華の『活着(生きる)』（張芸謀が同題で映画化）、蘇童の『妻妾成群』（張芸謀が『大紅燈籠高高掛』と改題して映画化）、李碧華の『霸王別姫』（陳凱歌が同題で映画化）などの成功例を挙げることができる。その中で最も注目されるのは、莫言の短編小説「白狗秋千架(白い犬とブンラコ)」であろう。映画化にあたって脚本を担当したのは霍建起フオージェンチ (Huò Jiànqǐ) 監督の妻秋実(Qiū Shí)である。2003年に上映された『暖』は、日本での映画賞の受賞ばかりでなく、中国でも、第23回中国映画金鷄賞の最優秀シナリオ・ライター賞に表彰されている。改編された映画の知名度が原作の小説より遥かに高いということについては、莫言(2012)自身も「映画は小説に比べると影響が大きい。小説は映像芸術の母体でもあり、私の小説は監督に出会って、本当に幸せだ」と、映画の影響力の大きさと監督に対する感謝の気持ちを語っている。その発言に対して「映画はとりあえず莫言の小説の世界を知るにはいい手がかりだとは思いますが、莫言が描く人間のドロドロとした生きざまをとらえるには、やはり文字で読まないと実感が伝わりません」と莫言文学の翻訳で活躍している吉田富夫は小説という表現ならではの「莫言文学」の深みを強調している<sup>3)</sup>。文学は映画の恰好の題材となり、一方映画は文学作品の伝播に極めて大きな影響力を持っている。

## 2. テーマの深化

原作を改編した『故郷の香り』の映画化はなぜ成功したのか。小説と映画では、受容層が異なるというだけでは、おそらく説明が不十分だろう。映画と小説は異なる芸術媒体であり、同一の題材を用いても、小説を読み終えるまでと、映画を観終わるまでとは当然時間は異なるし、なによりも、映画の小説とのもっとも違う点は、プロットやストーリーを表現するうえで何を取捨選択し、どう配列するかという点である。では、『白い犬とブラン

コ』の小説と映画の二つのまったく違う芸術形式で、作品の構成要素がどのように有機的に統一されているのか、その対比を考えてみたい。

原作の小説では、生命、人間性、愛情、懐郷、懺悔など多重的なテーマを織り込んでいる。小説では北京の大学で教鞭を執り、婚約者もいる主人公は、大学進学のため村を出たきり、十年もの間一度も帰村することはなかった。休みをとって帰郷した主人公はコーリャン畑に囲まれた川にかかる橋で、全身真っ白な老犬と出会う。犬は誰かを待っているようで、暫くしてコーリャン畑からコーリャンの葉の大束を背負った女を連れてきた。汗と土埃に汚れ、まるで別人のような姿だったが、その女性は間違いなく、かつてぼくが淡い恋心をいだき、ブランコでの事故で右目を失明させた幼馴染の「暖」だった。

小説では十年家郷を離れていた「我」(私)が帰郷により思いがけなく実現する初恋の相手との再会を物語っていく。過去の出来事を語ることを通して「我」と恋人「暖」との愛の回想は、現実と過去とが交錯しながら進行し、「我」の心の内での懺悔と過ぎ去った日への追想ともなっている。「帰郷」というテーマの背後には、さらに一種の目には見えない深層のテーマが隠されている。即ち、現在と過去を重ね合わせる描写手法で、現実の残酷さを薄め、そうすることによって人間が本来持っている善悪の矛盾する感情や美醜両面の性質が浮き彫りになっていく。

小説は昼と夜、二つの時間を重ね合わせた物語の他に、都会に行った「我」と村に残った「暖」を対比させ、それぞれの運命を際立たせている。小説の最後は「暖」が「我」に激しく迫るという意外性のある結び方で読者の想像をかき立て、「暖」の運命を見つめる最後の戦いは、涙なくしては読めない。結末は予想外で、人の情にはかなっているのだが、倫理道徳の評価の範囲を超えている。また、感受性の面から言っても作者の「生命」に対する深い問いや人間性への深い洞察がよく現れている。全体を通して、小説の情感の基調は悲哀と感傷であり、主要人物の「暖」の運命ははかばかしいものではなく、人生は厳しくまた甘くもない。

映画においては、初恋と郷土愛の主題が表現されているだけでなく、さらに深く内面の矛盾や葛藤のテーマが掘り下げられ、映像による視覚化という手段により観衆の面前に展開されている。小説の中の懺悔の意識を強く打ち出すと同時に人物間の温情表現により、観衆の共鳴や感動を与えさせる。映画の主な筋と物語の構想はほとんど小説に由来しているが、「暖」との再会のきっかけは改編されている。小説では故郷の今の様子を知りたいという父親の頼みに押し切られた「我(私)」がたまたま村に戻るというごく普通の描き方をしているのに対し、映画では、故郷を十年離れていた「井河」(主人公の名前)が中学時代の恩師「曹」先生のもめ事を解決するためにわざわざ北京から故郷に帰るという起伏をもたせ展開になっている。また、主人公「井河」の帰郷に際しての矛盾した心情を表現するため、原作にはない内容をナレーションで盛り込んでいる。

井河 “从考上大学那年算起,我差不多十年没有回来了  
家乡,没有太大的变化,我却已经成了外人  
这让我的心中无端有些惭愧  
不知是因为为离开后太久”

映画『暖』の台詞より

井河「大学合格後 10年ぶりの故郷に変わりはなく  
自分がよそ者になったような気がした  
まるで僕を待ち続けていたような この道  
やましい気持ちで 一杯になるのは—  
あまりにも長く—  
帰らなかったせいだろうか」

映画『故郷の香り』日本語字幕より

このように主人公の故郷に対する深い愛と「暖」に対する懺悔の意識を映像と音響の効果により観衆の心に沁みませる。改編の例を3点指摘する。①主題の情感に関して、映画の伝える懺悔の情は小説よりもはっきりと観客に訴えることができ、涙を流させる効果もある。帰郷の最初の目的は「曹」先生の仕事を手伝うことにあったのだが、「暖」と再会してからは、「井河」のその後の行程は全て「暖」を巡って展開することになり、街へ帰ることを遅らせたり、「暖」の家を訪ねたり、過去の求婚に至った思い出を手繰り寄せる過程となる。「井河」が「暖」にたまたま遇ったときからは自己内省と人としての道を悔恨する始まりとなる。

井河 “我一下子就明白了  
自己为什么这么多年因为各种原因没有回乡  
我不敢  
我怕见到她  
我更怕见到她”

映画『暖』の台詞より

井河 「その時 気がついた  
長いこと帰らなかったのは—  
怖かったのだ  
彼女に会うことが  
彼女に会えないことが」

## 映画『故郷の香り』日本語字幕より

追憶の扉がすぐに開かれ、場面の切り返し(カットバック)で過去の出来事を語ると同時に、「井河」の懺悔の意識は記憶に沿ってまっすぐに流れ出し次第に深くなる。「暖」に向かって、彼は心からこう告白する。「この世で、私が最も済まなく思っているのはあなたに対してです」と。「暖」の家で「啞巴」(暖の夫、聾啞者)の手伝いをしたり、別れに際して自動折りたたみ傘を女の子にあげたり、これらは全て今の自分にできるだけのことをして罪を償おうとしているのだろう。「暖」と「啞巴」の子である女の子が大きくなるのを待って街へ連れて行き勉強させることを約束する。

井河 それは僕の懺悔だった  
 井河 過ちを償う機会は誰にでも  
       あるわけではない  
 井河 暖に再会できた僕は  
       幸運だった  
 井河 忘れたことを  
       思い出すことができた  
 井河 誰もが初恋を実らせることが  
       できるわけではない  
 井河 暖に一途な愛をささげた  
       啞巴は幸せだ  
 井河 啞巴はどんな時も  
       暖を愛し続けた  
 井河 だとすると暖は幸せなのだ

## 映画『故郷の香り』日本語字幕より

とモノローグで語らせることにより、井河の後悔の気持ちは映画の中でより深く補完され、故郷の中で一旦深まった心の中の重石から解放され、救われた気持が醸成されていく。

②映像の与える主要なイメージはテーマと情感が統一して保たれ、しかも独特な「秋千架(ブンラコ)」のイメージが強く打ち出されていることである。小説「白い犬とブランコ」は題名の通り、一匹の白い犬とブランコ台が重要なモチーフとなっている。中でも物語冒頭に印象的に登場する、黒い足の白犬は、主人公「暖」を引き立てていて、現実でもまた追憶の中でも、重要な役割を果たしている。ブランコは、小説の方では「我(僕)」と「暖」

が一緒にブランコをこぐ場面があり、ブランコが二人の関係が実は危ういものであるというイメージを補完する隠喩にもなっている。小説の意図は物質の極端に欠乏している農村の残酷な生活状態を内面の深ふみから表現することであった。映画『那山那人那狗』<sup>4)</sup>から『暖』にいたるまで霍建起監督は清新で人の心を打つ物語を描いて人を感動させてきた。霍建起監督は小説の中で描かれる「暖」の現実生活の中での絶望や苦しみを描く場面を避け、すべての情感を「白狗」ではなく「ブランコ」に移させた。「井河」と「暖」の過去に生じた出来事をブランコと関係付ける演出により、両者の心の交流はほとんどブランコを背景にして進められている。ブランコは映画『暖』の中で最も重要なモチーフとなっていて、物語の筋を推し進めて発展させる二人の関係性の象徴になっている。<sup>③</sup>小説においては、旅人の望郷の主題は、周辺を描くことで際立たせ、強烈な懐旧の色彩がある。田園風景は特に美しく、詩情豊かな味わいのある故郷を描き出している。一方、映画の中では、江南地方の湿った天気、幾場面かの雨の情景の設定が豊かではない農村での生活に哀愁を帯びた雰囲気添えている。舞台となっている江西省婺源県<sup>5)</sup>の古い村落の建築や青い石板の道路は静かでうら寂しい景観を作り上げている。風の中を揺れ動く大きな葦の葉の画面から悠久の時間が流れる。霍建起が得意とする映画中で表現される絵画のような映像は、主題をモンタージュの手法を用いて、深い情緒を湛えている。縦瑞霞（2006）は「霍建起の考えによれば、文学芸術に本来特化されている詩性や散文性は、もし写実的な手法にだけ頼れば、かえって映像芸術の魅力を失うことになる。だから、詩性や散文性の内実が映画そのもののうちに表現されることを望んでいる。」と紹介している。この小説を映画化の題材に選んだ理由について、霍建起（2004）は「その頃一人の友人が私に「莫言」の三冊の短編小説集をくれました、私はその中で「白狗秋千架」がいいと思いました。」と語っている。確かに、莫言の作品中では得がたい情感のこもった逸品で、『紅高粱家族』のような豪放な風格ではなく、繊細緻密な情調が溢れているので、中国の詩や絵画の精神を映像として表現することに熱心で、画面の美しさには定評がある美術出身の霍建起監督に相応しい作品といえよう。

また、音楽について、中国モンゴル自治区出身の作曲家「三宝」を作曲者に迎え、唯美的なスタイルで一貫させ、音楽を田舎の景色の物寂しさと共鳴させ、一体になって映画『暖』全体の映像を構成していく。観衆は澄んで耳に快い笛の音と低く哀調を帯びた笙の音の組み合わせにより、人物の心情変化や厳しい自然環境に想いを馳せさせる。

小説と映画のテーマは基本的に同じだが、具体的に掘り下げるアプローチに違いが見受けられる。小説の方は現実の暗い面を重視し、生活や運命の受け入れがたい痛みを誇張し、読者に同情と嫌悪感の相反する感情を植え付けているのに対して、映画では田園牧歌や童話を挿入し、苦痛が過ぎ去る後の変化にまで拮据して、ラストは人間の持つ他者を思いやる気持ちまで描き出している。小説と映画は、「懐郷」という同一のテーマの中で、「暖」にとっては後悔とともに人間的な成長を掴むという機会となり、「我—井河」にとっては過

失を繕う機会となる。幸運を手にするための積極面と消極面の二方向からの表現となっている。主題の変化、これは文学と映画という別々の「看」(みる行為)から見れば、芸術形式の違いがもたらす当然の結果で、乔治・布鲁斯东(1981)は「小説の読み方は読者に自分のつかんだ速度で読むことを許すが、映画の見方は逆に冷酷無情な映写機の速度で決まり、観衆は内容をつかみ取ることができない」と指摘している。観衆の観賞時に映画の全体を理解させるためには、演出家は止むを得ず作品の主題に調整を加えなければならない。『暖』の主題の変更が成功裏に実現し、観客が主人公の成長を迫体験でき、心が慰められ、感情が浄化されることは、同じような体験を持つ同時代の人間の記憶と感動を呼び起こした。これは改編者(映画制作者)がテーマを深化させる中で追求したものである。

### 3. 人物イメージの上昇

小説と映画の人物像がそれぞれどのように表現されているのかを以下のように分析する。主にフィルムに収める長さや、量の観点と映像化に起因する映画への改編の過程において、小説中の人物イメージは必然的に整合され修正される必要がある。莫言小説中の人物イメージは複雑で多面的な性格をもち、善と悪、美と醜、良と不良といった単純な相対的基準を用いながらも伝統や通常の倫理道徳を単純に追い求めるだけでは終わっていない。そのため、映画への改編の過程においては、小説中の人物イメージは必然的に整合と修正の必要がある。例えば「暖」のなかでも女主人公「暖」のイメージに対して整合の処理が行われている。小説「白狗秋千架」の中で「暖」はブランコから落ちて片眼を木の枝が突き刺してしまう。“片眼の「暖」”となり、口のきけない「啞巴」の妻となり、三つ子の三人とも口のきけない子を産む。生活の苦労や運命の悲惨さはもともと活発な青春を送っていた「暖」に快活さを失わせてしまう。間接的に表現されるのは、彼女の運命へのある種の諦観と消極的な生活態度である。

一方、映画の中の「暖」は素朴や勤勉な面は原作の小説と違わないが、外形の面では手直しが加えられている。ブランコを揺すって引き起こした事故は改められ、小説では「暖」は片眼を失明し醜い顔となっているが、映画の「暖」は足を打ち付けられ不自由な身となり日常的に足を引きずっている。

「暖」の夫の設定も小説と映画では大きく違っており、小説では素性の知れない隣村の野蛮な男であるに対して、映画では幼馴染で長年「暖」に恋をしている男である。この夫である「啞巴」は口がきけない。小説では「暖」には父親と同じく口のきけない三つ子の息子がいるのに対して、映画では母親似の可愛らしい口が利ける少女となっている。母子で互いに料理をして「暖」の家庭は一見幸せで円満そうに見える。このように変更された生活は、「暖」の身の上にかけていた重圧を軽減させ、小説の「暖」の過激な感情を和らげている。

次に映画に挿入された革靴の描写は、「暖」が長年持ち続けていた“新しい”革靴に焦点



を当てることで、それが密かに「井河」に想いを寄せる証であることを想像させていく。革靴は都会に出た「井河」からの贈り物であった。「暖」は「井河」に対する恋を断ち切るように池に革靴を捨ててしまう。それを見た「啞巴」は必死になって革靴を拾い「暖」に届ける。革靴は「暖」の恋の終止符を暗示するような存在である。それを「啞巴」と結婚してからも大切に保管していたことは、「暖」と「啞巴」との口に出せない公然の秘密のようなものである。それを、自分のものと勘違いした娘が履いて「井河」に披露してしまう。「井河」が革靴の持つ意味合いをどの程度理解したかは定かではないが、少なくとも観客には「暖」と「啞巴」の中にある複雑な感情の火種を嗅ぎ取ることはできたのであろう。映画のラストシーンで「啞巴」が「井河」に妻と子供を連れていけと手ぶりと悲壮な感情で訴えるのだが、そのモチーフを革靴が担っていることは疑いようがない。遡って映画の「啞巴」は久しぶりの「井河」との再会で、「井河」からの土産である飴を舐めた口から「暖」の口に入れるという、妻は自分の所有物であるという振る舞いを見せつけるが、内心は「井河」から「暖」への手紙を無断で破り捨てたことや革靴の存在のこと、さらには「暖」に本来相応しいのは「井河」であるという思いからの虚栄を張った行為であったのだろう。そんな「啞巴」が全てを捨ててまで「暖」と「井河」に祝福の念を持ったところに、「啞巴」の「暖」に対する愛の純粹さがあり、その気持を見出したからこそ「暖」は「啞巴」と結婚したと、このラストによって初めて合点がいくこととなる。「暖」は取り乱す「啞巴」を叱りつけ、二人で家路に戻っていく。「暖」の心には「井河」に対する想いは今なお存在しつつも、一緒に共に生活していく大切な存在はやはり「啞巴」である。自分の欲望を優先するのではなく、あるべき姿でつましく生活していく、そんな運命を受け入れる頑な風土がこの江西の地にはある。「暖」はやはり、この村の女である。今後もこの夫婦はお互いが共有する秘密と寄り添いながら生活を送るのだろう、二人の後ろ姿から感じられる人間の尊さが滲み出た秀逸なシーンである。

映画のラストシーンは、小説のラストシーンからの延長上にあると考えるべきである。小説では、口の利ける話し相手となる子供が欲しいと願う「暖」、そしてそれは単に一人よがりな願いではなく本来なら結婚していただければ相手の間の望むべき愛の結晶でなければならいけないという揺るぎのない確信。たとえ夫に対する不貞の行為でも、「暖」にとっては許されるべき一途な愛情だと考えている。それはこの厳しい村での生活と、それをも凌駕する厳しい家庭環境に耐え抜いてきた日常の現実根ざすゆえに許される自負であろう。「暖」は、これから先もこれ以上のことは望まない。「暖」にとって最初で最後の千載一遇の儀式は、例えこの後に健全な子供に恵まれなくとも真直ぐに生き抜くことが出来る指針となる。厳しい土地での暮らし、その風習、その中での営みは独りよがりな欲望には馴染まない。人間が持つひたむきさ、愚直な強さ、逞しさこそ、莫言文学の強さと魅力ではなかろうか。それは辺境の地での生活であろうともまた都会での生活であろうとも精神的には変わりはない。一方、映画の大詰めにおいて「井河」の晴れやかな表情、郷愁

という厳しくもあり人間の確かな存在を感じさせる、我が身を正したくなるような爽快な風、それは北京の「井河」の家にも吹き続けることであろう、そんな予感を感じさせるハッピーエンドであった。

莫言の小説世界を総体的に見ると、それぞれ異なる境遇と、明確な性格、一人一人が典型的なイメージをもつ人物像が目を引き、それらの人物像が文学的な虚構空間において極めて重要な地位を占めている。例えば義理人情に厚い強盗犯、特殊な病気持ち持ち、……莫言は小説の中で完全無欠な人物を描いたことはなく、逆に老若男女を問わず、生命をもつ個体としての彼らの欠点や複雑な性格が際立つように表現する。付艳霞(2011)は「彼らは醜い品行と放縦な気質が一身に溶け込んだ厄介な人間達であり、世間をあつと言わせるような奇妙な人間達でもある」と評している。『紅高粱家族』の中で強盗殺人をしでかす余占鰲は、心の中では抑圧に反抗し、敵や侵略者に立ち向かう正義心を秘めているし、その妻の戴鳳蓮は勇気もあれば知恵あり、不倫もよくする。「白い犬とブランコ」の語り手、故郷に帰る「私」は約束に背いた薄情者だが、一方で努力家の正直者でもあった。これらの人物の厄介な性格や境遇は人間の情動的な欲望と伝統的な倫理道德との衝突に共通の根を持つもので、主体的な生き方を求めようとしても社会的な生活環境の中ではとうてい実現不可能なのである。こうして莫言が生み出したこれらの人物の多くが反逆精神をもち、彼が謳い上げるのは登場人物の自由奔放な猛々しい人間性と猛烈で迅速な行動力ということになる。

小説には人物の造型が欠かせないのと同じように、映画もまた人間の活動や思想感情を表現する芸術形式である。莫言の小説の特徴としては、時間的な幅は十年、十数年、時には数十年にもなり、幅広い生活の各層や歴史的な出来事に関連付けられて、豊かな人物イメージ群が構築されている。だが映画が小説中の人物を全てフィルムの中に取り込むことは不可能であり、主要な人物と副次的な人物を逐一描き分けることもできない。監督は小説のテキストに対する自身の理解と映画に関する多方面にわたる構想に基づき、人物イメージの特徴をつかんで映像を造り上げていく。原作中の人物は言葉によって造り上げられたものであり、紙面の中に定着されたものであるが、映画の中の人物は形体、仕草、表情、対話など多種の要素で構成され、常に「生きているもの」である。これには改編者が力を入れて取り組む必要があり、汲み取った原作の人物の精神や性格を監督の構想の中に組み入れ、巨視的に配置を行った後に、芸術的創造力の豊かな俳優を選抜し、その俳優達がこれらの人物の役柄をこなし、その演技を通じてその人物の性格や心理を表現し、筋書きの展開を推し進めなければならない。

## おわりに

本論文は『故郷の香り』について考察し、原作と映画の構成や人物のイメージなどの違いを分析した。映画と文学、二つの芸術を有機的に結合して、映画の創作は文学の影響を

受けることで豊かになったことを確認することができた。文学の映像改編は映像領域の重要な潮流であるだけでなく、文学作品の価値を再考する指標ともなっている。改編後の映画と原作の内容は表現形式が全て同じではないが、両者の間には依然として内在的な同一性が存在している。現代社会の歴史的な背景のもと、文学の映像化という改編の作業を通して、多様な文化を複合的に享受することになり、映画と文学の魅力は新たな需要を見出ししていくであろう。

## 注

- 1) 東京国際映画祭の最優秀男優賞を受賞したのは東京都出身の俳優、歌舞伎役者の香川照之。
- 2) 1980年代の半ば、いわゆる第五世代と呼ばれる新世代の監督たちが中国映画の存在を外国に知らせた。文革以後、中国映画を製作した最初の世代の映画製作者たちは、それまで支配的であった社会主義リアリズムを否定し、自由な創作を求めて映像の冒険を行った。
- 3) 吉田富夫・北村稔「ノーベル文学賞 莫言は人民の敵か味方か」『歴史通』第二二号
- 4) 彭見明（Péng Jiàn míng）の短編小説「那山那人那狗」を映画化。日本で『山の郵便配達』と改題され、上演された。中国金鷄賞最優秀作品賞ほか多数の賞を受賞した。2002年日本アカデミー賞外国作品賞ノミネート。毎日コンクール 外国映画ベストワン賞。モントリオール世界映画祭ノミネート。
- 5) 映画の舞台婺源県は江西省の西北に位置し、浙江省と安徽省に接している。婺源县は、もと安徽省徽州府に属し、民国になって江西省属となったように文化面では安徽省に近い。映画の表情に富む舞台とは違い、原作の舞台は、一面の高梁畑が地平線にまで広がる山東省高密県で、映像表現の効果を上げるための大きな舞台変更になっている。

## 参考文献

- 莫言（2012）『莫言全集 碎語文学』作家出版社、18頁。
- 縦瑞霞（2006）「《白狗秋千架》与《暖》从莫言小说霍建起电影的审美嬗变」『四川戏剧』、93頁。
- 霍建起、思芜、丁一嵐（2004）「暖：寻找记忆中挥之不去的过往」『电影艺术』22頁。
- 乔治・布鲁斯东（1981）『从小说到电影』中国电影出版社、54頁。
- 付艳霞（2011）『莫言的小说世界』中国文史出版社、154頁。

## 依拠テキスト

- 莫言（吉田富夫訳）（2003）「白い犬とブランコ」『莫言自選短編集』NHK出版社
- 莫言（2012）『白狗秋千架』作家出版社
- 霍建起（2003）「暖」北京金海方舟文化发展有限公司（DVD）
- 霍建起（2004）「故郷の香り」発行元 プロードメディア・スタジオ（DVD）

**A Study on the Relation between Mo Yan's Literature and Image Representation  
: Focusing on the Movie "NUAN"-**

NI, Wei

**Abstract**

In this paper, I look at the film "Nuan", the most notable of 4 films based on short stories by the author Mo Yan, and focus on the differences in means of expression between the original work and the film adaptation, in the hope of analyzing how the sentiments and humanistic values of people at the bottom levels of Chinese society are depicted in the differing expression mediums of the film and the original work. I further hope to examine the reciprocal relationships between literature and films as well as the relationship between the originality of Mo Yan's original work and the re-creation in the film through a careful reading of the text of the original and its reorganization in the screenplay for the film.

**Keywords** : Mo Yan, Huo Jianqi, novels, films , reorganization and re-creation



## 富木謙治「現代体育論」に関する予備的考察 —退官記念書籍『体育と武道』を手がかりとして—

村下 慣一（立命館大学大学院生）

### 要旨

本稿は、合気道開祖植芝盛平の弟子のなかで、合気道を学術的見地に基づきながら、「競技化」を提唱した富木謙治（早稲田大学教授）の退官記念書籍『体育と武道』を内在的に検討するものである。とくに、本稿では、戦後のGHQ/SCAP占領政策下における「民主体育」としての再出発という社会的潮流のなかで、富木が武道論を「現代体育論」としてどのように再構成していったのか、という点に焦点を当てる。そのために、本稿では、富木の認識論的立場を明らかにするとともに、富木の論考に現れる「時代性」について、「プレイ論」と比較しながら、描き出すことを試みる。

**キーワード：** 富木謙治、現代体育、プレイ論

### はじめに

富木謙治（1900-1979年）は、戦中の満州建国大学、戦後の早稲田大学にて、柔道・合気道を中心に、武道学・体育学に関する教鞭をとった体育学者である。富木は、合気道開祖植芝盛平の古参弟子でありながら、講道館において「講道館護身術」の制定に関わるなど、柔道の実践性に関わる重要な意思決定に参画していた。戦後、植芝盛平直系の合気道団体である合気会から分派した富木は、自身の流派である日本合気道協会において、嘉納治五郎の柔道論・教育論に基づく合気道競技（乱取）法の普及に尽力した。

現在、富木を流祖とする合気道団体は、早稲田大学を中心とする日本合気道協会と、日本合気道協会の中央道場であった昭道館を中心とする昭道館合気道連盟の二つの流派に分派している。両者は、指導理念などに異同が見られるものの、富木の武道論を継承する点で共通の志向性を確認できる。たとえば、富木を嘉納の柔道論に基づく合気道競技化論の提唱・確立者とみなす立場は、両者に共通して確認できる。

富木の弟子たちは、主に富木の合気道競技化論における技法論的側面に焦点を当てながら、合気乱取法に関する研究<sup>1)</sup>として、今日まで富木の合気道競技論を発展してきた。ところが、その教育的価値や意義を裏づける哲学・思想的立場の整理やその妥当性に関しては、学術的検討の余地が残されている。

こうした状況を踏まえると、富木の武道論は、技法論としての側面がより重視されており、思想的側面が十分に検討されてこなかった、といえる。たしかに、富木が、柔道技法の研究を行ってきた長年の経験に基づいて、合気道の競技化（≒現代体育化）に生涯を費やしてきたことは事実であり、技法論を重視する見方が誤りであるとはいいがたい。しかし、富木の「競技化」論の全容を描き出すには、技法論的側面のみに終始するのではなく、「競技化」論における思想面、つまり富木の依拠する哲学・思想的立場を検討する必要がある。

そこで本稿では、富木における「体育」の内実とそこに内在する当時の時代的背景の一端を明らかにしたい。そのために、本稿では、富木の退官記念書籍『体育と武道』<sup>2)</sup>に収録された諸論考を手がかりに、そこで提起された富木の問題意識や哲学・思想的立場について検討を進めたい。

さて『増補 体育と武道』は、全二十五章構成であり、その章題は、以下の通りである。

- 第一部 第一章「教育愛と体育」、第二章「人間観と体育」、第三章「体育と教材」、第四章「余暇教育における娯楽主義と鍛錬主義について」、第五章「学生スポーツの在り方」、第六章「近代オリンピックの精神」、第七章「スポーツの三原則と政治の三原則」、第八章「「わざ」についての究明」、第九章「格技とスポーツモラル」、第十章「情操教育と格技指導」
- 第二部 第十一章「伝統の武道と現代の体育」、第十二章「武道と体育思想」、第十三章「武道の技術の変遷」、第十四章「武道と礼法の研究」、第十五章「形（フォーム）の研究」、第十六章「流派武道と競技武道」、第十七章「学校武道の在り方」、第十八章「柔道における「自然体」の理論的解明」、第十九章「古龍柔術の「わざ」の分類と練習法」、第二十章「武道の現代化に貢献した講道館柔道とその技術的発展」、第二十一章「現代体育としての合気道競技」、第二十二章「日本武道の独自性」、第二十三章「柔道と禅」、第二十四章「「みち」としての柔道」、第二十五章「柔道の本質」

このように、同著は退官記念書籍という性質上、非常に広範なテーマを扱っているため、その全体を一度に取り上げることは、困難である。そこで、本稿では、とくに第一部第一章から第四章までに焦点を当てて、以下の通り、検討する。

はじめに第一章では、富木の最終講義録でもある第一章「教育愛と体育」を丹念に掘り下げて内在的に検討する。つぎに第二章では、富木が早稲田大学にて教鞭をとっていた1960年代以降の日本社会における「時代性」と「危機意識」というマクロな分析視角と比

較するために、「プレイ論」を取り上げる。そのうえで、第二章「人間観と体育」を検討する。さらに第三章では、「プレイ論」を念頭に置きながら、第四章「余暇教育における娯楽主義と鍛錬主義について」を検討する。

## 1. 『体育と武道』第一章「教育愛と体育」（最終講義録）の再考

富木謙治は合気道の競技化にあたって「現代体育」的意義を強調していた。しかし、この「現代体育」が具体的に何を指すのかということについて、富木を流祖とする流派の「正史（公式出版物）」では言及されていない（大森、成山, 2010）。また富木の弟子のひとつである志々田史明によって編纂された『武道論』では、富木の体育論を裏づける哲学・思想的な言及箇所は、武道家に向けた一般書として適切でないためか、嘉納治五郎の柔道論などに限定されている。ゆえに、『武道論』のみを通読しても、体育学者としての富木謙治の問題意識や哲学・思想的立場を理解するのは、容易ではない。

こうしたいくつかの要因から、富木の「現代体育」というマジックワードは、富木を流祖とする流派においても、社会科学的な見地に基づく適切な解釈が示されないままひとり歩きする状況を生み出している、といえよう。しかし、富木の退官記念書籍が『体育と武道』として刊行されたことに現れるように、富木を理解するうえで「(現代) 体育」という概念は、非常に重要である。

そこで以下では、富木の「体育」が何を想定しているのか、ということについて検討してみたい。

『体育と武道』第一部第一章は「教育愛と体育」というタイトルであり、同章は富木の早稲田大学における最終講義録（昭和 45(1970)年 2 月 18 日）となっている。富木は同講義の冒頭（第一節）で「結論から申しますと、今日の教育の中で体育が本当の意味で理解されておられない。もっと高く評価されるべきであるということです。ことに知育偏重という言葉もあり、また、教育の中の人間不在という声もあります」（富木, 1977: 3-4）と述べている。それでは、富木にとって真の「体育」とは何だったのか、またどのように「体育」に向き合おうとしてきたのだろうか。第二節以降では、そのことが回想されている。

第二節「新制大学と体育」では、戦後初期に富木が「体育の概念規定の問題」を扱っていたことが取り上げられる。周知の通り、GHQ/SCAP によって、戦前の教育制度が解体されたため、戦後教育は大きな変容を迫られていた。富木はこの変容のなかで、時代に即した「体育」を志向することになったのである。

富木は、旧文部省の学生指導要領や国内外の研究者による体育の概念規定を踏まえて、「身体性（引用者補足：富木はこれを「感性」とも述べている）」「運動性」「技術性」を内容とする教育活動が体育である」（上掲：6）と述べている。そのうえで、これからの日本における体育の問題として「教育と体育」、「保健と体育」、「体育とスポーツ」、「体育と武道」の四項目を挙げ、同節ではそれぞれについて概説している（上掲同頁）。



ここで補足しておかなければならないのは、「体育」の範囲である。同講義で富木自身が明言したわけではないが、富木の「体育」概念は、一般的にわれわれが想定する学校体育に限定されるものではない。つまり、この「体育」には、学校体育のみならず、「社会体育」が含まれる。ゆえに、ここで示された「体育と武道」や「教育と体育」という課題は、まさに富木が志向する「体育としての武道」を意味しており、同著の中心的な論点となるばかりか、講道館や日本合気道協会（のちに昭道館合気道連盟が分派する）における活動のなかで、生涯の課題として取り組むことになったのである。

さて、同講義は「教育愛と体育」というテーマであったため、富木は「体育と武道」ではなく、「教育と体育」に焦点を当てながら、講義は進められていった。

第三節「人間形成と教育」では、「社会教育」の重要性を強調しながらも、人間形成の場として学校教育が重要である、とする（上掲：12）。そのうえで、「望ましい」教育を施すうえで、選択原理となる「価値」基準へと話題を進め、古代哲学から新カント派、プラグマティズムの哲学者における価値論に言及している。第三節は、富木自身の主張というよりも、哲学的な認識枠組みのもとに「教育」を据える基礎的な作業であった、といえる。無論、こうした富木の認識枠組みを精緻に読み解くことは、重要な作業となることは言うまでもない。だが、むしろ重要であるのは、「教育」それ自体の含意というより、「教育愛」の含意である。

つづく第四節「教育愛について」が後者を主題として扱っている。富木によれば、「教育愛」とは「保育（保護育成）愛」でもあり、「教育」に「愛」が結びつけられているのは「教育には愛が基本的に必要であることを強調するため」である、という（上掲：18）。さらに「保育」の根底には「自己保存と種族保存」という動物一般の有するふたつの働きがあり、それが生命の直結した愛（母性愛）として現れる（上掲同頁）。またこの愛は、先述のふたつの働きに応じて、「自愛」と「他愛」に区別され、「真の民主主義は、自愛と他愛とが調和された人類愛によって裏づけられ」なければならず、それは「正しい教育愛によって育てられる」（上掲：19）と述べている。

ここで富木は、戦後の民主主義教育を基礎づける構成要素として「人類愛」に言及している。富木によれば、人間教育は、動物的な本能による保育のみならず、人間的な理性による教育が要求されると同時に、個人主義と全体主義との調和によって獲得される「人類愛」が重要であり、それは「高い英知に照らされて純化された愛」である必要がある（上掲：18-19）、という。

前節の議論を想起すると、哲学的知見に基づく「人類愛」であり、カントないしは新カント派の「愛（人間愛）」を指している、とも解釈しうる。たしかに富木は、著作の端々で哲学者・社会学者・心理学者らに言及している。だが、彼自身は哲学を専攻していたわけではない。むしろ、彼が政治経済学（学生時代）、体育学・武道学を専攻していたことを踏まえると、この「人類愛」の含意は、当時の時代性や彼自身の経歴に根拠を求めるほうが、

妥当であろう。前者は、言うまでもなく戦後の日本国憲法第9条に象徴されるような、またスポーツにおいては近代オリンピックに象徴されるような、「平和」の志向性であり、それが「人類愛」として現れる。また後者は、講道館柔道創始者嘉納治五郎の影響や、合気道開祖植芝盛平の古参弟子としての経験に求めることができよう。つまり、嘉納治五郎における「精力最善活用・自他共栄」の理念に、そして植芝盛平における「万有愛護」の理念に含まれる「人類愛」である。とくに後者の「万有愛護」は、「正史」が強調している人類愛を超えた「宇宙愛」をも包括している。

つまり、富木の想定する民主主義を規定しうるような「高い英知に照らされて純化された愛」とは、戦後教育における教育理念としての「人類愛」や戦後のスポーツ・武道復興における理念的支柱となった「人類愛」に求められる、と考えられる。無論、富木が、GHQ/SCAPの占領体制下における武道の生存戦略としての「スポーツ思想のコスモポリタニズム」への接合をどこまで意識的に試みたのか、という点は、検討の余地が残されている。しかし、富木がシベリア抑留を経て帰国した後、講道館や早稲田大学にて彼が置かれた立場を踏まえると、戦後日本/国際社会における西欧的価値観への接続、読み替えとみなす方が妥当である。

さて、富木はこのような「教育愛」に関する見解を示したうえで、今日的な問題（高度経済成長期の到来による機械文化の加速や公害の発生、それに伴う感性と知性との分離）に言及し、「教育愛」の実践を通して「情意の陶冶」を体育が担いうるものが解決策となりうることを主張する（上掲：21）。

ここで留意すべきことは、同節前半部までの戦後初期の教育（体育）と、この今日（現代）的な問題として扱われる「体育」との異同である。前者ではGHQ/SCAPによる占領政策下における「新しい体育論」の模索と富木の到達点を扱っているが、後者では明らかにこの文脈が薄れている。後者が念頭に置くのは、高度経済成長期であり、戦後復興期以降の「体育論」として、つまりより新しいあるいはよりアクチュアルな問題への処方箋として提示されている。かりに、この両者を同列に、「現代体育」として扱ったならば、大きな誤読を招くことは明らかである。ところが、これまで富木武道における「断絶」について、言及されてこなかった。無論、それは技法論としての連続性に強力に焦点が当てられてきたことに起因するが、かりに技法論のみを抽出しようと、この「断絶」を無視できるわけではない。なぜなら、富木の「競技化」論は、純粹に技法的な精緻化として提示されたわけではなく、「正史」が強調するように「現代体育」的意義による要請としても提示されている。ゆえに、この「二重性」は、決して見落とされてよいものではない。

それでは、富木のポスト戦後の「現代体育」論は、いかなるものであったのか。以下では、上述の異同を念頭に置きながら確認したい。

富木が早稲田大学において教鞭をとっていた1960年代は、余暇や娯楽がひとつの重要な社会問題として認識されていく時代でもあった。この時代のなかで、富木はどのような「現

代体育」論を確立していくのだろうか。富木は、第四節末尾にて、現代教育の課題として「教育愛の欠乏」に言及し、「情意の陶冶がおろそかにされている」ことが要因である、という見解を示している（上掲：24）。そのうえで、「ここにわれわれは体育の重要性を強調する理由がある」と述べ、同節を結んでいる（上掲同頁）。どうやら富木は、戦後初期のスポーツ・体育・武道の理念的な再出発の機軸となったはずの、「戦後の民主主義教育を基礎づける構成要素」ともいえる「教育愛」が、ポスト戦後期において「欠乏」している、と認識していたようだ。このような認識へと至った背景には、どのような認識の変化があったのだろうか。

そこで、第五節「教育としての体育の重要性」を手がかりとして、富木の思想を確認したい。同節では「人間における感性と知性とをどのように調和させるのか」（上掲：28）という点について、現代教育（体育）的に考察し、体育の重要性が強調されている。その論拠として、富木は、スポーツ体験における「気」について言及し、競技の「場」の重要性を主張する。富木は、そこでは「感性と知性とが最大に調和を要求され」、また「この体験を通してだじな性格形成がなされる」（上掲同頁）という見解を示している。

つまり、体育の教育的意義とは、勝敗を競う過程における「体験を重んじ体験を通じてのみ効果が挙げられる」（上掲同頁）ことに収斂されるのであり、富木はそれを、武道において「修行」と呼ばれる「行」の教育に、すなわち現代における「体育」の教育（における再現）に求めるのである。

いわゆる富木の「現代体育」的意義とみなされる構成要素のひとつは、まさにこの「教育」的意義のことであり、スポーツ・武道において、とくに「競技」への参与経験を通して獲得される情動制御のことである。これは「戦後の富木が生涯を通して主張し続ける「現代体育学的」意義とは、「競技システム」が体育教育に有効である、という主張に裏づけられている」（村下, 2021: 159）という指摘と一致する。さらにいえば、村下（2021）が言及した「テンション・バランス」、すなわち「感情を抑制しつつ解放する」というテーゼに示される情動のあり方は、「感性と知性とが最大に調和を要求され」という富木の見解と合致する。

富木が合気道乱取法の開発者であることから、エリアスの文脈において「物理的暴力の抑制」として現れる、技術/技法的な改良（試合のために安全な「わざ」に改良したこと）が強調されるのだが、それは一面的な見解である。むしろ、この改良が、いわば「勝利（≒技術）至上主義」あるいは「商業主義」的色彩を帯びた要求としてではなく、とくに「人間形成と教育」という課題との関連で、「情動論」的側面を持ち合わせた要求として、志向されたことが重要である。

これを踏まえると、心身一如として「身体性」と「精神性」とを要求する「行」の教育にとって、「仏教の生命観」が重要な示唆に富むものとして、同節の後半で言及していることの意味が、より理解できるようになる（上掲：29）。

そこで強調されるのは、生命のすすむ方向としての、時間的空間的に無限の「自由」に対する欲求である（上掲：30）。富木は、競技の「場」が「行」の教育の再現であるという論拠を、「自由」の世界を、物質界（外）と精神界（内）の両者を「二にして一、相即不二にする」という大乘仏教の真義に求めている（上掲：31）。ここで言及される「自由」という含意は、仏教との関係で限定的に扱われたに過ぎず、十分に掘り下げられていない。そのため、同節の言及のみから富木における「自由」概念を規定することは、困難である。

しかし、ここで重要であるのは、「自由」それ自体というよりも、「二にして一、相即不二にする」という調和/統合の過程である。これは、形式論理的な統合ではなく、弁証法的な統合として現れる。競技の「場」において、記録を追求すること（外）と節制の徳をつむこと（内）が、仏教における物質界と精神界の探究の再現であり、その再現は「身体性」と「精神性」の完全な一致調和を前提としており、それによって始めて記録の向上が望まれる、という（上掲：31-32）。

さて、富木は、この調和を説いたうえで、①体育・体育学・体育史に関する総括、②東洋的態度の特徴、③近世以降の時代性、について言及して、同講義を締め括っている。

ここで富木は、体育学が「身体性」「運動性」「技術性」を解明するために、幅広い学問分野の知見が要求されることにくわえて、「存在と当為」や「価値」論、人間の「本質」すなわち、「精神性」と「身体性」を扱う必要があることを強調している（上掲：52-53）。つぎに、東洋的態度の特質として、「直観と体験を通して人間の本質に迫ろうとする「行」のあり方」について、触れている。そのうえで、西洋の近世を「ヒューマンイズムの叫ばれた時代」であり、「自由な人間の思考と生活がすすめられてきた時代」とみなしながらも、現代における科学の異状な進歩によって、「人間が疎外される」ことになった、とまで述べている。最後に、こうした悲観的な状況をうけた最近の傾向として、自然科学や哲学上の人間（観）への回帰、あるいは総合という試みに触れ、未来を見据えて体育学の重要性と展望に期待する、という言葉で最終講義を結んでいる（上掲：53）。

これまでの議論を踏まえると、富木の「体育」概念は、単に「身体性」「運動性」「技術性」を内容とする教育活動を指すのではなく、AとBの統合/調和を志向する活動である、といえよう。これは、上述の「教育愛」における自愛と他愛の統合、また学問領域の統合など、富木の体育論の諸側面で共通して確認される志向性であった。こうした「統合」へと導いた要因として、「存在」としての富木自身の武道経験や「当為」としての学術研究によって、培われた「実践感覚」（ブルデュー）があった、といえよう。

ところで、最終講義の末尾では、現代的課題として「人間疎外」という課題が示されている。これは、西洋の近世と紐づけられた「ヒューマンイズム」の希求や「自由な人間の思考と生活の追求」というポジティブな標語とは、明らかに矛盾している。

GHQ/SCAPによる占領政策下における戦後民主主義やそのもとで志向された「新しい体育論」は、西洋の近世の理念を前提とするものであった。それにもかかわらず、ここで矛盾

が強調されたのは、なぜか。

その鍵は、1960年代以降の「時代性」と「危機意識」にある。そこで、次章では、これらの時代的・社会的文脈と合わせて、富木の「現代体育」論を読み解いてみたい。

## 2. 1960年代以降の日本社会における「時代性」と「危機意識」

それでは、1960年代以降の「時代性」と「危機意識」、また「人間疎外」という課題は何を指しているのか。これらを読み解くうえで、重要な参照枠となるのが、1986年にマルクス主義系の若手スポーツ研究者たちが中心となって組織した「現代スポーツ研究会」（現在：新日本スポーツ連盟附属スポーツ科学研究所）の会員らによって刊行された『スポーツの自由と現代（上・下巻）』に収録された戦後日本社会・スポーツに関する分析である。本章では、とくに山下高行「「スポーツ＝プレイ論」の特徴と問題点」（1986）を取り上げ、1960年代以降の「時代性」と「危機意識」、またそれに関わる「人間疎外」という課題について、確認したい。

山下高行（1986）は、「はじめに」の冒頭で、次のように述べている。

プレイ論はまさしく時代の危機に直面し、その克服を模索する試みの中から産み出されたものと言える。この論がスポーツ論に導入された六〇年代中葉も、高度経済成長政策のもと、国民大衆の疎外と現代的貧困化の深まりという危機としての問題状況が存在していた。この危機の告発と克服の論理の模索というモチーフは今日に至る連続性を持ち、この論の性格とその社会的位置を形成している（山下、1986：87）。

当時（1960年代から1970年代にかけて）は、「労働の人間化（humanization of work）」という標語に象徴されるように、資本主義経済および科学技術の著しい発展の弊害が社会問題として認識されるようになった。とくに、日本ではいわゆる四大公害病や環境問題を含め、さまざまな危機意識が醸成されていた。山下が指摘する通り、なかでも「国民大衆の疎外」と「現代的貧困化」<sup>3)</sup>の進行は、スポーツ論に大きな影響を与えた。

富木の「最終講義」では、プレイ論という単語そのものは発言されなかったが、それが台頭する時代的背景として示された「国民大衆の疎外」という危機は、「人間疎外」と深く関連しているように思われる。『体育と武道』全体を踏まえると、富木の「現代体育」論には、少なからずこの「プレイ論」の影響がみられることを指摘できる。ここで争点となるのは、富木によるプレイ論への言及の是非（富木はプレイ論に関して十分な検討を行っていない）ということよりも、まさに「プレイ論」の台頭・確立までに直面した課題を共有していた、という同時代性にあるだろう。そこで、当時のプレイ論を通して、富木の「現代体育」論が直面した課題の所在を確認したい。

山下高行は、「プレイ論」として概括され得る多様な思想潮流が、「人間観や文化観・社

会観の基軸の転機を伴うものとして、それらを遊びの平面から逆照射していくという志向性を内包していた」ことや、「危機のなかのあるべき人間の模索」という点に当該時代における共通の性格を見出せることを指摘する（山下, 1986: 88-89）。この「生の哲学・実存主義の連続上に位置する」プレイ論に内在する「危機の告発と克服の論理の模索」というモチーフは、「危機の認識、近代科学や文明の一面的否定視、快楽や感性、情動を強調した主情主義的な人間観等々、ニヒリズムと非合理主義が基調をな」（上掲: 89）している、という。

上述の通り、富木は「現代体育」を、「人間疎外」が進む社会において「人間の本質へと迫りうる場」として認識しており、人間主体的な科学としての体育学が確立されることを、肯定的な展望として持っていた。さらにいえば、この「体育」は、現代教育の課題である「情意の陶冶」によって、「感性と知性を調和させる」ものであった。

こうした類似性は、プレイ論と共通した「人間観」に対する志向性を有していた、という推論を導きうる。そこで、富木の「人間観と体育」（『体育と武道』第二章）を手がかりに、検討を進めていきたい。

富木は同章にて、神経機構などに関する生理学的知見を踏まえ、理性や心身二元論などの哲学的、宗教学的知見を整理することで、近代的な人間観の成立過程を整理する。そのうえで、デューイ、ラメトリー、フォイエルバッハ、マルクスらの実証主義的、唯物論的認識を取り上げる。このように、合理主義、科学主義、実証主義、唯物主義という4つの思想に基づいて近世、近代における人間観を整理した富木は、以下のように同章を締め括っている。

このような趨勢 [引用者補足: 人類の生活における物質的進歩、とくに生産過程における機械生産への移行] を考え、人類の将来を思うとき、まことに寒心にたえないものがある。… (中略) …人間は機械のために「主体性を失い」「自由を奪われ」つつある。人類は頭脳の優秀さによって文化をすすめ、労力を節したのであるが、そのことのためにかえって、体力と知力とを弱めて自滅のみちをたどろうとしている。この矛盾を解決するものこそは、これからの正しい体育でなければならない。手の延長が道具であり、道具の進歩したものが機械である。手—道具—機械の系列において、これを動かし駆動するものは、あくまでも、主体としての「身体」でなければならない。われわれは、今日の機械文化の目まぐるしい発達に比例して、ますます「身体」そのものの意義を究め、そしてその在り方を正さなければならない（富木, 1977: 45-46）。

ここには、富木が「人間疎外」が進む社会として念頭に置いた社会観が示されている。端的に言えば、その社会とは、科学技術の進歩と資本主義の発展による機械文化の到来と

いう合理主義と科学主義の到達点である。富木は、この社会発展の弊害として齎された「人間にとっての危機」を「矛盾」として捉え、その超克の糸口を「体育」に求めたのである。

それでは、富木の「危機」の認識は、「近代科学や文明の一面的否定視、快楽や感性、情動を強調した主情主義的な人間観等々、ニヒリズムと非合理主義が基調をなす」プレイ論のモチーフとの類似性を指摘できるものであるのだろうか。そこで、当時プレイ論が直面していた「危機」の内実に言及しながら、議論を進めたい。

プレイ論が直面していた危機とは、「高度経済成長政策のもと、技術革新と結合した資本の強蓄過程で押し進められた、国民大衆にとっての『いのちとくらしの危機』」である（山下, 1986: 93）。山下が的確に捉えたように、この「いのちとくらしの危機」は、単に国民大衆にとっての危機を意味するだけではない、という点を見落としてはならない。それは、支配層にとっての危機でもありうるのだ（上掲同頁）。山下は、この危機の二様性こそが、当時のプレイ論を規定しうる性格を持っていたことを分析している。これを踏まえると、富木がこの二様性とどのように向き合おうとしたのか、という点を、極めて慎重に検討する必要がある、といえる。とはいえ、本稿は当該課題に関する基礎的な分析を行うことを主眼としているため、あくまで要点を提起するにとどめたい。

第一の要点は、「プレイ論の焦点を人間疎外の克服・主体性の回復に置かせる」ことによって、この「危機意識を、きわめてペシミステックに大衆社会論・管理社会論の文脈で把握、疎外の克服は主体性の回復として、その契機を余暇のなかに求めるというモチーフが形成される」（上掲: 93）という点である。先の引用に示されている通り、富木「体育」論は、機械による人間疎外の克服、人間の主体性の回復に焦点が置かれていること、またその契機を体育のなかに求めていたことは、明白である。この点で、富木「体育」論は、プレイ論とモチーフを共有していた、といえる。

第二の要点は、プレイ論が「近代化論・産業社会論と接合し、労働や社会の質の変化に対応した新しい幸福追求のあり様として喧伝される」（上掲同頁）という点である。高度経済成長を経て、「一億総中流」意識に現れているように、物質的な豊かさは、国民全体に一定行き渡った、といえよう。この頃には、物質的な豊かさから心（精神的）な豊かさを重視する風潮が出てきた。こうした社会的風潮のなかで、余暇、スポーツ、レクリエーションは、重要な社会問題として認識されるようになったのである。富木は、体育を通して新しい幸福追求のあり様を喧伝したわけではないが、このような時代性のなかで「労働や社会の質の変化」に対応した「身体」のあり方を模索し、その可能性を武道に見出した、といえる。

この二つの要点、すなわちプレイ論の二様性は、「疎外された労働」を前提視し、労働と余暇を「逆ベクトルの関係」で位置づける点に枠組みの同一性をもち、その限りで相反し得ない」という点である（上掲同頁）。

当時の（現代的な）労働生産過程、すなわち機械生産を主軸とする労働を想定した場合、

それは「疎外された労働」(マルクス)として把握される。この「疎外された労働」の克服、すなわち、「人間の主体性の回復」は、その契機を余暇のなかに求めるのだが、これは「生産関係からは全く視点をそらし、労働そのものを必要悪、暗いものと描く。その一方でスポーツのみを明かるく、解放として描」(内海, 1986: 124)く、という意味で「逆ベクトルの関係」として現れている。

この「二様性」は、その後のプレイ論の展開を左右する規定的性格を帯びることになる。つまり、プレイ論は、「一方では現状批判の理論とし危機を照射していく可能性を秘めながらも、危機の根源的認識を回避することで「きわめて現状肯定型の理論」としての性格を持つ」(山下, 1986: 93-94)に至ったのである。

それでは、この「きわめて現状肯定型の理論」として現れたプレイ論と同様の志向性を持つ富木の「現代体育」論は、どのように展開されるのか。

### 3. 富木謙治「現代体育」論に現れる余暇教育と武道

富木は同著の第四章「余暇教育における娯楽主義と鍛錬主義について——体育を中心として」にて、「余暇教育」について論じている。そこで本章では、同章を手がかりに、富木の「現代体育」論における「余暇」について、検討を進めたい。

富木は、勤労そのものについて、「尊い」ものとし、「最高の美德」である、と認識している(富木, 1977: 59-60)。それにもかかわらず、機械生産を主軸とする労働を批判的に捉えているのは、産業の極端な分業化が進行することで、労働者が「主体性の乏しい歯車」へと転化し、人間疎外の文化生活へと陥るからである(上掲: 61)。とはいえ、このような機械による生産力の増強は「勤労者の労働時間を短縮し」、自由な時間、すなわち「余暇」の増大を推し進めることで文化生活が発展する、と認識していた(上掲: 61-62)。

それでは、この余暇は、どのようなものであったのだろうか。

富木は、余暇を「仕事から解放された自由な時間」であり、「健康な娯楽を求めるため」に行うための活動である、とする(上掲: 59)。そのうえで、余暇を消極的側面と積極的側面とに二分する。前者は、「疲労回復のための「いきぬき」としての時間」であり、後者は「いきぬき」以上の時間、すなわち「ひまつぶし」の時間である、という(上掲: 62-65)。また余暇教育に関する新しい動向として、レクリエーション活動について、取り上げている。

富木は、このレクリエーションの要素について、①余暇に行われること、②楽しみとして自発的に行われること、③他の目的のために拘束されないこと、④文化的で健全であること、⑤生活のための必須条件でないこと、を挙げる(上掲: 65-66)。これらの構成要素は、まさにヨハン・ホイジンガ(Johan Huizinga)やロジェ・カイヨワ(Roger Caillois)らを起点とする「プレイ論」の志向性と親和的である。

前章で確認したように、プレイ論は、当時の「危機意識を、きわめてペシミステックに



大衆社会論・管理社会論の文脈で把え、疎外の克服は主体性の回復として、その契機を余暇のなかに求めるというモチーフ」（山下, 1986: 93）を形成していた。上述の通り、富木の労働—余暇観は、まさに管理社会における人間疎外に対する主体性の回復の契機を、余暇、レクリエーションに求めようとするものであることは、明白である。

ただし富木は、当時のプレイ論と共通の時代認識に立っているものの、労働—余暇の関係性に関する認識は、あくまで前述の体育論に基づくものであったことには、留意すべきである。富木は同章を次のように結んでいる。

余暇教育は、消極面としては疲労の回復と健康な娯楽とを目的とするものであるが、積極面としては、心身一丸として、知、情、意の教養を高め、人格の完成を目的とするものを選び、そしてこれを実践するものでなければならない（富木, 1977: 80）。

このように、富木の「余暇」観は、「人間性を回復するための時間」（上掲: 79）であるが、あくまで人格の完成を目的とするものであった。その意味で、「合理的娯楽運動」にみられるような娯楽の選別を含むものであった、といえる。こうした合理的な余暇観は、「余暇における娯楽主義と鍛錬主義」に関する認識にも、現れている。

富木は、教養の獲得によって、感性的な「たのしみ」から理性的情操的「たのしみ」へと移行すると認識している（上掲: 68-69）。富木は、この認識を示したうえで、快楽主義に言及する。富木は、快楽主義のなかでも、その帰結を「心身の平静不動」すなわち「アタラクシア（ $\text{Ατ α ρ α ξ ι α}$ ; Ataraxia）」に求めたエピクロス（ $\text{Ε π ι κ ο υ ρ ο ς}$ ; Epikouros）、功利主義的な快楽計算に基づく量的快楽主義を提唱したペンザム（Jeremy Bentham）、そしてペンザムを批判的に継承した質的快楽主義の立場を取る J. S. ミル（John Stuart Mill）の三名に言及している（上掲: 69-70）<sup>4)</sup>。

富木の述べる低次の「たのしみ」と高次の「たのしみ」との識別は、まさに J. S. ミルの認識に基づくものであり、ゆえに理性的情操的「たのしみ」を重視・強調し、余暇を通して「知、情、意の教養を高め」ようとするのである。

富木は、つぎにレクリエーションの積極的態度として「鍛錬主義」<sup>5)</sup>に言及する。「鍛錬主義」とは、「最も自発的、自主的なもの」かつ、「それぞれの個性を十分に生かすものでなければならない」とする（上掲: 73）。そして、その実践の方法を「「わざ」より入って「みち」に至る」という古人の「修行」観に求めている（上掲: 73）。つまり富木は、質的快楽主義に基づきながら、「人間性を回復する」すなわち「人間を主体的に位置づける」（上掲同頁）ための糸口を、日本の芸道などの「修行」に求めた。この意味で「鍛錬主義」とは、「原始的、素朴的であって、しかも純粋な「わざ」を探究しこれに没入する」（上掲: 74-75）ものであり、その要件は「①自発性、②持続性、③計画性、④技術性」（上掲: 77）である。富木は「鍛錬」について「科学的計画性がある、これを持続しなければならない。さら

に最高の技術に到達しようとする熱意がなければならない」（上掲同頁）とする。

近代オリンピックの標語は「より早く、より高く、より強く (Citius, Altius, Fortius)」である。富木のいう鍛錬主義とは、まさにこうしたオリンピズムにみられるような近代スポーツ的な価値観と接合するものであった。

## おわりにかえて

本稿では、従来の正史や先行研究が、十分に掘り下げてこなかった富木の武道論の骨格となる「現代体育論」を内在的立場から扱うことに注力した。その際、富木の武道論を、嘉納治五郎の「柔道論」のリバイバルとみなすのではなく、当時の時代性に着目することで、「プレイ論」との接続可能性を意識して、検討した。

その結果、富木の「現代体育論」を構成する時代的背景を解明するのみならず、富木が古来の日本武道的価値観を戦後日本社会において強調されていく近代スポーツ的な価値観と接合するために、いわゆる「プレイ論」ではなく、「功利主義」とくに J. S. ミルにみられる「質的快樂主義」などに依拠していたことを、明らかにした。

こうした富木の体育論における哲学・思想的立場を解明する作業は、あまり重視されてこなかった。しかし、その作業は、合気道「競技化論」という特異な立場をとる際の論拠を考えるうえで、非常に重要である。というのも、単に一辺倒な、嘉納理論の踏襲や、乱取法の導入としての「競技化」論ではなく、一方で、嘉納理論に代表される戦前（近代日本）の特殊日本的、武道的な価値観を近代西欧的価値観に基づく「読み替え」ながら、他方で、戦後民主体育において武道的な価値観（とくに嘉納治五郎の柔道論・体育論）をリバイバルさせようとした、という「二面性」が現れている可能性がある。

この「二面性」に関する検討は、とくに『体育と武道』第一部後半部以降の検討を進めるなかで、引き続き検討したい。

## 注

- 1) 合気道競技に関する先行研究の整理は、村下（2021）などが扱っている。
- 2) 退官記念書籍である『体育と武道』は、1970年の初版と1977年の増補版がある。本稿では増補版を参照した。
- 3) ここでの「現代的貧困化」は、出原泰明（1986）が言及した「国民生活の新しい貧困化」のことであり、具体的には「地域の貧困化」や「社会保障の貧困化」を指す、といえる（出原，1986：248）。
- 4) このほかに、フリードリヒ・パウルゼン（Friedrich Paulsen）の人生観に言及しているが、本章は、とくに余暇観を扱うものであるため、割愛する。
- 5) 一般的に「鍛錬主義」は、戦前の軍国主義的な体育観と結びついて理解されている。しかし、戦前の体育観は、GHQ/SCAPによる占領政策下における戦後「民主体育」のもとで、批判さ

れる。富木のいう「鍛錬主義」も、戦前の鍛錬主義批判の文脈を経て論じられている。それゆえ、「自発性」をその要件とするのである。

## 参考文献

- 内海和雄（1986）「スポーツの労働起源論・遊戯論研究」『一橋大学研究年報 人文科学研究』（25）、123-167 頁。
- 大森竜一、成山哲也（2010）『合気道競技』、共栄出版。
- 出原泰明（1986）「スポーツの国民的教養と主体形成」（伊藤高弘・出原泰明・上野卓郎（編）『スポーツの自由と現代 下巻』青木書店）、246-274 頁。
- 富木謙治（1977）『増補 体育と武道』早稲田大学出版部。
- （1991）『武道論』大修館書店。
- 村下慣一（2021）「合気道における「競技化」の動向と現状—国際統括組織「WSAF」設立にみる「グローバル化」の展望」『東アジア日本学研究』（6）、155-170 頁。
- 山下高行（1986）「「スポーツ＝プレイ論」の特徴と問題点」（伊藤高弘・草深直臣・金井淳二（編）『スポーツの自由と現代 上巻』青木書店、87-104 頁。

## **Preliminary Considerations on Kenji Tomiki's Theory of Modern Physical Education: Taking the Cue from "Physical Education and Budo" by Kenji Tomiki**

MURASHITA, Kanichi

### **Abstract**

This research is an intrinsic study of "Physical Education and Budo," a book commemorating the retirement of Kenji Tomiki, a professor at Waseda University. Among the disciples of Aikido founder Morihei Ueshiba, Tomiki advocated "the introduction of the randori system" (competitive Aikido) based on academic perspectives. This study particularly focuses on how Tomiki reconstructed his theory of Japanese martial arts as a "theory of modern physical education" within the social trend of its reemergence as "democratic physical education" under the postwar GHQ/SCAP (General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers) occupation policy. Therefore, this study clarifies Tomiki's epistemological position and depicts the "zeitgeist" (spirit of the age) that emerges in his theory by comparing it with the theory of "play."

**Keywords :** Kenji Tomiki, modern physical education, theory of play

## 旧日本軍中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済可能性 —在外被爆者の救済を手がかりに—

高 小超 (明治学院大学大学院生)

### 要旨

第二次世界大戦中に日本国内で被爆し、後に日本以外に居住するようになった被爆者、所謂在外被爆者は、日本国内被爆者に適用する原爆援護法に切り捨てられ、長年救済を受けていなかった。しかし、在外被爆者が繰り返していた提訴を経て、2015年からようやく日本国内の原爆援護法に適用され、日本政府からの救済を受けるようになった。他方で、旧日本軍が中国に遺棄した大量の毒ガス兵器の被害者の救済は、化学兵器禁止条約と日本政府の中国遺棄化学兵器処理事業の救済対象になっていないため、いまだに救済を受けていない。この現状を踏まえ、本稿は、在外被爆者の救済を手がかりに、核兵器と毒ガス兵器使用の違法性、日本の戦後責任の「免責」構造、歴史問題がまだ解決していないと3つの面から中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済可能性を分析した上で、遺棄毒ガス兵器被害者救済の重要性と緊迫性を述べ、被害者救済の可能な方法を提示する。

**キーワード：** 中国遺棄毒ガス兵器被害者、遺棄化学兵器処理事業、化学兵器禁止条約、在外被爆者、被害者救済

### はじめに

1980年代以来、東アジアにおける戦争・戦後被害者の救済をめぐる課題はしばしば取り上げられている。戦争被害者としては被爆者、従軍慰安婦がその例である。戦後被害者は毒ガス兵器被害者、枯葉剤による被害者がその範疇に収まる。本稿は在外被爆者が救済されるまでの歩みを確認しつつ、その救済論理を活かし、旧日本軍中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済可能性を検討する。

在外被爆者とは広島、長崎で原子爆弾によって被爆した後、日本国外に居住するようになった人々のことである。厚生労働省が把握できているのは、2022年3月末の時点で在外被爆者のうち被爆者健康手帳取得者は約2658人<sup>1)</sup>である。彼らの居住地は、韓国、北朝鮮、アメリカ、ブラジル、ヨーロッパ等30数ヶ国にまたがる。戦後、日本政府は被爆者救済の法律を制定したが、在外被爆者は、その対象に含まれなかった。1972年に初の在外被爆者裁判にみられる韓国人被爆者の孫振斗による被爆者健康手帳交付を求める行政訴訟が

提起された。日本の最高裁は40年以上の年月が経過した2015年9月8日に、在外被爆者は日本国内の被爆者と同じく、被爆者の救済を目的とする被爆者援護法が適用される（田村, 2016, p.iii）という判決を出した。

一方、旧日本軍中国遺棄毒ガス兵器被害者とは、第二次世界大戦末期に旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス兵器によって被害を受けた人々を指す。近年も新たな被害者が増えているため、その数は定かではないが、約2000人<sup>2)</sup>と推定されている。彼らは長い間、身体的・精神的な苦痛を耐えながら、救済を受けていない状態で生活している。その上、1993年に署名され、1997年に発効した化学兵器禁止条約の条文に毒ガス兵器被害者の救済に関する内容が含まれていない。また、化学兵器禁止条約に基づき日本政府による中国に遺棄された毒ガス兵器の処理事業は2000年9月に黒龍江省北安市で初めて実施された。それから20年も経ったにもかかわらず、中国における遺棄毒ガス兵器の被害者は、この処理事業の対象に含まれなかった。

筆者は2017年から通訳として日本政府が実施する中国遺棄毒ガス兵器処理事業に参加し、巨額の支出を伴うこの事業に遺棄毒ガス兵器被害者の救済が入っていないことを不思議に思い、研究を始めた。2019年に中国における遺棄毒ガス兵器被害者の聞き取り調査を実施し、遺棄毒ガスによる被害の残酷さと深刻さを把握した。同じく被害を受けた、かつ日本政府に長い間放置された在外被爆者の救済を手がかりに、中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済可能性を考察することになった。

本稿は、まず先行文献と関連判例に対する実証的な分析をもとに、在外被爆者の救済を明らかにする。その上、在外被爆者の救済を手がかりとして、化学兵器禁止条約と中国遺棄毒ガス兵器処理事業に切り捨てられた中国遺棄毒ガス兵器被害者への救済の可能性を考察したい。次に、在外被爆者と中国遺棄毒ガス兵器に関する先行研究を整理し、本稿の位置付けを示す。

## 1. 先行研究

本章では、大きく2種類の先行研究を整理する。1つは、在外被爆者の救済の研究で、もう1つは、中国遺棄毒ガス兵器とその被害者の研究である。以上の先行研究の整理を踏まえて、最後に本稿の位置付けを示す。

田村和之（2016）は在外被爆者に関する大量の判決文を参照し、在外被爆者が救済された経緯を考察しながら、在外被爆者問題を分析した。そのうち、在外被爆者救済を除外した被爆者援護法をはじめ、初の在外被爆者裁判である孫振斗裁判、被爆者援護法を国外に適用する郭貴勳裁判に重点を置き、被爆者援護法の改正実現を踏まえ、2015年9月8日の在外被爆者に被爆者援護法が適用される裁判の論理を明らかにした。特に、被爆者援護法の法文解釈の争いをめぐり、法律における立法者意思論を厳しく批判し、在外被爆者を救済するために、関連手続の整備が不可欠であることを強調した。

尾崎祈美子（1997）は中国で毒ガス兵器の埋蔵数が最も多い吉林省敦化市でのフィールドワークをもとに、旧日本軍の毒ガス兵器生産を概観した。旧日本軍初の台湾における毒ガス兵器使用を手がかりに、大久野島毒ガス兵器工場と曾根毒ガス兵器製造所の生産状況を振り返り、毒ガス製造現場の元従事者が鼻や咽喉、肺などの異常と毒ガス汚染との関係を分析した。それを踏まえ、毒ガス兵器が遺棄された背景を考察した。尾崎は、遺棄毒ガス兵器被害者との交流を取り上げながら、被害者の全体像を語った。最後に、中国における毒ガス兵器被害者の厳しい医療実態を指摘し、「戦争廃棄物」としての遺棄毒ガス兵器の処理が国際法上の義務であり、一刻も早く実施すべきだと主張した。

紀学仁（1995）は旧日本軍の毒ガス戦への準備と展開をベースに、旧日本軍が中国で行った毒ガス戦を戦争初期、中期、後期に分けて、時系列に旧日本軍が使用した毒ガスの種類、戦争による被害と中国人の頑強な抵抗をまとめた。旧日本軍の毒ガス使用で中国の軍民が大量に虐殺され、敗戦時に日本が中国に遺棄した毒ガス兵器の危害をも論じた。紀は毒ガス戦から中国への教訓を提示した。つまり、中国人自身が毒ガス兵器の防御能力を強化するこそ毒ガス戦の発生を抑制することができるかと結論付けた。最後に、平和と化学軍縮を促進し、一日も早く地球上から毒ガス兵器が除去されることを願った。

高曉燕（1996）は中国国内における調査可能性を活かし、毒ガス被害の発生地を訪れ、毒ガス被害者に聞き取り調査をし、読者に毒ガスによる被害実態を生々しく提示した。この本は著者の被害者に対する極めて深い関心によって、行われた現地調査の記録である。それゆえ、高は一研究者として遺棄毒ガス兵器被害者の裁判を協力し、この本も訴訟証拠として、日本で出版された。高は旧日本軍が中国侵略の遺跡のなかの毒弾坑をはじめ、実地調査で毒ガス被害者が被害した経緯、被害後の詳細な反応、毒ガス被害による後遺症と被害者の訴えたことを記録した。最後に黒竜江省、吉林省、雲南省における8件32人の中毒の経過、毒剤鑑定、臨床観察、入院診断別に被害例をまとめた。その上で、大量な証拠を提示しながら、日本側が忠実に戦後責任を負うべきだと結論を付けた。

しかし、長い間、一連の遺棄毒ガス兵器問題への日中両政府の動きは、日本政府だけでなく、中国政府も秘密扱いとし、両国民に十分な事実が伝えられていない（辰巳, 1993, p. 63）。また、毒ガス関連情報が日本軍に独占され、戦後に関連書類も湮滅され、中国における旧日本軍の毒ガス戦に関する先行研究は多くない。戦後、日本軍に遺棄された毒ガスにより被害が起こり、中国の毒ガス被害者は未だに被害に耐えながら、救済を受けていない。本稿は筆者の化学兵器処理事業の従事歴を踏まえ、在外被爆者が救済される知見を活用しつつ、毒ガス被害者救済の国際法上の根拠を指摘する。その上、日本の戦後責任の「免責」構造を明らかにし、中国における毒ガス被害者救済の可能な方法を提示する。

## 2. 在外被爆者が救済される歩み

### 2.1 在外被爆者の定義

アメリカは1945年8月、日本をできるだけ早く降伏させるために、広島と長崎に原子爆弾を投下した。原子爆弾が投下された際、またはその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けた人々を被爆者と呼ぶ。被爆者のうち、原子爆弾が投下された際、政府の指定された区域において、直接被爆した人々を直接被爆者と呼ぶ。原子爆弾が投下されてから2週間以内に、救援活動、医療活動、親族探し等のために、広島市内または長崎市内（爆心地から約2kmの区域内）に立ち入った人々は入市被爆者という。原子爆弾が投下された際、またはその後において、爆心地の外に避難した被爆者の救護にあたる等して、残留放射能により二次的に被爆した人は救護被爆者と法律によって名付けられた。また、上記に該当した人々の胎児であった人は胎児被爆者と呼ぶ（直野, 2011, p. 75）。

被爆者は損害賠償とアメリカの原爆投下を国際法違反とすることを求めて、1955年4月に初の原爆訴訟を提起した。日本政府は、1957年に被爆者の救済のために「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」（以下、「原爆医療法」）、1968年に「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」（以下、「原爆特別措置法」）を制定した。以上二つの法律（以下「原爆二法」）に適用された被爆者は、被爆者健康手帳が交付され、医療の給付と定期的な健康診断等を受けることができる。

被爆者のうち、被爆後に帰国や移住を経て国外に在住している人々を在外被爆者という。在外被爆者は、韓国、北朝鮮、アメリカ、ブラジル、ヨーロッパなど30数ヶ国に5000人存在すると推定されている。来日治療を受けようとする在外被爆者が増加することを恐れた政府及び厚生省は、1974年7月22日付けで厚生省公衆衛生局局長通知を発し、原爆特別措置法は「日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるため、日本国の領域を越えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解されるものであり、従ってこの場合にも特別手当は失権の取り扱いになる」（田村, 2016, p. 20）と明言した。

このように、在外被爆者は原爆二法の救済対象に適用しなかった。在外被爆者は日本国内の被爆者以上に、社会的な面で不利な状況にありながら、日本国内の被爆者と同じ程度の医療給付が受けられる状況ではない。具体的に言えば、被爆治療の専門家不足、医療設備の不整備、保険制度の利用困難性、多額の治療費（平野, 2009）等があげられる。

## 2.2 在外被爆者が救済された歩み

在外被爆者が救済を求める動きは被爆人数が一番多い在韓被爆者から始まった。1960年頃から在日本大韓民国民団（以下、「民団」）の広島県本部に悲惨な状況を訴える手紙を送る在韓被爆者が増えた。これを受け、民団は1963年、組織内に「母国被爆同胞救援対策委員会」を設置し、1965年5月に在韓被爆者実態調査団を韓国へ派遣した。この様子が広島市で刊行されている『中国新聞』で報道された。これは、日本のマスメディアで初めて在韓被爆者を取り上げた例である。民団の実態調査団は、韓国政府や大韓赤十字社等に在韓被爆者の実態調査と救済を求めたが、その結果600名の在韓被爆者が大韓赤十字社に初めて

被爆者登録を行った（鄭, 2009, p. 19）。1965年6月の日韓条約において在韓被爆者問題がまったく論議されなかった。このような状況に疑問を持った在韓被爆者は、1967年に韓国原爆被害者援護協会を発足した。発足後、協会の会員20名がソウルの日本大使館に対して賠償を求める初めてのデモを実施したが、補償問題は日韓条約で清算済みという返答にとどまった。1968年には大韓赤十字社の協力で2054名の在韓被爆者が協会会員に登録し、広島で初めての在韓被爆者慰霊祭が開催された。そして、1971年に韓国原爆協会の辛泳洙会長が訪日し、佐藤首相宛てに在韓被爆者の実態を訴える要望書を提出した。この訪日を機に「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」が結成され（田村, 2016, p. 224）、在韓被爆者支援運動に携わる市民団体が増え、被爆手帳取得という具体的な支援活動が活発に展開されるようになった。

### 2.2.1 初の在外被爆者裁判—孫振斗裁判

在外被爆者が日本政府を相手に初めて提訴した裁判は孫振斗裁判である。孫は1927年生まれで、広島市皆実町の専売局（当時）構内で被爆した。両親や家族は1945年10月に朝鮮に帰ったが、孫は日本にとどまっていたところ、1951年、外国人登録をしていなかったために韓国に強制送還された。その後、孫は日本で原爆症の専門治療を受けたいという切実な願いで密入国したが、刑事訴追され、1971年1月23日、福岡の佐賀地方裁判所で孫振斗は出入国管理令違反で有罪と確定され、収監された。孫は日本人の支援者からのすすめで、1971年10月、福岡県に被爆者健康手帳の交付を申請した。1972年7月14日、福岡県知事は、孫には適切な国内居住関係がないとし、不法入国者に被爆者手帳は交付できないと申請を却下した。

そして、1972年10月2日、孫は福岡県などを相手にし、手帳交付申請の却下処分取消訴訟を福岡地裁に起こした。1974年3月30日福岡地裁が福岡県の主張を退けて、「日本人被爆者のみならず外国人被爆者に対しても適用されることを予定した法律である、と解するのが相当である」（田村, 1972, p. 17）という理由で、申請却下処分を取消した。つまり、福岡高裁は「原爆医療法は不法滞在のものであっても、国内に現存する限り適用される」（同上）という判断が示された。その後、控訴審の福岡高裁は、1975年7月17日の判決で被告の福岡県知事の控訴を廃却した。その理由としては、「原爆医療法は一面社会保障法の性格を持ちながらも、他面、被爆者に対する国家補償法の性格をも併用する一種特別の立法というべく、この点、同法を純然たる社会保障法として性格つける控訴人の所論は採用しがたい」（田村, 2016, p. 18）と述べ、孫が再び勝訴した。控訴審でも敗訴した厚生省は、1975年9月1日広島市長あて公衆衛生局回答で、国内滞在中の在外被爆者に対し、治療目的とした入国であることと滞在期間が1ヶ月以上であることの2つの要件を満たせば「居住関係」が認められ、被爆者健康手帳の交付は差し支えないと回答した。

1978年3月30日最高裁の判決は原爆医療法が社会保障と国家補償の性格を併せ持つと



認定した上で、日本内外の被爆者に対する国の戦争責任を明記し、旧植民地出身の被爆者を補償することは国家的道義と結論づけた。また人道的目的の立法であると判示した。この結果、孫は1978年4月3日、被爆者健康手帳を交付された。

## 2.2.2 初の在外被爆者国外適用裁判—郭貴勲裁判

郭は朝鮮全州師範学校に通い、1944年に朝鮮人の日本人徴兵一期生として日本に連行され、1945年8月6日、広島で被爆した（平野, 2009, p. 56）。郭は韓国原爆被害者協会の設立に関わり、来日して大阪府知事から被爆者健康手帳の交付を受け、健康管理手当を受給されたが、1974年7月22日付けで厚生省公衆衛生局長の通知により、出国する場合は被爆者たる地位が失われるとされ、手当支給を打ち切られたことになっていた。郭は被爆者たる地位の確認、未払手当の支給等を求めて大阪地裁に提訴した被告者は大阪府知事、大阪府及び国である。被告側は「被爆者援護法は、日本に居住または現在する者のみを適用対象とするものであり、被爆者が日本に居住も現在もしなくなった場合には、法律上当然に被爆者たる地位を喪失する。すなわち、日本に居住または現在することは、被爆者たる地位の効力発生要件であるのみならず、効力存続要件でもある」と主張した。繰り返しの裁判の中、2001年6月1日に大阪地裁は被告側の主張を退け、被爆者たる地位は出国により失われないと結論づけた。

2002年12月5日、大阪高裁は原審の大阪地裁判決を支持し、大阪府及び国の主張をことごとく退け、郭の全面勝訴となった。その後、厚生省は最高裁への上告を断念した。2003年8月、被爆者援護法施行規則が改正され、在外被爆者は来日することなく、終身、手当を受給できることになった。さらに、2015年9月8日の最高裁において在韓被爆者が被爆者援護法の医療援護関係の規定の適用を求める裁判において、原告の在韓被爆者が勝訴した。この結果、被爆者援護法は、日本国内に居住する被爆者だけでなく、在外被爆者に対しても、ほぼ全面的に適用されることになった（田村, 2016, p. iii）。

以上のように、在外被爆者は孫振斗裁判をはじめ、日本国内の被爆者の支援のもとで、多数の裁判を繰り返し、被爆者援護法不適用の壁を打ち破り、救済と援護を獲得できた。ただし、在外被爆者は、援護法に基づく援護を国内の被爆者と同様に受けることができない部分もあることから、それを補うために予算事業を厚生労働省が実施している。具体的な措置とは、第1に、手帳交付のために来日支援渡航して被爆者健康手帳等の交付を希望する者に対して、来日の旅費を支給する。第2に、治療のための来日支援日本での治療が必要な在外被爆者は、来日旅費の支給や、病院への受け入れの手配等のサービスを受けることができる。第3に、在外被爆者が住んでいる国に被爆者医療に関する専門医等を派遣し、現地において健康相談などを行う。第4に、在外被爆者が住んでいる国で医療機関にかかったときの医療費等について、助成をする。第5に、在外被爆者が住んでいる国の医師等を日本に受け入れ、被爆者医療の研修を行う（田村, 2016, p. 42）こと。また、日本の

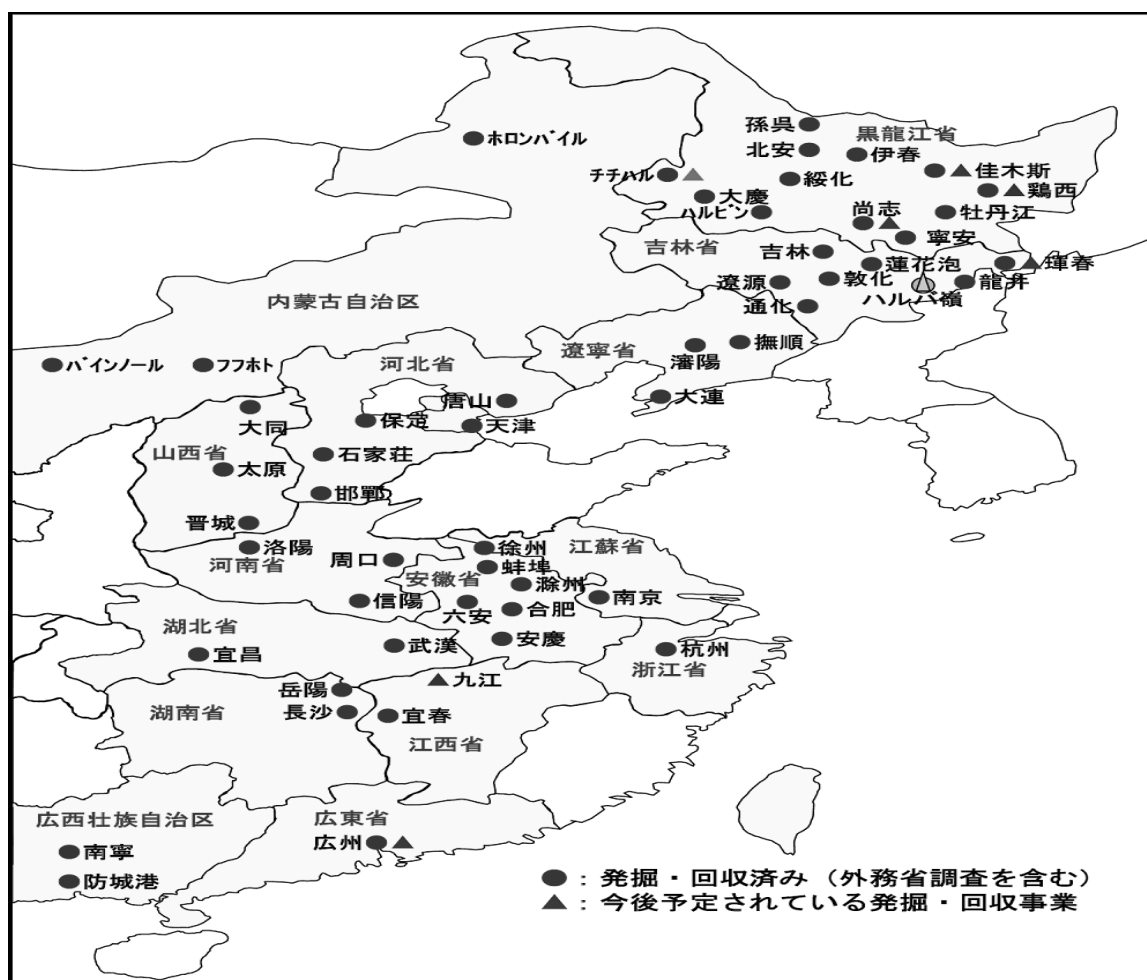
専門家を、在外被爆者が住んでいる国に派遣して現地の医師等に対して講習を行う（平野, 2009, p. 31）こととなる。

### 3. 放置されている遺棄毒ガス兵器被害者

#### 3.1 毒ガス被害者の実態

第二次世界大戦中、旧日本軍は中国に大量の毒ガス兵器を残した。しかし、東京裁判において、毒ガス戦問題は、法廷での冒頭陳述では触れられなかった。その理由は、国際法上完全に違法であった日本軍の毒ガス兵器使用を追及することは、アメリカ自身の手を縛ることとなり、米ソ対立が激化しつつある当時、毒ガス戦というアメリカがソ連に対して持っている優位を自ら失うからだった（吉見, 2004, p. 266）。結局、旧日本軍が中国で行った毒ガス戦についての戦争犯罪は一切問われなかった。

図1 遺棄毒ガス兵器中国分布図<sup>3)</sup>



敗戦時に旧日本軍は毒ガス兵器を海と河川に捨てた以外に、土中にも埋めたので、現在、中国の都市開発が進む中で、どこで毒ガス兵器に行き当たり、事故が起こるかわからない

状況にある。これまでに中国で発見された遺棄毒ガス兵器のうちに、未処理の砲弾は約 2000 万発、化学剤は約 100t（これとは別に中国が処理したものは砲弾 30 万発・化学剤 20t）に達している（吉見, 1996, p. 56）。

毒ガス兵器は核兵器に比べ、殺傷能力は高いが、材料の入手や製造などが容易であること、費用が少なくてすむことで「貧者の核兵器」と言われる。イラン・イラク戦争や湾岸戦争でも使用された非人道的な兵器である。こうした背景から、1993 年に国連で、毒ガス兵器の使用及び開発から生産、貯蔵までも禁止する「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（Chemical Weapons Convention: CWC）」（以下、「化学兵器禁止条約」）が結ばれた。化学兵器禁止条約の第 1 条では、締約国は、いかなる場合にも化学兵器の開発、生産、取得、保有、移譲及び使用を行わないことを約束した。また、検証議定書第 4 部（B）において適用する第 4 条に、締約国は、老朽化した化学兵器及び他の締約国の領域内に遺棄した化学兵器も廃棄すると明記している。ただし、「化学兵器禁止条約」には毒ガス兵器被害者への救済についての内容が含まれていない。

化学兵器禁止条約の締結に基づき、日本は 1995 年 9 月 15 日に、また、中国は 1997 年 4 月 25 日に、各々「化学兵器禁止条約」を批准した。日本は、同条約に基づき遺棄締約国として中国における遺棄毒ガス兵器の廃棄を行い、中国は領域締約国として廃棄に対し適切な協力を行うこととなった。日本軍中国遺棄化学兵器は、今まで中国 18 ヶ省、市と自治区 90 ヶ所（図 1 参照）で確認されている。中国遺棄毒ガス兵器処理事業が 2000 年から開始され、その予算執行額は 2000 年の 28 億円から 2022 年の 625 億円<sup>4)</sup>へと急速に増加したが、その中に毒ガス兵器被害者の救済内容も入っていない。

### 3.2 毒ガス兵器被害の症状

本来化学兵器という言葉には毒ガスだけではなく、焼夷剤や枯葉剤、発煙剤なども含まれている。日本軍が兵器として正式に採用（制式化）した毒ガス兵器は、表 1 の通りである。日本軍では、糜爛剤としてイペリット（硫黄マスタード）とルイサイトを採用した。イペリットは、一般的には黄褐色の油状の液体で、からしに似た臭いがするのでマスタードガスとも呼ばれる。これが直接付着するかしたり、もしくはその蒸気にふれると皮膚は数時間で赤くなり、激痛とともに水疱を形成し、ただれてしまう。また、眼・呼吸器にも傷害を及ぼす。有機砒素化合物のルイサイトは、一般的には茶色がかった油状の液体で、その毒性はイペリットとほぼ同じだが、作用が早く、直ちにより強い激痛と水疱ができる。被毒者は砒素中毒で死亡することもあるので、「死の露」とも呼ばれる。くしゃみ性・嘔吐剤はジフェニルシアンアルシン（有機砒素化合物）を採用した。これは固体だが加熱により微粒子と化し、眼・鼻・呼吸器の粘膜を強く刺激し、くしゃみ、せき、嘔吐等を催す。また、日本軍は塩化アセトフェノン（固体）と臭化ベンジル（液体）を催涙剤として採用した。塩化アセトフェノンは加熱により微粒子と化す。その他、日本軍は窒息剤としてホ

スゲンを採用した。このガスは、刺激性が少ないために気づかないうちに吸入し、数時間後に肺水腫を起こして呼吸困難となり、重症の場合は死にいたる。このガスの威力を発揮するためには、大量の毒ガス兵器を使用して高い濃度を構成する必要があるため、火力装備と砲弾製造能力の劣る日本軍では重視されなかった。最後に、血液中毒性ガスは液体青酸を採用した。液体青酸は揮発性が強い毒物であり、このガスは、吸入や液体の付着によって体内に浸入し、濃度が低い場合に症状は起きないが、中毒量に達すると血液中のヘモグロビンと結合して細胞呼吸が阻害され、頭痛、眩暈、嘔吐、冷汗、体温低下を起こし、呼吸麻痺により死亡する場合がある。

表 1 旧日本軍が開発・保有した毒ガス剤<sup>5)</sup>

旧日本軍における名称	化学物質の名称	区分
きい剤	マスタード、ルイサイト	びらん剤
あか剤	ジフェニルシアンアルシン (DC)、ジフェニルクロロアルシン (DA)	くしゃみ剤 (嘔吐剤)
みどり剤	クロロアセトフェノン	催涙剤
あお剤	ホスゲン	窒息剤
ちゃ剤	シアン化水素	血液剤

当初、毒ガス兵器は慎重に使われていたが、やがて中国軍の化学戦力が低く、報復の恐れがないことがわかると、催涙ガスだけではなく、くしゃみ性、嘔吐性の「あか剤」や糜爛性の「きい剤」も頻繁に使われた。戦時中、その使用回数は中国全土で 2000 回を越え、民間人を含めて少なくとも 94,000 人の中国人が死傷した (尾崎, 1997, p. 101) とされている。現在、中国において遺棄、発掘回収されている毒ガス兵器としては、糜爛剤を含んでいるもの (毒ガス弾、毒剤入りドラム缶)、くしゃみ剤を含んでいるもの (くしゃみ弾、くしゃみ筒) が主体である (日本学術会議, 2001, p. 40)。

上記のように、毒ガス兵器は、皮膚の糜爛をはじめ、呼吸器、消化器、神経など全身に症状が及び、被害者に甚大な被害を与え続ける。また、後発的な健康被害として、発ガンリスクも高くなる (南他, 2021, p. 161) ことが指摘されている。そして、毒ガス兵器被害者が最も苦しんでいる症状の 1 つに脳機能障害や自律神経障害等の障害もある (南他, 2021, p. 161)。

### 3.3 毒ガス被害者が提訴した訴訟

中国では、老朽化した毒ガス兵器で多くの被害者が出ている。これらの遺棄毒ガス兵器によって戦後に直接被害を受けた者は 2000 人以上となる (吉見, 1996, p.56)。しかし、「化学兵器禁止条約」は毒ガス兵器被害者への救済に触れていない。日本政府が実施している

中国遺棄毒ガス兵器処理事業も、被害者の救済を対象外としている。身体的と精神的に苦しんでいる被害者は旧日本軍が生産し、遺棄した毒ガス兵器による被害を受けたため、日本政府から救済を受けようとして日本政府を相手に訴訟を提訴した。

第1次訴訟では1996年に黒竜江省のジャムス市松花江での浚渫工事中の紅旗09号事件の被害者と1997年に黒竜江師範専科大学、揮泉県龍泉鎮、黒竜江省牡丹江市の光華街事件の被害者13名（遺棄毒ガス負傷者6名、遺棄毒ガス死亡者の遺族1名、砲弾死亡者の遺族5名）が提訴した。第1次訴訟の地裁判決は勝訴し、国に賠償義務を命じた。第1次訴訟の高裁判決は原告の主張を退けたものの「本件毒ガス兵器などによる被害者やその遺族に対して、現在に至るも何らの補償も行われていないことが認められる。これらの化学兵器が人類の良心に反し、文明世界の世論の正当な非難に耐えないものであることを確認するものであること、毒ガス兵器等による生命、身体に対する被害が極めて重篤なものであることを考慮すると、本件毒ガス事故の被害者が被った被害を補償の埒外におくことが正義にかなったものとは考えられない。日本国政府により、中国に遺棄されていることを認めている毒ガス兵器によって現に生じ、または将来生ずる恐れのある事故に対する補償について、総合的政策判断の下、全体的かつ公平な被害救済措置が策定されることが望まれる」（東京高判, 2007）と下した。しかし、日本政府はこの判例を無視して中国遺棄毒ガス兵器被害者に対して今日も救済措置を実施していない。第2次訴訟では、2007年に黒竜江省チチハル事件の被害者および2008年に吉林省敦化事件の被害者が日本国政府に対し、国家賠償法1条に基づく損害賠償を求めて、4回にわたって東京地裁に提訴した。

第1次、2次訴訟とも、地裁及び高裁のいずれの段階においても、大量の遺棄毒ガス兵器がいずれも日本軍のものであること、遺棄毒ガス兵器は、旧日本軍が川に投棄しあるいは地中に埋設する等の方法により遺棄・隠匿したものであることが明確に認定された。その他、旧日本軍が中国国内に大量の毒ガス兵器を遺棄し、これらの兵器が、住民らの生命や身体に重大な損害を与える危険を切迫させていることを認めた。

## 4. 遺棄毒ガス兵器被害者の救済は可能か

### 4.1 核兵器と毒ガス兵器使用の違法性

1899年にオランダのハーグで第1回万国平和会議が開かれ、窒息性あるいは有毒性のガスを「投射物」につめて使用することを禁止した宣言が採択された。日本政府は1900年9月3日にこれを批准した。そして、1907年にハーグで開かれた第2回万国平和会議で、「陸戦の法規慣例に関する条約」と「陸戦に法規慣例に関する規則」（以下、「ハーグ陸戦条約」）が締結された。ハーグ陸戦条約23条によって、「毒又ハ毒ヲ施シタル兵器ヲ使用スルコト」、「不必要ノ苦痛ヲ与ウヘキ兵器、投射物其ノ他ノ物質ヲ使用スルコト」が禁止されている。原子爆弾は、毒ガス以上に残虐性が高いため、国際法に違反する（松井, 1986, p. 37）ことは明らかである。原爆投下行為が、国際法上戦闘行為となるか、ならないかを問わず、原

爆の性能をよく知り、したがって無差別に大量殺人となることを知りながら、敢えて広島・長崎の市民の頭上にこれを投下させたことは、その決定をしたトルーマン大統領とその決定ならびに投下行為に参加した者達の戦争犯罪性を示すものである（松井, 1986, p. 39）。原子爆弾のもつ巨大な破壊力は、必然的に残虐性と無差別性を持つが、残虐性のなかには、さらに放射能による長期にわたる持続的影響、遺伝的影響という特有の影響が強調しなければならなかった。

上記を背景に、1955年4月から原爆訴訟が始まり、被爆者援護のための原爆二法が制定され、後に在外被爆者が困難を乗り越え、2015年に被爆者援護法を適用するようになった。さらに、国際社会における核兵器の非人道性に対する認識の広がりや核軍縮の停滞などを背景に、2017年7月7日、「核兵器禁止条約」が国連加盟国の6割を超える122か国の賛成により採択され、多くの国が核兵器廃絶に向けて明確な決意を表明した。2017年9月20日から各国による署名が開始され、2020年10月24日に、批准した国が発効要件である50か国に達した。条約は、批准から90日後となる2021年1月22日に発効を迎えた。

毒ガス兵器使用の場合、上記のハーグ陸戦条規以外に、1925年には、国際連盟の提唱によってあらゆる有毒ガスと細菌武器の使用を禁止する「ジュネーブ議定書」が採択された。この議定書には、有毒ガスやこれに類する全ての液体、物質を戦争で使用することは「文明世界の世論によって正当にも非難されている」と明記に示され、毒ガス兵器使用を禁止する国際法があったにも関わらず、日本は戦時中に毒ガス兵器を使用した。毒ガス兵器の残虐性を踏まえ、1997年に化学兵器禁止条約が発効され、化学兵器禁止条約は開発・生産・貯蔵・使用を全面的に禁止するとともに、すでに存在する化学兵器および化学兵器生産施設を条約発効ののち、原則として10年以内にすべて廃棄することを決めた。その上、1999年7月30日、日中両政府で「中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄に関する覚書」に署名した。2000年9月黒竜江省北安市において、第1回発掘・回収事業を実施して以降、これまでに中国各地から約9万発（2021年度末時点）<sup>6)</sup>の遺棄化学兵器を発掘・回収し、保管している。

在外被爆者は裁判を繰り返して被爆者援護法に適用された。しかし、中国における遺棄毒ガス兵器被害者は化学兵器禁止条約と中国遺棄化学兵器処理事業に切り捨てられ、今だに救済を受けていない。核兵器と毒ガス兵器使用の違法性を踏まえ、在外被爆者救済を先例にして、中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済は国際法上において根拠が存在する。

## 4.2 日本の戦後責任の「免責」構造

では、なぜ中国遺棄毒ガス兵器被害者の救済は裁判をしてもなかなか実現できないかを考察する前に、日本の戦争責任の「免責」構造を明らかにする必要がある。

1945年8月14日のポツダム宣言受諾とともに日本軍部が取り込んだのは、戦後の連合国による日本の戦争責任や戦争犯罪の追求を意識して、文書資料を徹底的に湮滅すること

だった。その後、東京裁判において、当時アメリカ側が法廷の主導権を握り、毒ガス問題が東京裁判で論じられなくなり、毒ガス戦関係者は免責になった。

冷戦が激化する中で、アジアの安全保障を重視したアメリカは、すべての交戦国に、賠償請求権を放棄するように求めた。さらに、アメリカが日本に有利な賠償形態、つまり、アジアへの賠償支払いの額や方式も変更したことを受けて、日本は安保体制を選択した。これが被害者への個人保障を切り捨てさせた一因となったのである。具体的には、1951年に連合国と日本との間にサンフランシスコ講和条約（対日平和条約）が結ばれた。しかし、戦争被害国の中国は招待しなかったし、韓国は招待しても参加できなかった（内海, 2012, p. 19）。その後、日本は名義上に賠償を行った。これはつまり、サンフランシスコ講和条約（対日平和条約）と参加した被害国との間に結んだ賠償協定によるものと、そのほかのアジア諸国との間に結ばれた純賠償と呼ばれる経済協力を意味するものである。1990年代後半から日本の民間団体・組織の支援により提訴された多くの中国人戦争被害賠償請求裁判に対して、司法側は提訴された被害事件の事実を認定しながら、賠償請求を却下したが、国側の主張の1つが「原告ら個人の賠償請求権は、国家間の条約によって放棄された」というものであり、その倫理の出発点がサンフランシスコ条約にあった。中国と韓国のいずれも調印しなかった同条約は片面講和条約として日本政府の賠償責任「免責」に悪用されたのである。

一方、日本の敗戦後に中国では国共内戦があり、勝利した共産党が中華人民共和国を建国し、敗退した中華民国政府が台湾へ撤退し、中央政府としての国際的地位が失墜した。米ソ対立を背景にした東アジア冷戦時代下での共産党の台湾武力解放政策と国民党の大陸反攻政策の激突と対峙の中で、中国の国共内戦とその結果がもたらした中国内外の政治情勢によって、日本の侵略戦争で最大の被害国であった中国は、日本の侵略戦争責任を追求して裁き、損失・被害の賠償履行を迫る機会を失った（笠原, 2010, p. 26）。

国際法では、犯罪や過失により、被害、損害を与える場合は、弁償、補償金、慰謝料あるいは罰金などを支払って、罪を償うことが定められている。加害者はこれらの処罰によって罪を自覚、自戒し、再犯防止に努めることになる。国際法においても同様であるべきであるが、敗戦直後の日本は、中国に対する戦争犯罪を厳密に裁かれることなく、被害・損害賠償を要求されることもなく済んだ。日本政府と国民は、賠償責任を「免責」されたことによって、侵略戦争責任を自覚し、反省する機会を逸したといえよう（笠原, 2010, p. 29）。

以上の通り、アメリカが主導した東京裁判で毒ガス戦問題を論じなかったこと、中国政府が調印しなかったサンフランシスコ条約が日本政府に悪用されたことと、戦後中国の国内情勢及び日本政府と国民が自ら戦争の誤りを自覚しなかったことが、日本の中国に対する戦争責任の免責の構造である。

### 4.3 歴史問題は「解決済み」か

在外被爆者救済にあたり、一番人数が多い在韓被爆者のたたかひの考察が不可欠である。1965年6月22日、日韓条約が締結され、請求権協定も交わされた。しかし、この時に在韓被爆者問題は全く対象にされていなかった。1990年5月、日韓首脳会談で海部首相は「過去の一時期、朝鮮半島の方々が我が国の行為により、耐え難い苦しみと悲しみを体験させたことについて謙虚に反省し、率直にお詫びの気持ちを申し述べたい」と謝罪し、在韓被爆者には「医療支援金40億円」を拠出することを表明した。そのため、日本政府は支援金40億円で戦後処理は終わったとみなしたが、一時支援金はあくまでも支援金に過ぎない（田村, 2016, p. 228）。その後、在外被爆者が先述の孫振斗裁判と郭貴勲裁判等の戦いを経て、2015年ようやく原爆援護法に適用された。

一方、1972年9月29日に調印された「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」、いわゆる日中共同声明で、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と述べ、「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する」という2点の合意に達した。その後、日本政府は、この声明を根拠に日中両国間の戦後賠償問題は決着したと表明しつづけている。しかし被害者は、中国政府としての賠償請求は放棄したが、戦争被害者個人の賠償責任までは放棄していないと考えているし、中国政府もそのように主張している（松尾, 1998, p. 9）。

中国遺棄毒ガス被害者に対しても、日本政府は2008年に中国政府に対して、「遺棄化学兵器処理事業に係る費用」として3億円を拠出したことがある。黒竜江省のチチハル市政府が検討した結果、その1割を事故現場の処理に、残る9割を被害者の医療費と補償金に充てた。結局、日本政府から授受された3億円（当時のレートで約2286万元）で、死者の場合には、遺族に3200万円（当時のレートで約100万元）が支払われたことに対して、生存する被害者の場合には、一般的に一人あたり約550万円（当時のレートで約17万元）（吉田, 2017, p. 42）であった。国会議事録を確認したところ、当時の衆議院法務委員会で稲田朋美委員が「3億円」を拠出した根拠について、西村智奈美外務大臣政務官に尋ねた。西村外務大臣政務官が、「本件との関係で我が国が支払った経費は、あくまでも遺棄化学兵器処理事業に係る経費として中国政府に対して支払ったものであり、中国政府の責任において関係諸方面に適切に配分し、その上で、おのおのの被害者に幾らの金額が配分されたかについて、我が国としてはお答えする立場にはございません」（国会議事録、2010年5月11日付き第174常会）と答えた。

ただし、毒ガス被害による長期的な影響を考慮すると、被害者一人あたり約550万円（当時のレートで約17万元）という金額は不足しているように思われる。2009年版の中国統計年鑑によると、この金額は当時中国都市部の平均年収の約6倍<sup>7)</sup>となる。しかし、被害者は、身体的被害のみならず、職を失ったり、家族から離れて困窮生活に強いられるなど、



生涯にわたる被害を受けている。その支援金は、症状改善の見通しが無い被害者にとって、将来を保障するには不十分で、患っているすべての被害者の治療費としては不足している。具体的に、毎月の薬代だけでなく、精神的な治療も加え、後遺症等の治療がその例で、被害者にとって充分と言えない。

上記のように、日中共同声明の内容と遺棄毒ガス被害者の現在を考察すると、日本政府の「歴史問題解決済み」という主張には問題があり、歴史問題はまだ解決になっていないことが明らかである。

#### 4.4 遺棄毒ガス兵器による被害者に対する救済の可能性

本節では、上記の中国遺棄毒ガス兵器被害者救済の根拠に関する分析を踏まえて、被害者救済の見通しを考察した上、可能な救済方法を提示する。

世界中に戦争・戦後被害者の救済に関する先例が数多くある。戦時中に強制収容された日系人を例にして、アメリカはすでに1990年に、戦争中に強制収容された日系人に大統領の謝罪の手紙をつけて、2万ドル（当時のレートで約2000万円）を支払っていた。また、補償の対象者を探す責任は、政府に負わされている。さらに、対象者の現在の国籍は問わない。カナダも謝罪の手紙と2万1000カナダドル（約2000万円）の小切手を日系人に支払っている。ドイツは、1990年12月31日までに強制労働をさせられた人々に864億2700万マルクの補償をあててきた。2030年までには、1200億マルク（9兆6000億円）を越すとも報じられた。「記憶・責任・未来」基金による強制労働をさせられた人々への一人当たり5000マルクから15,000マルク（約27万—80万円）の補償もはじまった（内海, 2012, p. 2）。上記のような先例があるのに、日本は中国遺棄毒ガス兵器被害者に対して、それに見合った救済をしてこなかった。

中国遺棄毒ガス兵器被害者が日本で提訴した裁判は敗訴となり、法廷上に救済の道が閉ざされた。しかし、上記の国際法と救済先例からみると、中国毒ガス兵器被害者に対する救済の可能性はある。救済を実現していくには複数の段階が必要で、第1に、「核兵器禁止条約」は被爆者の苦しみと被害に触れ、人道の諸原則の推進のために、核兵器廃絶に向けて被爆者などが行ってきた努力にも言及している。在外被爆者救済を参照して、全世界の毒ガス兵器被害者が化学兵器禁止条約の条文に毒ガス兵器被害者の救済を追加することを化学兵器禁止機関に要求することが重要だと見られる。第2に、在外被爆者の場合、原爆医療法は社会保障法としての法的性格を有するものとともに、国家補償的配慮が制度の根底にあり、また、人道的目的の立法であると判示した（田村, 2016, p. 21）。在外被爆者救済を例に、毒ガス兵器被害者を救済するための法律制定をすることが不可欠である。第3に、在外被爆者の救済実現に、国境を越えた被害者が連携し、被害者が声をあげることが必要となる。中国遺棄毒ガス兵器被害者も日本国内の毒ガス兵器被害者と連携しつつ、引き続き日本政府に人道的な補償内容を含めた毒ガス兵器被害者救済の法律制定を求めるべきで

ある。戦後 78 年経った今日、化学兵器禁止条約と中国遺棄化学兵器処理事業に放置されてきた中国遺棄毒ガス兵器被害者は深刻な身体的、精神的な苦痛を耐えている。在外被爆者の救済先例があり、中国遺棄毒ガス被害者の救済可能性が存在し、中国の毒ガス兵器被害者が日本国内の毒ガス兵器被害者と連携しながら、日本政府に自ら法律制定を求める声をあげることが大事である。

## おわりに

遺棄毒ガス兵器被害者の要求は、人間としての尊厳を回復することにある。その第 1 は、被害者らおよび家族の人生を狂わせた原因を作り出した日本国が、被害者らに対し真摯な謝罪をすること、第 2 は、日本国が責任を持って被害者らに対する賠償を行うこと、第 3 は、医療ケアなど被害者らの人生に対する支援を行うこと、第 4 は旧軍関係者の情報を収集し隠匿した場所を明らかにするとともに無害化処理を急ぎ、二度と毒ガスによる被害者を作らないことである。

在外被爆者の救済にあたり、「被爆者はどこにいても被爆者」との一文が絶えずに被害者とその支援者から訴えられている。それと同じように、「毒ガス被害者はどこにいても毒ガス被害者」である。「日本国は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えることについての責任を痛感し、深く反省する」と語られた「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」が 1972 年に締結された。2022 年日中国交正常化 50 周年を迎えたが、中国国内に戦争で重大な損害を与えた遺棄毒ガス被害者がまだ放置され、救済を受けていない。過去の戦争を反省し、救済可能な中国遺棄毒ガス兵器被害者に対する救済措置を実施しない限り、日本は「負の遺産」を処理しても、真の解決はできないだろう。

## 注

- 1) 厚生労働省、在外被爆者援護対策の概要ウェブページより、2023 年 3 月 10 日取得。
- 2) 東京高判、2012 年 4 月 16 日（2008 年（ワ）第 975 号、D1-Low.com 文献番号 28214003）より数字取得。
- 3) 内閣府ホームページ、内閣府遺棄化学兵器処理担当室、2023 年 3 月 10 日取得。
- 4) 内閣府ホームページ、内閣府遺棄化学兵器処理担当室、「有識者会議第 22 回議事概要. 資料 1」、2022 年 7 月。
- 5) 日本学術会議、荒廃した生活環境の先端技術による回復研究連絡委員会報告、「遺棄化学兵器の安全な廃棄技術に向けて」、2001 年、p. 40。
- 6) 内閣府ホームページ、内閣府遺棄化学兵器処理担当室、「有識者会議第 22 回議事概要. 資料 1. 別添 3」、2022 年 7 月。
- 7) 中国国家统计局編の中国統計年鑑 2009 年版によると、2008 年中国都市部の平均年収は 28,387 元である。生存する被害者 1 人あたりに支払われた 17 万元は当年収の約 6 倍となっている。

## 参考文献

- 内海愛子（2012）『日本史リブレット 68 戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社。
- 尾崎祈美子（1997）『悪夢の遺産—毒ガス戦の果てに—ヒロシマ・台湾・中国』学陽書房。
- 笠原十九司（2010）「日本の戦争責任「免責」の歴史構造—戦後日中関係の視点から」『季刊戦争責任研究』第70号、17-31頁。
- 紀学仁（1995）『日本侵華戦争の化学戦』軍事誼文出版社。
- 高曉燕（1996）山辺悠喜子、宮崎教四郎訳『日本軍の遺棄毒ガス兵器—中国人被害者は訴える』明石書店。
- 荒廃した生活環境の先端技術による回復研究連絡委員会（2001）「遺棄化学兵器の安全な廃棄技術に向けて」日本学術会議。
- 辰巳知司（1993）『隠されてきた「ヒロシマ」—毒ガス島からの告発』日本評論社。
- 田村和之（2016）『在外被爆者裁判』信山社。
- 鄭美香（2017）「忘れられた被爆者—在韓被爆者の歴史と先行研究—」『社会学論集』第30号、16-30頁。
- 東京高判（2007年7月18日）2003年（ネ）第5804号、D1-Low.com 文献番号 28140057。
- 直野章子（2011）『被ばくと補償—広島、長崎、そして福島』平凡社。
- 平野伸人（2009）『海の向こうの被爆者たち—在外被爆者問題の理解のために』八月書館。
- 松井康浩（1986）『原爆裁判—核兵器廃絶と被爆者援護の法理』新日本出版社。
- 松尾章一（1998）『岩波ブックレット NO. 466 中国人戦争被害者と戦後補償』岩波書店。
- 吉田邦彦（2017）「中国での毒ガス兵器遺棄を巡る戦後補償問題（1）：チチハル毒ガス被害者の聞取りを受けて」『北大法学論集』第67巻、37-46頁。
- 吉見義明（1996）「日本軍遺棄毒ガス問題」『季刊戦争責任研究』第12号、56-61頁。
- 吉見義明（2004）『毒ガス戦と日本軍』、岩波書店。

## **The Relief Possibility for the Victims of The Imperial Japanese Army's**

### **Abandoned Chemical Weapons in China:**

Learning form the relief for A-bomb survivors living abroad

Gao,Xiaochao

## **Abstract**

A-bomb survivors who were exposed to the atomic bombs in Japan during World War II and later came to live outside of Japan, so-called overseas A-bomb survivors, were truncated by the Atomic Bomb Survivors' Support Law that applies to Japan domestic A-bomb survivors and did not receive relief for many years. However, after repeated lawsuits filed by A-bomb survivors living abroad, it was finally applied to the Atomic Bomb Survivors' Support Law in 2015 and relief from the Japanese government began to be received. On the other hand, relief for victims of large

quantities of poison gas weapons abandoned by The Imperial Japanese Army's in China has not yet been received because they are not covered by the Chemical Weapons Convention and the Japanese government's disposal project in China. Considering this situation and taking how A-bomb survivors living abroad received relief from Japanese government as a lesson, this paper analyzes the possibility of getting relief for victims of abandoned poison gas weapons in China from three aspects: the illegality of the use of nuclear weapons and poison-gas weapons, the “impunity” structure of Japan's postwar responsibility, and the unresolved historical problems. Based on the analysis, the importance and urgency of relief for victims of abandoned poison-gas weapons will be declared, and possible methods of relief for victims will be suggested.

**Keywords:** victims of abandoned poison gas weapons in China, The project on The Imperial Japanese Army's Abandoned Chemical Weapons in China, Chemical Weapons Convention, atomic bomb survivors living abroad, victim relief



## 大学の日本語教育における 日本語母語話者教師と中国人教師のマネジメント —差異を踏まえた留意点に関する分析—

カ丸 美和 (九州大学)

### 要旨

本研究は、大学を対象として、教育のパフォーマンスを高めるための多様な教員の協働のあり方を明らかにすべく、日本語母語話者教師（以下、NT: Native Teacher）および中国人教師（以下、CT: Chinese Teacher）を対象としたマネジメントの方法と差異を踏まえた留意点について、探索的に調査分析を行うものである。

近年、日本の文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援事業」等によって、大学では構成員の文化的多様性が増大し、これに対応するためのダイバシティ・マネジメントが課題となっている。企業における構成員の多様性と組織的なパフォーマンスの関係については多くの先行研究がみられるものの、教育機関を対象とした研究はほぼ行われてこなかったため、教員組織では、いかなるマネジメントのあり方が教育効果にポジティブな影響を及ぼすのかが明らかではない。特に日本と中国の大学の日本語教育におけるNTとCTの協働に着目し、NTとCTのマネジメントの方法と留意点を明らかにすることで、文化的多様性を有する教員の協働のあり方への足がかりを模索し、大学における効果的なダイバシティ・マネジメントに寄与しようとするものである。

本研究では、NTとCTの協働が行われている教育機関に所属するNTとCTに対して質問票調査を実施し、そこで得られたデータをもとに統計的分析を行なった。

**キーワード:** ダイバシティ、協働、教師、人的資源、教育機関

### はじめに

本研究は、教育のパフォーマンスを高めるための多様な教師の協働のあり方を明らかにすべく、日本語母語話者教師および中国人教師を対象としたマネジメントの方法と差異を踏まえた留意点について、探索的に調査分析を行うものである。

近年、日本の文部科学省「スーパーグローバル大学創成支援事業」等によって、大学では構成員の文化的多様性が増大し、これに対応するためのダイバシティ・マネジメントが課題となっている。同様に、他国の大学においても、構成員の文化的多様性が増大してい

る。企業における構成員の多様性と組織的なパフォーマンスの関係については多くの先行研究がみられるものの、教育機関を対象とした研究はほぼ行われてこなかったため、教育組織では、いかなるマネジメントのあり方が教育効果にポジティブな影響を及ぼすのかが明らかではない。特に日本と中国の大学の日本語教育における日本語母語話者教師（以下、NT: Native Teacher）と中国人教師（以下、CT: Chinese Teacher）の協働に着目し、マネジメントの方法と留意点を明らかにすることで、文化的多様性を有する教師の協働のあり方への足がかりを模索し、教育機関における効果的なダイバシティ・マネジメントに寄与することを目的とする。

国際交流基金(2022)の「2021年度海外日本語教育機関調査結果」によると、141の国・地域で日本語教育が実施されている。学習者は3,794,714人で、中でも中国は前回の2018年度調査から52,693人増加して1,057,318人であり、2018年度に引き続き学習者数第一位である。教師数も2018年度調査より3,040人増加して21,361人で、こちらも2018年度に引き続き第一位である。また2022年度の在留外国人統計によると在留資格が教授（大学若しくはこれに準ずる機関または高等専門学校において研究、研究の指導または教育をする活動）の外国人は7,119人で、このうち中国国籍者は1,349人で、全体の18.9%を占める（法務省、2022）。

NTとCTがともに業務を行うことが多くある現状の中で、互いの持ち味を生かした新たな価値の創造が必要とされている。高橋(2017)は、異文化シナジー効果を生み、そこから新たな知識を創造し、イノベーション効果を導き出すプロジェクト・リーダーの存在の重要性を示している。語学教育において、表層的な次元にあるものと見られてきた国籍という属性が、タスクに関する経験やスキルレベルなどの深層のダイバシティと密接な関係を有する点に着目し、独自の調査を実施し、その結果を分析することで、NTおよびCTを対象としたマネジメントの方法と差異を踏まえての留意点を明らかにし、NTとCTの協働のあり方を明らかにするための礎とする。

## 1. 先行研究

### 1.1 ダイバシティ・マネジメント

1990年代以降、ダイバシティ・マネジメントに関する研究が活発化し、知識、能力などの個人間における差異に起因する「タスクダイバシティ」と、性、国籍などの属性における差異を意味する「デモグラフィックダイバシティ」という2種類のダイバシティに関する研究が行われてきた。また、ダイバシティを性、国籍などの表層的な次元と、能力、価値観などの深層の次元に分けて捉える見方も提起されてきた(Harrison, *et al.*, 1998)。

Horwitz and Horwitz(2007)やJoshi and Roh(2009)が行ったメタ・アナリシスによると、先行研究は、タスクダイバシティについて組織業績に対するポジティブな影響を見出す一方、デモグラフィックダイバシティについては、ネガティブな効果を持つ場合があること

を明らかにしてきた。

谷口 (2005) は、ダイバシティのポジティブな影響とネガティブな影響について、「情報・意思決定 (information and decision-making) 理論」「ソーシャル・カテゴリー (社会的カテゴリー :social categorization) 理論」「類似性・アトラクション (similarity-attraction) 理論」の 3 つを提示している。

「情報・意思決定理論」は、ダイバシティのある組織にいる人は、組織の外にいる同じ属性グループの情報ネットワークにアクセスができる可能性が大きくなるという理論である。この理論を根拠とすると、組織の問題解決能力が高まり、創造性も発揮され、グループプロセスにプラスの影響を与えるということになる。創造的な製品開発、戦略やトップマネジメントの意思決定など、複雑性の高いタスクほどダイバシティはプラスとなる。

「ソーシャル・カテゴリー理論」は、ダイバシティが高まることで、異質な価値観を持ったグループは対立するという理論である。この理論を根拠とすると、ダイバシティは組織にマイナスの影響を与える。目的・戦略がすでに決定していて、あとは実行するだけという組織においては、同質のメンバーで構成された組織形態のほうがうまく機能する。

「類似性・アトラクション理論」は、似通った成員が集まった組織は、その類似性・アトラクションの魅力、好意、自己正当性に結びついていき、良いコミュニケーションを生み、結束力の高い組織が構築されるという理論である。「情報・意思決定理論」が、ダイバシティにより様々なスキルと情報によって組織にプラスの影響を与えるとする一方で、「ソーシャル・カテゴリー」と「類似性・アトラクション」が、利用可能な情報の取得と利用を阻害し、グループパフォーマンスを損ねてしまうのである (谷口、2005)。

この 3 つの理論の矛盾を発展させたのが Harrison *et al.* (2002) である。Harrison *et al.* のモデルは、時間の経過とともに、目に見える表層的なダイバシティよりも、目に見えない深層的なダイバシティの方がチームの社会的な統合を促進するうえで重要になることを示している。チームが編成された初期は表層的なダイバシティの効果がチームに影響を与え、中期以降は深層的なダイバシティが影響を与え始めるのである。

また、Pelled *et al.* (1999) は、チームの継続年数にともなって、表層的なダイバシティが感情的なコンフリクトに与える影響は減少することを示している。Jehn *et al.* (1999) は、表層的なダイバシティが時間の経過とともにあまり重要ではなくなり、逆に深層的なダイバシティがチームのモチベーションにとって、より重要な要因になるとしている。

これらの先行研究は企業を対象とするものが多く、教育機関を対象としたものは数少ない。今後、教育機関においては、構成員の文化的多様性がますます促進されると考えられる。企業におけるパフォーマンスには、財務的基準と非財務的基準がある。財務的基準とは売上高、業績、最終的な利益であり、株価や ROE など財務データの向上を意味する。それに対して財務的基準には従業員のモチベーション、職場満足度、勤務年数、離職率、コミットメント (情緒的コミットメント、継続的コミットメント、規範的コミットメント) な



どがある(谷口、2005、51)。会計データに基づくもの(過去の業績を反映するもの)と資本市場価値に基づくもの(投資家の将来の業績に対する期待を反映するもの)による分類もある。また、オペレーショナル・パフォーマンス指標は直接的な金銭的成果を反映するものではなく、最終的にタイムパフォーマンスをもたらすコアとなる根本的なプロセス(例えば、コスト効率技術力など)を判断するものである(Ruigrok *et al.*、2003)。

一方、教育のパフォーマンスとは、財務的基準や会計データ、資本市場価値によって計られるものではなく、学習者の成長を示す学習効果によって計られるべきものであると考えられる。学習者個人の学習効果をパフォーマンスとする先行研究は数多くあるが、マネジメントの観点から組織全体の学習効果を論じたものは数少ない。また、多様な教師の協働が学習効果に与える影響を示したものもごくわずかである。本研究では、「教師の成長」を教育効果に影響を及ぼす大きな因子の一つとして位置づけ、いかなるマネジメントのあり方が教師の成長を促すかを、表層のダイバシティや深層のダイバシティ、時間の経過などを考慮に入れ、探索的に分析を行った。日本語教育における教師の成長を客観的に示す数値データは存在しなかったため、本研究においては教師の成長の実感を指標として、調査分析を行った。

## 1.2 ダイバシティ・マネジメントにおける協働

協働に関する質問票調査の結果を報告する前に、本節でまず協働の概念を明らかにし、日本語教育における協働の現状と必要性を述べる。

コープロダクション(Co-Production)やパートナーシップ(Partnership)、コラボレーション(Collaboration)に、協働という言葉が当てられているが、Schrageはコラボレーションの「共有された創造」のプロセスという側面に注目し、「補完し合う技能を持つ二人、ないしそれ以上の個人が、それまでは誰一人として持っておらず、また一人で到達できなかったであろう共有された理解を作り出すための相互作用」と定義している(Schrage、1990、96)。パートナーシップやコープロダクションは、協力して働くという関係性を示している一方、コラボレーションの概念には、異なる分野の人が協力することにより、新たな価値を生むというプロセスが含まれているのである。

協働の定義は様々なものが存在するが、荒木は「異なる複数の主体が互いに共有可能な目標を設定し、その目標達成をしていくために各主体が対等な立場にたって自主・自律的に相互交流しあい、単一主体で取り組むよりもより効率的に、そして相乗効果的に目標を達成していくことができる手段」と協働を定義している(荒木、2012、268)。本研究では、異なるバックグラウンドの人々が協力することにより、新たな価値を生む「コラボレーション」を協働の概念とすることとした。

日本語教育における教師の協働では、中山(2016)が、協働を「複数の教師が日本語教育の現場(教室、組織・期間、地域等)で問題解決や目標に向かって協力し、互いに学び、

成長すること」と定義している。池田ら(2007)は、日本語教育における協働は、多言語多文化社会を目指す日本語教育という位置づけのもとに、その構成員となる多文化背景の者同士の「対等」を認め合い、互いに理解し合うために「対話」を重ね、対話の中から共生のための「創造」を生み出すものであるべきだと説明し、協働することの最大の意義は、参加者が協働に参加する以前には持ち得なかった新たな成果を創り出すことだと指摘している。中山ら(2017)は、理想的な教師間の協働における情報共有とコミュニケーションの重要性を指摘している。

葛(2015)は、文化についての専門的な概念が理解できる日本人教師と、学習者が深く理解できるように中国語で支援できる中国人教師との協働を提案している。協働による教育の向上を促すには、教師同士の知識を共有する対話の場が必要である。しかしながら、2019年5月に筆者が行った「教育における多国籍教師の協働に関するインタビュー調査」において、非母語話者教師は母語話教師を母語話者として尊重するあまり、授業の改善案を述べることを躊躇し、反対に母語話者教師は非母語話者教師のほうが同国人である学習者の学習スタイルを熟知しているという理由で教育の改善案を述べることに躊躇するという回答があった。

異類性が発展につながる新たな情報をもたらすことは、Granovetter(1973)の「弱い紐帯の強み(The Strength of Weak Ties)」からも明らかである。教育機関においても、異類性の高い教師同士のネットワークが多様な情報や知識を伝播させると考えられる。しかしながら、Hansen(1999)は、文章化が難しい知識は「弱い紐帯」では習得することが難しいことを明らかにしている。加護野は、言葉にできない「感じ」を理解するには、実際に何度も会い、実行をつうじてその「感じ」をつかみとる必要があることを明らかにした(加護野、1985、74)。Grant(1996)は、組織の能力を新たに創造する知識統合には、「暗黙知」を「形式知」のルールや取扱説明書にした指示書が役立つが、それでは多くの「暗黙知」が取りこぼされるとしている。形式化された知識の背後にある暗黙知の共有には、行為を伴う実行、すなわち協働が必要なのである。

## 2. 教師の協働に関する質問票調査

本研究では、多様な教師の協働が教育効果に与える影響を見出すべく、NTとCTの協働が行われている教育機関に所属する教師に対して質問票調査を実施した。

回答者はNTとCTの協働が実施されている約70の日本語教育機関に在籍するNT29名とCT42名で、調査方法は中国のアンケートフォーム「問巻」で質問票を作成し、日本の日本語教育機関および中国の日本語教育機関に勤める複数の日本語教師に協力を要請し、SNSおよびメールで配信した。調査期間は、2019年12月19日から2020年2月2日までである。回答数は71通であった。なお、回答者の所属は、大学60人、高等学校1人、中学校3人、日本語学校3人、その他4人(短大、専門学校、青年海外協力協会)であったが、

本論文においては大学のダイバシティ・マネジメントに関して分析を行なうため、大学以外の回答者を除外し、60 通の回答をもとに予備的分析を試みた。

質問票では「回答者の属性」「教育環境について」「回答者自身の教育に対する考えについて」「教育法・教授法に関する情報交換」「改善案を提案しづらい状況」「仕事に対する考え方」の回答を集計し、国籍による比較分析を行うことで、教育のパフォーマンスを高めるためのダイバシティ・マネジメントのあり方を明らかにした。

## 2.1 回答者の属性データ

まずは、回答者の属性について概観する。回答者 60 人のうち 22 人が日本出身で、母語が日本語の NT である。38 人が中国出身で母語が中国語の CT である。NT は 20 歳代が 1 人、30 歳代が 7 人、40 歳代が 6 人、50 歳代が 6 人、60 歳代が 2 人である。CT は 20 歳代が 1 人、30 歳代が 15 人、40 歳代が 16 人、50 歳代が 6 人である。NT は男性 17 人、女性 5 人である。CT は男性 13 人、女性 25 人である。

次は、回答者の日本語教育経験年数についてである。NT は 1 年未満が 2 人、1-3 年が 2 人、4-6 年が 6 人、7-9 年が 4 人、10 年以上が 8 人で、CT は 1-3 年が 4 人、4-6 年 4 人、7-9 年が 5 人、10 年以上は 25 人であった。NT、CT ともに日本語教育経験年数は 10 年以上が最も多いことが分かった。最後に日本滞在歴についてである。CT は「来日経験なし」が 2 人、「旅行程度」が 6 人、「長期滞在(留学、仕事など)」が 30 人であり、「長期滞在(留学、仕事など)」が多数を占めた。

## 2.2 組織および回答者の教育に対する姿勢と能力の向上の相関

組織の教育に対する姿勢がパフォーマンスに及ぼす影響を明らかにするために、「組織の教育に対する姿勢」と「この一年の回答者の成長の実感」についての回答結果を項目ごとに相関分析を行なった(表 1)。「組織の教育に対する姿勢」として「新しく開発された教材や指導法の早期導入」「他の教員の授業見学」「他の教員の教案の閲覧」について、1(全く奨励されていない)から 5(非常に奨励されている)までのリッカートスケールで回答を求めた。また、「この一年の回答者の成長の実感」として、「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」を 1(ほとんど成長しなかった)から 5(大幅に成長した)までのリッカートスケールで回答を求め、その結果を相関分析したものである。

「新しく開発された教材や指導法の早期導入」と「教授能力」は.284 であり、5%未満水準で有意であった。また、「新しく開発された教材や指導法の早期導入」と「クラスコントロール能力」は.267 であり、5%未満水準で有意であった。このことから、新しく開発された教材や指導法を早期に導入する組織に所属する回答者は、教授能力やクラスコントロール能力の向上を実感していることがわかった。

表 1: 組織の教育に対する姿勢と回答者の成長の実感の相関

	教授能力	クラスコントロール能力	学生とのコミュニケーション能力	研究能力
新しく開発された教材や指導法の早期導入	.284*	.267*	.107	.123
他の教員の授業見学	.064	.035	-.117	-.083
他の教員の教案の閲覧	.043	.124	-.065	.065

\*\* . 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)

\* . 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

表 2 は、「回答者の教育に対する姿勢」と、「この一年の回答者の成長の実感」についての回答を項目ごとに相関分析したものである。「回答者の教育に対する姿勢」として「積極的に研究会や講習会に参加している」「新しい教授法・教材はすぐに利用する」について、1 (全く当てはまらない) から 5 (全くその通り) までのリッカートスケールで回答を求めた。

「積極的に研究会や講習会に参加している」と「教授能力」の相関分析の結果は.337 で、1%未満水準で有意である。「積極的に研究会や講習会に参加している」と「学生とのコミュニケーション能力」の相関分析結果は.296 で、5%水準で有意である。「積極的に研究会や講習会に参加している」と「研究能力」の相関分析結果は.341 で、1%水準で有意である。以上の結果から、積極的に研究会や講習会に参加している回答者は、教授能力、学生とのコミュニケーション能力、研究能力の向上を実感していることがわかる。

「新しい教授法・教材はすぐに利用する」と「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」の相関分析の結果、全ての項目が 1%水準で有意で正の相関があった。新たな知識を得たり、新たな物事を取り入れたりしようとする姿勢が能力の向上につながっていることから、マネージャーはそれらを後押しする、風土や組織構造、制度を構築することが重要である。

表 2: 回答者の教育に対する姿勢と回答者の成長の実感の相関

	教授能力	クラスコントロール能力	学生とのコミュニケーション能力	研究能力
積極的に研究会や講習会に参加している	.337**	.165	.296*	.341**
新しい教授法・教材はすぐに利用する	.573**	.334**	.334**	.391**

\*\* . 相関係数は 1% 水準で有意 (両側)

\* . 相関係数は 5% 水準で有意 (両側)

### 2.3 回答者の情報共有に対する姿勢の分析

表 3 は、「回答者の情報共有に対する姿勢」と、「この一年の回答者の成長の実感」につ

いての回答を項目ごとに相関分析したものである。「回答者の情報共有に対する姿勢」として「同僚（日本語教員）と積極的に情報・知識の共有をしている」「日本語担当教員以外の同僚と積極的に情報・知識の共有をしている」「他校の情報を積極的に収集している」「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に先輩に聞く」「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に後輩に教える」「授業はマニュアル化されるべきだと思う」「同僚以外の日本語教師とも定期的に交流や情報交換をしている」について、1（全く当てはまらない）から5（全くその通り）までのリッカートスケールで回答を求めた。

表 3: 回答者の情報共有に対する姿勢と回答者の成長の実感の相関

	教授能力	クラスコントロール能力	学生とのコミュニケーション能力	研究能力
同僚(日本語教員)と積極的に情報・知識の共有をしている	.570**	.511**	.467**	.316*
日本語担当教員以外の同僚と積極的に情報・知識の共有をしている	.412**	.487**	.468**	.384**
他校の情報を積極的に収集している	.501**	.366**	.342**	.392**
教授法やクラスコントロールの方法について積極的に先輩に聞く	.397**	.400**	.395**	.308*
教授法やクラスコントロールの方法について積極的に後輩に教える	.467**	.418**	.435**	.329*
授業はマニュアル化されるべきだと思う	.185	.096	.230	.152
同僚以外の日本語教師と定期的に交流や情報交換をしている	.439**	.278*	.334**	.425**

\*\*．相関係数は 1% 水準で有意（両側）

\*．相関係数は 5% 水準で有意（両側）

「同僚(日本語教員)と積極的に情報・知識の共有をしている」は、「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」の3つの項目において、相関係数は1%未満水準で有意であり、「研究能力」は5%未満水準で有意であった。同僚（日本語教員）と積極的に情報・知識の共有をしている回答者は、全ての能力において成長を実感していることが分かる。

「日本語担当教員以外の同僚と積極的に情報・知識の共有をしている」も「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」の項目において、1%未満水準で有意であり、正の相関がある。以上の結果から、専門が異なる教員との情報および知識の共有が能力の向上の実感と関わりがあることが分かった。

次に「他校の情報を積極的に収集している」が以下の能力の成長の実感と相関があるかを見ていく。「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」の全ての項目が、1%未満水準で有意であり、正の相関がある。以上の結果から、他校の情報収集に対する姿勢と教授能力およびクラスコントロール能力に関わりがあることが分かった。

次に「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に先輩に聞く」が以下の能力の成長の実感と相関があるかを見ていく。「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」は、1%水準で有意であり正の相関がある。「研究能力」は、5%未満水準で有意であり、正の相関がある。以上の結果から、教授法等を積極的に先輩に聞く姿勢と全ての能力の向上に関わりがあることが分かった。

次に「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に後輩に教える」が以下の能力の成長の実感と相関があるかを見ていく。「教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」は、1%水準で有意であり正の相関がある。「研究能力」は、5%未満水準で有意であり、正の相関がある。以上の結果から、教授法等を積極的に後輩に教える姿勢と全ての能力の向上に関わりがあることが分かった。尚、「授業はマニュアル化されるべきだと思う」は、どの能力にも正の相関がなかった。

最後に「同僚以外の日本語教師と定期的に交流や情報交換をしている」が以下の能力の成長の実感と相関があるかを見ていく。「教授能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」は1%未満水準で有意であり、正の相関がある。「クラスコントロール能力」との分析結果は、5%未満水準で有意である。以上の結果から、同僚以外の日本語教師との交流や情報交換に対する姿勢と教授能力および研究能力に関わりがあることが分かった。

上記の分析結果から、「教育法・教授法に関する情報交換」と能力の成長の実感には大きく関わりがあることが分かった。積極的に情報・知識の共有をすることで各教員の能力が高まり、能力が高まったことでさらに情報・知識を共有する正のスパイラルが醸造されるのではないかと考える。

また、「回答者の情報共有に対する姿勢」について因子分析をおこなった。因子抽出法は、最尤法を採用した。因子数はスクリープロットにより2因子とした。回転の方法はバリマックス法である。第1因子「同僚（日本語教員）と積極的に情報・知識の共有をしている」「日本語担当以外の同僚教員と積極的に情報・知識の共有をしている」「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に先輩に聞く」「教授法やクラスコントロールの方法について積極的に後輩に教える」の因子名を「学内での情報共有」、第2因子「他校の情報を積極的に収集している」「同僚以外の日本語教師とも定期的に交流や情報交換をしている」の因子名を「学外での情報共有」とした。「授業はマニュアル化されるべきだと思う」は因子負荷量が少ないため、質問項目から削除した。

因子得点を使ったt検定による平均値の差では、第1因子「学内での情報」のみ有意差があった。NTの平均値は2.55、CTの平均値は3.38で有意確率は0.04であった。この結果から、NTは学内での情報・知識の共有を円滑に行っているとは言い難く、NTへの配慮および働きかけが必要であると考えられる。

## 2.4 勉強会の有無別に見た教師の成長の実感

次に、勉強会が情報や知識共有の「場」として機能しているか、を明らかにするために、勉強会の有無が教員の成長に影響しているか分析を行なった。

「組織的な教員同士の勉強会の有無」が「日本語の教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」の成長の実感に及ぼす影響を検証するため、t検定を行った。以下は、「勉強会がある」と回答したグループと「勉強会がない」と回答したグループの「日本語の教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」に関する設問項目の平均値を求めたものである。

全ての項目において、両グループの平均値に大きな差はないが、「クラスコントロール能力」が最も平均値の差が大きく、「組織的な勉強会がある」と回答したグループの平均値は3.74で、「組織的な勉強会がない」と回答したグループの平均値は3.03であり、有意確率は.003であった。以上の結果から、組織的な勉強が能力の向上の実感に影響を与えているとは考えにくい。

次は「自主的な教員同士の勉強会の有無別に見た成長の実感の平均値の差」である。「自主的な勉強会がある」と回答したグループと「自主的な勉強会がない」と回答したグループの「日本語の教授能力」「クラスコントロール能力」「学生とのコミュニケーション能力」「研究能力」の成長の実感について、t検定を行ったところ、どの項目に関しても平均値に大きな差は見られず、統計的に有意ではなかった。以上の分析結果から、勉強会は教員の成長を促す情報や知識共有の「場」として機能していないということが分かった。

上記のとおり、「組織の教育に対する姿勢」「各教員の教育に対する姿勢」「各教員の情報共有に対する姿勢」「勉強会の有無」と能力の成長の関係を分析したが、「各教員の教育に対する姿勢」と能力の成長の実感の相関分析結果から、新しい知識や技術を取り入れようとする教員は成長を実感していることが分かった。また、「各教員の情報共有に対する姿勢」と能力の成長の実感の相関分析結果から、知識や情報の共有に積極的な教員が自身の能力の成長を実感していることが分かった。

情報・知識の共有に対して積極的な教員ほど、成長の実感が高い傾向にあるため、情報・知識の共有やコミュニケーションは教員の成長に非常に重要であることがわかる。そのため、情報・知識を共有できる組織風土の醸成が不可欠である。それを阻む因子を国籍別に特定するため、次に改善案を提案しづらい状況の分析を行なった。

## 2.5 国籍別に見た改善案を提案しづらい状況

前節までの分析で、組織のパフォーマンスに関わる因子の特定を行なった。中山ら(2017)は、理想的な教師間の協働における情報共有とコミュニケーションの重要性を指摘しており、本調査でも情報共有が教師の成長にポジティブな影響を与えることが明らかになった。本節では、協働における情報共有とコミュニケーションを阻む因子の特定を行う。

「改善案を提案しづらい状況」について、項目ごとに t 検定を行い国籍別に平均値の差を求めた。「以下の状況下で、日本語教師仲間に教育内容や教授法などの改善案を提案しづらいと感じますか。」という質問に対して、「相手の国籍が自分と異なる場合」「相手が年上の場合」「相手が年下の場合」「相手が上司の場合」「相手が部下の場合」「日本語で提案する場合」「中国語で提案する場合」「学生や他の教師など他者の前で提案する場合」「相手と親しくない場合」の 9 項目について、「1(いいえ、全く)から 5(はい、とても)」のリッカートスケールで回答を求めたところ、以下の結果が導出された。

まず「相手の国籍が自分と異なる場合」である。NT は平均値が 2.64 であるのに対し、CT の平均値は 3.24 である。t 検定を行ったところ、有意確率は.972 であり、統計的に有意とはいえなかったが、平均値の差は-.60 であり、他の項目と比べると差が大きいことがわかった。この結果から、CT のほうが改善案を述べる際に、国籍の違いを意識しているという姿勢が窺える。

Hofstede *et al.* (2010) の 6 次元モデルや Inglehart *et al.* (2014) の世界価値観調査の公開データをもとにした日本と中国の回答者の国籍別比較分析によると、中国の回答者よりも日本の回答者のほうが「国籍」をコミュニケーションの障害要因とする(力丸、2021)。しかし、本調査では力丸(2021)によって導き出された結果と逆の結果が導出された。この要因として回答者の置かれた状況に関わると考えられる。本調査は「NT と CT の協働が実施されている日本語教育機関に所属する NT と CT」を対象に調査を行った。その結果、中国の教育機関に在籍する教員が多数派を占めた。中国の教育機関に在籍する NT のほうが中国人の教職員とコミュニケーションをとる機会が多く、また改善案を提案する機会もあることが考えられる。そのため、国籍が異なる相手に対して、改善案を提案するという状況にも比較的慣れているため、国籍を障害と感じないのではないかと考えられる。

「相手が年上の場合」は、平均値は NT が 3.36 で CT が 3.50 であり、有意確率は.489 であった。また平均値の差も-.14 で差は小さかった。このことから、「年上」という要因は NT にとっても CT にとっても同程度の障害であることが分かる。「相手が年下の場合」は、平均値は NT が 2.32 で CT が 2.63 であり、有意確率は.441 であった。平均値の差は-.31 であった。NT、CT ともに「相手が年下の場合」よりも「相手が年上の場合」のほうが提案しづらい傾向が見えるが、これは両国とも年長者を敬う儒教国家であることが考えられる。

「相手が上司であった場合」は NT が 3.32、CT が 3.53 であり、有意確率は.425 であった。平均値の差は-.21 であった。「上司」という要因は、NT にとっても CT にとっても同程度の障害であることが分かる。「相手が部下である場合」は、平均値は NT が 2.32 で CT が 2.71 であり、有意確率は.654 であったため統計的には有意ではなかったが、平均値の差は-.39 で、他の項目に比べると比較的差が大きい。「部下」という要因は、特に NT にとっては、障害とはなりにくいことが分かる。

「日本語で提案する場合」は、平均値は NT が 2.14、CT は 2.74 で、有意確率は.830 で



あり、統計的には有意ではなかったが、平均値の差は-.60で、他の項目に比べると比較的差が大きい。これは、日本語が回答者の母語であるか否かの影響と考えられる。

「中国語で提案する場合」は、NTが3.14でCTが3.16であり、有意確率は-.071である。平均値の差は-.02であった。「日本語で提案する場合」と「中国語で提案する場合」を比較するとNT、CTともに、「中国語で提案する場合」を障害と考えている傾向が分かる。NTにとって「日本語で提案する場合」よりも「中国語で提案する場合」が障害の度合いとして大きいのは、母語でないからではないかと考えられるが、CTにとっても「日本語で提案する場合」よりも「中国語で提案する場合」が障害の度合いとして大きいことは注目に値する。

「学生や他の教師など他者の前で提案する場合」は、平均値はNTが3.18、CTが3.03であり、有意確率は.391である。平均値の差は.15であった。

最後に「相手と親しくない場合」はNTが3.59でCTが3.45であり、有意確率は.167であった。平均値の差は.14であった。

全ての項目の中で、NTは「相手と親しくない場合」が最も平均値が高かったことから、NTは「相手と親しくない場合」が最も改善案を提案しづらいと感じる傾向にあることが分かる。CTは「相手が上司の場合」が最も平均値が高かったことから、CTは「相手が上司の場合」改善案を提案しづらいと感じる傾向にあることが分かる。また、「相手と親しくない場合」の平均値も高く、CTも「相手と親しくない場合」は、改善案が提案しづらいと感じていることが分かる。一方、平均値が低かったのは、NTは「日本語で提案する場合」であり、NTにとって母語である日本語で提案する場合が最も障壁が低いことが分かる。また、CTは「相手が年下の場合」であったため、CTにとって相手が年下の場合、提案する場合が最も障壁が低いことが分かった。

上記の分析の結果、マネジャーは、組織内の人間関係を親しいものにするよう努めること、上司が部下の意見を聞き入れる姿勢を見せることが、NTとCTのコミュニケーションと協働を促し、改善案を提案しやすい組織風土となると考えられる。

## 2.6 国籍別に見た仕事に対する考え方について

次に、「仕事に対する考え方について」の結果と考察である。組織のパフォーマンスに貢献する優秀な人材を獲得するために、就職の際に教員が何を重視しているかを把握することはマネージャーにとって不可欠である。就労観は国籍によって異なるという仮説のもと、「就職の際、最も重視すること」を国籍別に比較した。尚、質問項目は、Inglehart *et al.* (2014)の世界価値観調査を日本語に翻訳したものである。

「あなたが、就職先を探すとしたらどのようなこと重視しますか。最も重視することを選んでください。」という質問に対し、「給料がよく、お金のことを心配しなくてもよいこと」「倒産や失業の恐れがなく、安定していること」「好感の持てる人と一緒に仕事ができ

ること」「何かを成し遂げたという気分にさせてくれるような重要な仕事ができること」「わからない」の5項目のうち、一つを選択してもらった。

NTは「何かを成し遂げたという気分にさせてくれる重要な仕事ができること」と回答した人は50.0%で最も割合が高く、CTは「何かを成し遂げたという気分にさせてくれる重要な仕事ができること」と「給料がよく、お金のことを心配しなくてよいこと」が28.9%で、次が「倒産や失業の恐れがなく、安定していること」が23.8%の順であった。

次に就職の際、2番目に重視することを国籍別に比較した結果である。NTは「好感の持てる人と一緒に仕事ができること」と回答した割合が50.0%と最も高く、CTは「給料がよく、お金のことを心配しなくてもよいこと」の割合が最も高く39.5%であった。NTは「やりがい」と「職場の良好な人間関係」をCTは、「やりがい」と「経済的安定性」を重視しているため、マネジャーは採用時に就労観を認識しておくことで、組織のパフォーマンスに貢献する人材を獲得する可能性が高まる。

次に、国籍別に見た仕事において重要な項目である。Pelled *et al.* (1999) は、チームの継続年数にとまって、表層的なダイバシティが感情的なコンフリクトに与える影響が小さくなっていくことを示しているが、チームを継続させるためには、各成員の満足度が重要である。また「改善を提案しづらい状況」に関する質問項目では、業務の改善を提案する際に「親しさ」が重要であることが明らかとなったが、この親しさを構築するためにもチームの継続は必要となるため、仕事において重要な項目の調査及び分析を行なった。尚、質問項目は、Inglehart *et al.* (2014) の世界価値観調査を日本語に翻訳したものである。

「次にあげる仕事のいろいろな側面について、あなた自身が重要だと思うものがありましたら、すべてあげてください。」という質問に対し、「給料がよい」「心理的圧迫(プレッシャー)があまりない」「失業の恐れがない」「世間から尊敬されている仕事」「好ましい勤務時間」「独創性を発揮できる機会」「好ましい休暇制度」「何かを成し遂げることのできる仕事」「責任のある仕事」「面白い仕事」「自分の能力に合った仕事」の11項目にそれぞれ、「はい」「いいえ」で回答を求めた。

NTは「心理的圧迫(プレッシャー)があまりない」が重要であると回答した人が95.5%で最も割合が高く、その次に「給料がよい」が重要であると回答した人が90.9%である。CTは「給料がよい」が重要であると回答した人は100%であり、全ての項目の中で最も割合が高い。また「失業の恐れがない」と「何かを成し遂げることのできる仕事」が97.4%で、次が「自分の能力にあった仕事」が94.7%の順である。

平均の差に関しては「世間から尊敬されている仕事」がCTは78.6%だったのに対して、NTは27.3%で最も差が大きい。CTはNTに比べて世間から尊敬されることを重視する傾向にあることがわかる。また、「失業の恐れがない」がCTは97.4%だったのに対して、NTは73.3%、「責任のある仕事」がCTは81.6%だったのに対して、NTは54.5%であり、「給

料がよい」はCTが100%でNTが90.9%であった。

以上の結果から、マネジャーは教員を組織に定着させるためには、NTには行きすぎた成果主義の制度や組織風土などで、心理的圧迫を与えないよう留意すべきであり、CTに対しては、経済的不安を解消するための制度や給与体系の構築に留意すべきであると考えられる。これらのことに留意することで、構成員の安定化が促され、より良い協働が行われる。それが組織のパフォーマンスにつながるのである。

### 3. 調査に関する結論

本研究は、NTとCTの協働のあり方を明らかにすべく、CTとNTを対象としたマネジメントの方法について、探索的に調査分析を行い、そこで得られたデータをもとに統計的分析を行った。

その結果、新しいものを取り入れる風土を有する組織においては教員が成長を実感していることがわかった。また、新しい技術や知識を受け入れることに積極的な教員が教授能力や研究能力の成長を実感していることが明らかとなった。新しいものを取り入れることを支援する組織文化や制度の構築が組織のパフォーマンスの向上につながると考えられる。また、NTは「やりがい」と「職場の良好な人間関係」を、CTは「やりがい」と「経済的安定性」を重視していることが明らかとなったため、採用活動の際には、マネージャーが教員のこのような就労観を認識することで、組織のパフォーマンスに貢献する人材を獲得できる可能性が高まる。

また、本調査において知識・情報の共有に積極的な教員は、教授能力、クラスコントロール能力、学生とのコミュニケーション能力、研究能力など、全ての能力において、成長を実感していることが明らかとなった。このことから、教員の成長の実感と知識・情報の共有には大きな関わりがあることが分かる。そのため、コミュニケーションの阻害要因に留意し、知識・情報の共有が円滑に行われ組織風土を構築することが、教員の成長を促し、学習者の教育効果にも影響及ぼすと考えられる。今回実施した調査の結果、コミュニケーションの阻害要因を排除するために、中国人の部下を有する上司は「部下の提案を受け入れる」と目される存在であるよう心がけることが必要である。また、NT、CTともに改善案を提案する場合は、「親しさ」が重要な要因となるため、マネジャーは構成員同士が「親しさ」を構築できる組織づくりを心がける必要がある。

また、チームを継続させて、組織のパフォーマンスを向上させるには、教員を組織に定着させる方略が必要である。NTには、行きすぎた成果主義の制度および組織風土などで心理的圧迫を与えないよう留意すべきであり、CTに対しては、経済的不安を解消するための制度や給与体系の構築に留意すべきであると考えられる。これらに留意することで教員の職場満足度を向上させてチームを長期的に継続させることができ、より円滑にコミュニケーションと協働が行える組織を構築することで、組織のパフォーマンスを向上させること

ができるのである。

Harrison *et al.* (2002) は、チームを結成した当初は表層の多様性に配慮したマネジメントが必要であり、時間が経過した後は、深層の多様性に配慮することが必要であると指摘しているが、本研究により、表層の多様性と深層の多様性は、密接に関連していることがわかった。

#### 4. 本論文の限界と課題

本論文では、教育のパフォーマンスを高めるためのダイバシティ・マネジメントのあり方を見出すべく、大学に在籍する NT と CT に対して質問票調査を実施した。当初はさらに回答を集める予定であったが、世界的な新型コロナウイルスの影響でいずれの教育機関の教師も疲弊している状態であり、本研究では 60 通の回答をもとに分析を行なった。より多くのサンプルを集めることは今後の課題であり、本調査では探索的に調査分析を行った。

また、パフォーマンスの向上を「能力の向上という教員自身の実感」のみを指標として分析考察しているため、分析が限定的であり、今後は他の指標での分析考察が必要である。教育機関のパフォーマンスとは教育成果であり、学生の能力の向上が成果であるといえる。そのため、試験の結果のような大規模調査のデータの分析や学生対象の質問票調査の実施を今後の課題としたい。また、多様性にはその組織ごとに適切な程度があると考えられるが、大学において適切な教員の多様性の程度の解明も今後の課題である。

#### 参考文献

- Granovetter, M. S. (1973) "The Strength of Weak Ties," *American Journal of Sociology*, 78(6), pp.1360-1380.
- Grant, R. M. (1996) "Prospering in Dynamically-Competitive Environments: Organizational Capability as Knowledge Integration," *Organization science*, 7(4), pp.375-387.
- Hansen, M. T. (1999) "The Search-Transfer Problem: The Role of Weak Ties in Sharing Knowledge across Organization Subunits," *Administrative science quarterly*, 44(1), pp.82-111.
- Harrison, D. A., Price, K. H., and Bell, M. P. (1998) "Beyond Relational Demography: Time and the Effects of Surface-and Deep-Level Diversity on Work Group Cohesion," *Academy of Management Journal*, 41(1), pp.96-107.
- Harrison, D. A., Price, K. H., Gavin, Joanne, H., Florey, Anna, T. (2002) "Time, Teams, and Task Performance: Changing Effects of Surface-and Deep Level Diversity on Group Functioning," *Academy of Management Journal*, 45, pp.1029-1045.
- Hofstede, G. Hofstede, G. J. Minkov, M. (2010) *Cultures and Organizations Software of the Mind*, 3rd ed., New York: McGraw-Hill.
- Horwitz, S. K., & Horwitz, I. B. (2007) "The Effects of Team Diversity on Team Outcomes: A Meta-Analytic Review of Team Demography," *Journal of Management*, 33(6), pp.987-1015.

- Inglehart, R., C. Haerper, A. Moreno, C. Welzel, K. Kizilova, J. Diez-Medrano, M. Lagos, P. Norris, E. Ponarin & B. Puranen et al. (eds.). (2014) "World Values Survey: Round Six - Country-Pooled Datafile Version," <https://www.worldvaluessurvey.org/WVSDocumentationWV6.jsp>, Madrid: JD Systems Institute. (accessed 2020-02-17).
- Jehn, K. A., Northcraft, G. B., and Neale, M. A. (1999) "Why Differences Make a Difference: A Field Study of Diversity, Conflict and Performance in Workgroups," *Administrative Science Quarterly*, 44(4), pp.741-763.
- Joshi, A., & Roh, H. (2009) "The Role of Context in Work Team Diversity Research: A Meta-Analytic Review," *Academy of Management Journal*, 52(3), pp.599-627.
- Schrage, M. (1990) *Shared Minds: The New Technologies of Collaboration*. New York: Random house.
- Pelled, L. H., Eisenhardt, K. M., and Xin, K. R. (1999) "Exploring the Black Box: An Analysis of Work Group Diversity, Conflict and Performance," *Administrative Science Quarterly*, 44(1), pp.1-28.
- Ruigrok, W., & Wagner, H. (2003) "Internationalization and Performance: An Organizational Learning Perspective," *MIR: management international Review*, 43(1), pp.63-83.
- 荒木昭次郎（2012）『協働型自治行政の理念と実際』啓文堂。
- 池田玲子、館岡洋子（2007）『ピア・ラーニング入門：創造的な学びのデザインのために』ひつじ書房。
- 加護野忠男（1985）「創造的組織の条件（組織の創造性と革新性〈特集〉）」『組織科学』19(1)、11-19頁。
- 葛茜（2015）「中国の大学日本語専攻教育における文化教育の実態とその課題 - 「日本概況」という授業を中心に - 」『早稲田日本語教育学』第17号、21-29頁。
- 国際交流基金（2022）「2021年度「海外日本語教育機関調査」結果」  
<https://www.jpfi.go.jp/j/project/japanese/survey/result/2021/2021.html>（閲覧日：2023年3月16日）
- 高橋俊一（2017）「グローバルビジネスと異文化マネジメント」（林倬史、古井仁編『多国籍企業とグローバルビジネス』株式会社税務経理協会）、227-250頁。
- 谷口真美（2005）『ダイバシティ・マネジメント—多様性を生かす組織』白桃書房。
- 中山英治（2016）「タイにおける日本語教師間の協働モデルの再構築—日本語母語話者教師へのインタビュー調査に基づいて」『大阪産業大学論集. 人文・社会科学編』28、75-91頁。
- 中山英治、脇薫、橋雅子（2017）「理想的な教師間協働を経験している教師の語り—SCATによる構成概念と理論仮説—」『日本語教育実践研究』第5号、64-74頁。
- 法務省（2022）「在留外国人統計」  
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=12040606&tclass1=000001060399>（閲覧日：2023年3月16日）
- 力丸美和（2021）「中国の教育機関における人的資源管理—日中教師間における協働の分析」『福岡女子大学国際文理学部紀要 国際社会研究』10、97-111頁。

**Management of Native Japanese Speaker Teachers and Chinese Teachers in  
Japanese Language Education at Universities:  
An Analysis of Points to Keep in Mind Considering Differences between Native  
Speakers and Chinese Teachers**

RIKIMARU, Miwa

**Abstract**

This research exploratively analyzes the management methods of Native Teachers (NTs) and Chinese Teachers (CTs) and the points to keep in mind based on the differences, to clarify how various teachers should work together to enhance the performance of education. The purpose of this study is to conduct an exploratory survey and analysis of management methods and points to keep in mind based on the differences between NT and CT teachers.

In recent years, due to the "Super Global University Creation Support Program" of Japan's Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) and other programs, universities have seen an increase in the cultural diversity of their constituents, and diversity management has become an issue in response to this increase. While there have been many previous studies on the relationship between constituent diversity and organizational performance in companies, almost no studies have been conducted in educational institutions, and it is not clear what kind of management style has a positive impact on educational effectiveness in faculty organizations. I focus on the collaboration between NTs and CTs in Japanese language education at Japanese and Chinese universities, and by clarifying methods and points to keep in mind in the management of NTs and CTs, seek to find a foothold for collaboration among culturally diverse faculty members and contribute to effective diversity management in universities. This research is intended to contribute to effective diversity management at universities.

In this study, a questionnaire survey was administered to NTs and CTs belonging to institutions where NT-CT collaboration is taking place, and statistical analysis was conducted based on the data obtained from the survey.

**Keywords** : diversity, collaboration, teachers, human resources, educational institutions



## 学会役員

### <顧問>

山泉進(明治大学・名誉教授)

李漢燮(高麗大学・名誉教授)

### <会長・理事>

金龍哲(東京福祉大学・教授)

### <副会長・理事>

安達義弘(日韓言語文化交流センター・  
副代表)

李東哲(山東外事職業大学・教授)

權寧俊(新潟県立大学・教授)

崔光准(新羅大学・名誉教授)

杉村泰(名古屋大学・教授)

鄭亨奎(日本大学・特任教授)

李東軍(蘇州大学・教授)

### <常任理事>

岩野卓司(明治大学・教授)

崔肅京(富士大学・教授)

李慶国(追手門学院大学・教授)

金珽実(商丘師範学院・副教授)

金光林(新潟産業大学・教授)

### <一般理事>

阿莉塔(浙江大学・副教授)

安勇花(延边大学、副教授)

白曉光(西安外国語大学・副教授)

宮脇弘幸(宮城学院女子大学・客員研究  
員:2023年10月1日以降)

李光赫(大連理工大学・副教授)

娜荷芽(内蒙古大学・教授)

任星(厦門大学・副教授)

施暉(蘇州大学・教授)

王宗傑(浙江越秀外国語大学・教授)

徐瑛(延边大学・副教授)

朴銀姬(延边大学・教授)

中川良雄(京都外国語大学・特任教授)

堀江薫(新潟県立大学・名誉教授)

飯嶋美知子(北海道情報大学・准教授)

李昌玟(韓國外国語大学校・教授)

宮崎聖子(福岡女子大学・教授)

熊木勉(天理大学・教授)

伊月知子(愛媛大学・准教授)

張韶岩(中国海洋大学・教授)

崔玉花(延边大学、副教授)

李東輝(大連外国語大学・教授)

薛鳴(愛知大学・教授)

李先瑞(寧波理工大学・教授)

仲矢信介(東京国際大学・准教授)

加藤三保子(豊橋技術科学大学・特任教  
授)

### <事務局>

#### 事務局長

金珽実(商丘師範学院・副教授)

#### 副事務局長

力丸美和(九州大学・助教)



## 学会動向

### ◆「異文化背景における中日人文交流と地域研究シンポジウム」に共催機関として参加

8月13日から15日にかけて延辺大学で行われた「異文化背景における中日人文交流と地域研究シンポジウム」に本学会は共催機関として大勢の会員が参加・発表しました。同シンポジウムは、2009年から延辺大学で行われた「中朝韓日言語文化比較研究国際シンポジウム」に続くもので、今回は第七回となる国際シンポジウムです。本学会の金龍哲会長、杉村泰副会長、李東哲副会長、金斑実事務局長をはじめ、20名近い会員が参加し、論文を発表しました。また、金龍哲会長と李東哲副会長が本学会を代表してそれぞれ大会挨拶、閉会の辞を述べ、杉村泰副会長が大会講演を行いました。

### ◆学会誌第11号への投稿募集

2024年3月発行予定の『東アジア日本学研究』第11号への投稿を募集中です。会員の皆様の積極的な投稿を期待します。締め切りは10月15日（日）の北京時間24:00です。

東アジア日本学研究会副会長

李東哲

## 会員消息

### ◆新入会員（8名）

陳汝倩（通化師範学院、講師）、三枝優子（文教大学、准教授）、单海林（浙江寧波理工学院、講師）、日暮トモ子（日本大学、教授）、付英（東京都立大学、院生）、渡部恭子（聖徳大学幼児教育専門学校、助教授）、李娜（九州大学、特別研究者）、遠藤織枝（元文教大学大学院教授）

### ◆会員の所属・職位変更

崔旭 新潟大学現代社会文化研究科 博士研究員→青島黄海学院国際商学院 専任講師  
宋天鴻 関西外国語大学英語国際学部 助教→同 准教授  
辻本桜子 愛知淑徳大学 講師→甲南大学 特任講師  
南明世 北陸大学 非常勤講師→国際医療福祉大学留学生別科 助教

### ◆学位取得

崔旭（新潟大学、教育学博士、2023年3月）  
論文テーマ『学校における保健教育の日中比較研究』

### ◆書籍出版

岩野卓司（共編著）『はじまりのバタイユ』法政大学出版社、2023年4月  
岩野卓司『贈与をめぐる冒険 新しい社会をつくるには』ヘウレーカ、2023年5月  
郭俊海監修、金斑実編著、金武英・金斑燕編『中国東北地域と日本：鉄嶺安全農村の過去と現在』花書院、2023年3月  
松原孝俊監修、金斑実・呉先珠編『東アジアとの対話：国境を越えた知の集成』花書院、2023年3月

※上記の情報は2023年4月1以降、2023年9月30日までの変動事項です。

東アジア日本学研究学会副会長  
李東哲

## 東アジア日本学研究学会会則

### <名称>

第1条 本会は、東アジア日本学研究学会(The Society of Japanese Studies in East Asia)と称する。

### <目的>

第2条 本会は、東アジア地域における日本学の学際的研究をとおして、また、それぞれの研究者が研究成果を発表し交換し合うことをとおして、学問の進歩及び当該地域の平和的發展に寄与することを目的とする。

### <事業>

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 東アジア地域における日本学を中心とした学際的研究・調査
2. 学会、研究会、講演会及びシンポジウムの開催  
(学会における共通言語は、原則として日本語とする)
3. 機関誌及び図書等の刊行
4. 内外の学術団体、研究者との連絡及び学術上の交流
5. その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業

### <会員>

第4条 本会の会員は、個人会員、賛助会員とする。

1. 個人会員は、東アジア地域の研究に関心を持ち、かつ本会の目的に賛同する個人
2. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人・団体または個人

第5条 本会には、名誉会員および顧問をおくことができる。名誉会員および顧問は、理事会が推薦し、会員総会の承認を受ける。

### <入会・退会>

第6条 本会に入会を希望する者は、理事会に申請し、その承認を得るものとする。

ただし、大学院生は、指導教員の推薦を得ることとする。

第7条 本会を退会しようとする者は、退会を事務局に通告すれば退会することができる。会費を2年間滞納した者は、理事会において承認のうえ、退会とみなす。

### <会費>

第8条 会員の会費は、次のように定める。

一般会員	5,000 円
学 生	3,000 円
賛助会員	50,000（1口） 円

#### <役員>

第9条 本会に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事 30名以内（理事のうち若干名を常任理事とする）
4. 事務局長 1名
5. 会計監事 2名
6. その他理事会が必要と認めた役員

第10条 役員任期は、就任から2年とする。ただし、再任は妨げない。

#### <役員職務>

第11条 本会の役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合が生じた時はこれを代理する。
3. 理事は、理事会を組織し、会務を審議執行する。理事会の議事は、出席者の過半数により決定する。
4. 事務局長は、会長の指示に基づいて、事務を執り行う。
5. 会計監事は、会計を監査する。

#### <役員選出>

第12条 役員選出は次のとおりとする。

1. 会長は、会員総会において選出する。
2. 副会長・理事は会長が任命する。
3. 会計監事は、会員総会において選出する。
4. その他の役員は、理事会が委嘱する。

#### <学会誌編集委員会>

第13条 本会は、理事会のもとに学会誌編集委員会をおく。

1. 学会誌編集委員会は、学会誌の出版計画を立案し、これを理事会に提案する。
2. 委員は、個人会員の中から理事会が推薦し、会長が任命する。
3. 委員任期は、就任から2年とする。ただし、再任は妨げない。

4. 学会誌編集委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。
5. 委員長は、学会誌編集委員会の事務を掌理する。

#### <会員総会>

第14条 本会は、毎年1回会員総会を開催する。

第15条 会員総会では、次の事項を審議決定する。

1. 事業報告及び決算
2. 事業計画及び予算
3. 会長及び会計監事の選出
4. 会則の変更
5. その他の必要な事項

第16条 臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき、または会員の2分の1以上の要望があるときに開催する。

第17条 会員総会の議決は、出席会員の過半数をもって決する。

#### <会計>

第18条 本会の運営は、会費及びその他の収入で賄う。

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。
2. 本会の決算は、会計監事の監査を受けなければならない。

#### <雑則>

第19条 本会の所在地は、〒818-0125 福岡県太宰府市五条2丁目8-8-205とする。

#### <付則>

1. 本会の設立は、2018年9月1日とする。
2. 本会則は、2018年9月1日から実施する。
3. 本会の運営に必要な事項は理事会が定める。

## 『東アジア日本学研究』投稿要領

- 1) 『東アジア日本学研究』は、東アジアにおける日本学研究に関する論文・研究ノート・書評などにより構成される。
- 2) 1年に2号(春季号・秋季号)の刊行を原則とする。
  - ・春季号はシンポジウムの論文集とする。毎号シンポジウム終了後3週間以内を目安にその都度締め切りを設ける。
  - ・秋季号はシンポジウムの発表以外の内容も含む学術論文集とする。投稿期間は毎号3月1日から4月1日までとする。  
(例:2020年度年会費分の春季号は翌2021年3月、秋季号は翌2021年9月に発行予定)
- 3) 『東アジア日本学研究』に投稿できるのは以下の者および編集委員会で承認した者とする。
  - ・春季号
    - 筆頭著者:会員およびシンポジウムで発表した非会員
    - 共著者:上記の者のほか、シンポジウムで発表していない非会員も可
  - ・秋季号
    - 筆頭著者:会員のみ
    - 共著者:会員のほか、非会員も可
- 4) 投稿者が会員の場合、投稿する当該年度までの会費を投稿前に全て納入しなければならない。投稿者が非会員の場合は、投稿料として会員の年会費相当額を、投稿本数分事務局に納入することとする。(いずれの場合も、筆頭著者だけでなく共著者も同様とする。)
- 5) 投稿者が学生会員の場合は、投稿時に投稿原稿、投稿票とともに、指導教員等による投稿承諾書(100字以内で様式は任意。指導教員等の署名または捺印が必須)を提出しなければならない。ただし、編集委員会が投稿を依頼した者については、これを適用しない
- 6) 投稿原稿は未発表のものでなければならない。投稿者は投稿原稿の不採用が決定される前に当該原稿を他の場所で公刊してはならない。
- 7) 本誌の春季号と秋季号は両方同時に投稿することができる。ただし、両者の内容は異なるものとする。また、一人が一回に投稿できる本数は以下の通りとする。
  - ・筆頭著者2本以上…不可
  - ・筆頭著者1本のみ…可
  - ・筆頭著者1本、第二著者以下1本…可
  - ・筆頭著者1本、第二著者以下2本以上…不可
  - ・筆頭著者0本、第二著者以下2本まで…可
  - ・筆頭著者0本、第二著者以下3本以上…不可
- 8) 『東アジア日本学研究』に掲載された全ての原稿の著作権は東アジア日本学研究学会に帰

属する。

- 9) 原著者が『東アジア日本学研究』に掲載された文章の全部または大部にわたって複製利用しようとする場合には、事前に編集委員長に申請しなければならない。編集委員会は特段の不都合がない限りはこれを受理し、複製利用を許可する。
- 10) 『東アジア日本学研究』に掲載された全ての原稿は、東アジア日本学研究学会のホームページにおいてPDFファイルにて公開する。
- 11) 投稿者は、東アジア日本学研究学会ホームページに掲載の「執筆要領」の内容を踏まえ、これに準拠した完成原稿と投稿票を提出する。投稿票は別添の所定の様式で提出すること。
- 12) 「完成原稿と論文要旨」「投稿票」「投稿承諾書」は、E-mailの添付ファイルとして送付する。ファイル形式は原則としてMS-Wordとする。ファイル名はそれぞれ次のようにすること。

	ファイル名	例
完成原稿と論文要旨	1. 論文・要旨(氏名)	1. 論文・要旨(山田太郎)
投稿票	2. 投稿票(氏名)	2. 投稿票(山田太郎)
投稿承諾書	3. 投稿承諾書(氏名)	3. 投稿承諾書(山田太郎)

採用が決定された原稿の提出方法は編集委員会から再度通知する。

- 13) 投稿された原稿は、査読者2名による審査結果をもとに、編集委員会が採否を決定する。
- 14) 採用された場合、投稿者は英文要旨を提出する。英文要旨は、提出前に必ずネイティブチェックを受けること。
- 15) 原稿の投稿先および問い合わせ先は次のとおりとする。

東アジア日本学研究学会事務局 E-mail: eaja20172@163.com

2018年9月30日 制定

2019年9月20日 改正

2021年4月20日 改正

2023年1月20日 改正

※投稿の際は以下の部分を切り取り、原稿に添えて送ってください。

<b>投 稿 票</b>	
投稿日：20 年 月 日	
氏名	
所属・職位	(例) ○○大学・助手、講師、副教授、教授、大学院生
メールアドレス	
電話番号	
論文タイトル	
種類 (該当を残す)	春季号 / 秋季号      論文・研究ノート・書評
分野 (該当を残す。 複数回答可)	1. 語学・言語教育    2. 文学    3. 文化    4. 歴史 5. 哲学・思想    6. 経済    7. 政治    8. その他
連絡事項 事務局または編集委員会に連絡したいことがあれば書いてください。特になければ記載不要です。	



## 『東アジア日本学研究』執筆要領

### 1) 利用言語

原稿は日本語を使用し、横書きで作成する。

### 2) 原稿枚数

原稿の枚数は40字×35行を1枚と換算して、春季号論文は5～7枚(注・図表・参考文献を含む)、秋季号論文は10～15枚(注・図表・参考文献を含む)とする。

### 3) 見出し番号の表記

本文内の各節章の見出しにつける番号は1.、2.、3. …とし、その下の款項には1.1、1.2、1.3…を用いる。さらにその下の項には1.1.1、1.1.2、1.1.3…を用いる。最初に「はじめに」、最後に「おわりに」を置いてもよい(番号は付けない)。

### 4) 句読点の表記

句読点は全角の「、」「。」を用いる。

### 5) 括弧の表記

括弧は原則として全角とする(欧語表記および注記を示す記号に用いる片括弧を除く)。

### 6) 数字の表記

数字は、熟語など特別な場合を除き半角のアラビア数字を用いる。4桁表記以上となる場合は、コンマ(,)を用いる。また、「兆、億、万」などの漢数字を用いてもよい。

### 7) 年号の表記

年号は原則として西暦を用いる。必要に応じて、西暦の後に元号などを丸括弧に入れて併用してもよい。

### 8) 度量衡の単位は、原則として記号(m kg など)を用いる。

### 9) 図や表には番号とタイトルを記入する。

### 10) 注は以下のように該当部分の右肩に入れ、論文末にまとめて並べる。

～と考える<sup>1)</sup>。

### 11) 参考文献の表記

本文と注記で用いた全ての文献を「参考文献」として本文の最後の一括して表示する。

参考文献の表記は以下のとおりとする。

(日中韓語の書籍) 編著者名(発行年)『書名—副題』出版社。(MS 明朝 9P)

(日中韓語の雑誌論文) 著者名(発行年)「論文名—副題」『雑誌名』巻数(号数)、〇—〇頁。

(日中韓語の書籍中の論文) 著者名(発行年)「論文名—副題」(編者名『書名—副題』出版社)、〇—〇頁。

(日中韓訳書) 編著者名(発行年)『書名—副題』(訳者名、原著は〇年発行) 出版社。

(欧文の書籍) 編著者名(発行年) 書名: 副題, 発行地: 出版社。

(欧文の雑誌論文) 著者名(発行年) “論文名: 副題,” 雑誌名, 巻数(号数), pp. 〇—〇。

(欧文の書籍中の論文) 著者名(発行年) “論文名: 副題,” 編者名 ed., 書名: 副題, 発行地: 出版社, pp.

〇—〇。

## 『東アジア日本学研究』査読要領

### 【査読スケジュール】

#### ・投稿締切日

(春季号) シンポジウム終了後3週間以内とする。

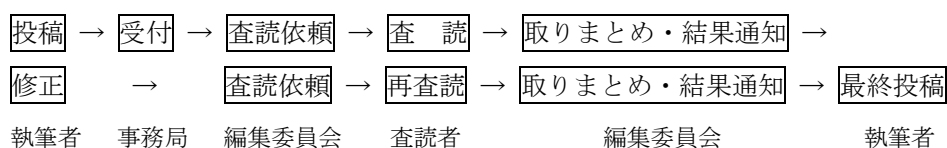
(秋季号) 毎号4月1日(北京時間24:00)とする。

#### ・投稿先: 東アジア日本学研究学会事務局 E-mail: eaja2017@163.com

#### ・査読の流れ

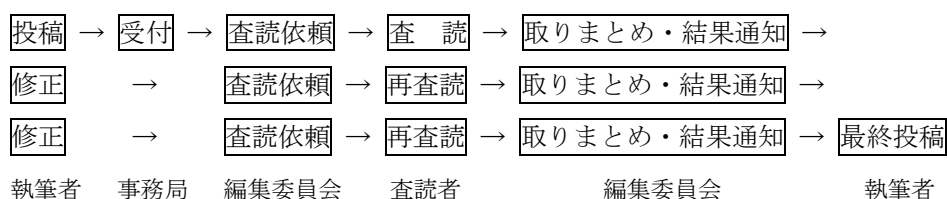
(春季号) 査読は2回までとする。

(2回目の総合評価が「再査読」の場合は結果的に「不採用」となる。)



(秋季号) 査読は3回までとする。

(3回目の総合評価が「再査読」の場合は結果的に「不採用」となる。)



### 【査読者の構成】

- 1) 論文1編について2名の査読者が査読する。
- 2) 査読者は編集委員会によって原則として会員の中から選任する。会員の中に適任者がいない場合は外部審査員を依頼することができる。審査料は全て無料とする。
- 3) 春季号の場合は、自己の投稿論文でなければ査読可能とする。秋季号の場合は、投稿者は当該号の査読は行わないこととする。

### 【査読】

- 4) 査読は投稿者・査読者間、査読者間ともに匿名で行うこととする。
- 5) 判定は、「採用」「条件採用」「再投稿」「不採用」の4段階とする。
  - ・「採用」は誤植程度の修正しか必要でない場合とする。
  - ・「条件採用」は査読者から指摘された問題が1週間程度で修正でき、当該号での採用が見込める場合とする。
  - ・「再投稿」は査読者から指摘された問題が2週間程度で修正でき、当該号での採用が見込める場合とする。

- ・「不採用」は当該号での採用のレベルに達していない場合とする。
- 6) 査読者は所定の「査読票」に査読結果とコメントを記入する。
- 7) 論文の中に投稿者が特定される情報が書かれていることが査読の過程で明らかになった場合でも、原則として査読を継続する。但し、投稿者と査読者が指導教員と指導生の関係、同じ機関に属する等の場合には、査読者の交代を行う。
- 8) 査読にあたり二重投稿等の疑義等が生じた場合、投稿者宛てコメントには記載せず、編集委員会宛てコメントに記載する。

**【査読結果のとりまとめ】**

- 9) 査読者は「査読票」を編集委員長に送付する。
- 10) 編集委員会では、以下の総合判定ガイドラインに基づいて採否を決める。基本的にこれを順守するが、このガイドラインに従わない方がよいと判断される場合には、編集委員会で審議する。

<総合判定ガイドライン>

(◎採用、○条件採用、△再投稿、×不採用)

採用 : ◎◎ (6点)

条件採用 : ◎○ (5点)、○○、◎△ (4点)

再投稿 : ◎×、○△ (3点)、○×、△△ (2点)、△× (1点)

不採用 : ×× (0点)

- 11) 総合判定の確定後、編集委員長は結果を事務局に送付する。
- 12) 事務局は、総合判定結果と査読者のコメントを投稿者に送付する。

**【再投稿・最終投稿】**

- 13) 「採用」の場合は、微修正の確認を編集委員会で行う。
- 14) 「条件採用」と「再投稿」の場合は、初回の2名の査読者で再度査読する。
- 15) 春季号の査読は2回まで、秋季号の査読は3回までとし、査読結果に基づいて編集委員会で最終判定を行う。
- 16) 編集委員会は最終判定結果を事務局に送付し、それを事務局から投稿者に送付する。

**【その他】**

- 17) 「不採用」に関する投稿者からの反論には原則として応じない。
- 18) 校正は字句等の修正のみ認める。問題が生じた場合には編集委員長が確認する。

## 編集後記

### 編集委員長 杉村泰(名古屋大学教授)

本号には15本の投稿がありました。各論文とも2名の査読者による審査が行われ、採用8本、不採用2本、不受理5本という結果となりました。投稿の際は投稿規定を守ってくださいますようお願いいたします。

### 副編集委員長 加藤三保子(豊橋技術科学大学特任教授)

折に触れ、この場を借りて気づいた点をお伝えしていますが、本学会は「日本学研究」が大前提ですので、日本に関する研究・教育等の情報が薄い論文は採用されません。学会の趣旨に沿った内容でご執筆いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 編集委員 加藤恵梨(愛知教育大学准教授)

今回も、多岐にわたる日本学研究についての論文が寄せられ、査読を通して大変勉強になりました。皆様の研究成果が多くの人々の目に触れ、刺激を与えることにより、日本学研究のさらなる発展へとつながることを願っています。

### 編集委員 金光林(新潟産業大学教授)

今回の第10号の投稿論文の査読を通してまたいい勉強をさせていただきました。多様な主題の論文が本学会誌に発表されるようになり、いい方向性を見せていますが、投稿する論文の質を上げ、文章表現を磨き上げるのも課題になっています。

### 編集委員 吉川佳英子(愛知工業大学教授)

寄せられる論文は、いつもたいへんヴァリエーションに富んでいるので、今回はどういう論文が届くかとドキドキしています。テーマの選択にも、きっと「今の時代」が書き込まれているのでしょう。意欲的でオリジナルな論文を期待します。ぜひ、奮って投稿してください。

### 編集委員 李東軍(蘇州大学教授)

今回の査読も質の高い論文でしたが、もちろん厳しい目で査読したつもりで、場合によって修正のコメントなどを出したりしたこともあります。しかし、たとえ不採用となったとしても、めげずに頑張って続ければ、必ず良い結果が出ると信じてください。

### 事務局(学会誌担当) 力丸美和(九州大学助教)

事務局として学会誌の仕事を担当させていただくことで、学会誌が出来上がる過程を目の当たりにすることができ、投稿者、編集者、査読者など様々な立場の視点が得られます。この役割で得た経験が、自分自身の論文投稿にも生かされると感じます。

**【本号の査読者】**（50音順）

安勇花（延辺大学副教授）、加藤恵梨（愛知教育大学准教授）、加藤三保子（豊橋技術科学大学特任教授）、金光林（新潟産業大学教授）、金珽実（商丘師範学院副教授）、金龍哲（東京福祉大学教授）、中川良雄（京都外国語大学特任教授）、任星（厦門大学副教授）、白曉光（西安外国語大学副教授）、朴敬玉（帝京大学准教授）、吉川佳英子（愛知工業大学教授）、李東軍（蘇州大学教授）、李東哲（山東外事職業大学教授）

---

**東アジア日本学研究 第10号**  
**Japanese Studies in East Asia No.10**

2023年9月20日発行

東アジア日本学研究学会

The Society of Japanese Studies in East Asia

学会事務局 E-mail: eaja2017@163.com（一般）

eaja20172@163.com（学会誌専用）

住所：〒372-0831 群馬県伊勢崎市山王町2020-1

東京福祉大学教育学部内

ホームページ <https://www.east-asia.info/>ISSN 2434-513X

---